

令和5年

第1回定例会

会議録

令和5年3月8日

# 令和5年第1回 江 差 町 議 会 定 例 会

## (第 1 号)

### ◎ 期日及び場所

令和5年3月8日(水) 午前10時00分 江差町役場 議場

### ◎ 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定  
〔議 長 諸般の報告〕
- 日程第 3 閉会中の継続調査の申し出について  
〔町 長 行政報告〕
- 日程第 4 議案第21号 江差町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する  
条例について
- 日程第 5 議案第 1号 令和4年度江差町一般会計補正予算(第20号)について
- 日程第 6 議案第 2号 令和4年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第5  
号)について
- 日程第 7 議案第 3号 令和4年度江差町後期高齢者医療別会計補正予算(第2  
号)について
- 日程第 8 議案第 4号 令和4年度江差町介護保険特別会計補正予算(第3号)に  
ついて
- 日程第 9 議案第 5号 令和4年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算(第3  
号)について
- 日程第10 議案第 6号 令和4年度江差町水道事業会計補正予算(第3号)につ  
いて
- 日程第11 議案第27号 江差町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について
- 日程第12 議案第29号 工事請負契約の締結について  
〔町 長 ～ 令和5年度町政執行方針表明〕  
〔教育長 ～ 令和5年度教育行政執行方針表明〕
- 日程第13 一 般 質 問
- 日程第14 議案第 7号 令和5年度江差町一般会計予算について
- 日程第15 議案第 8号 令和5年度江差町国民健康保険費特別会計予算について
- 日程第16 議案第 9号 令和5年度江差町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第17 議案第10号 令和5年度江差町介護保険特別会計予算について
- 日程第18 議案第11号 令和5年度江差町公共下水道事業特別会計予算について

- 日程第19 議案第12号 令和5年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計予算について
- 日程第20 議案第13号 令和5年度江差町港湾整備事業特別会計予算について
- 日程第21 議案第14号 令和5年度江差町奨学金特別会計予算について
- 日程第22 議案第15号 令和5年度江差町水道事業会計予算について
- 日程第23 議案第16号 江差町財政調整基金の処分について
- 日程第24 議案第17号 江差町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 日程第25 議案第18号 江差町個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程第26 議案第19号 江差町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第20号 江差町議会議員及び江差町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 議案第22号 江差町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第29 議案第23号 江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第30 議案第24号 江差町学童保育所設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第31 議案第25号 江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第32 議案第26号 江差町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第33 議案第28号 財産の減額貸付について
- 日程第34 議案第30号 指定管理者の指定について
- 日程第35 議案第31号 指定管理者の指定について
- 日程第36 議案第32号 指定管理者の指定について
- 日程第37 議案第7号～議案第15号、  
議案第16号～議案第20号、  
議案第22号～議案第26号、  
議案第28号、  
議案第30号～議案第32号  
令和5年度江差町各会計予算並びに関連議案中

□ 議会事務局・総務課・選挙管理委員会事務局・監査委員事務局 所管分

- 議案第17号 江差町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

- 議案第18号 江差町個人情報保護審査会条例の制定について
- 議案第19号 江差町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第20号 江差町議会議員及び江差町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

□ まちづくり推進課 所管分

◎ 会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定  
〔議 長 諸般の報告〕
- 日程第 3 閉会中の継続調査の申し出について  
〔町 長 行政報告〕
- 日程第 4 議案第21号 江差町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 1号 令和4年度江差町一般会計補正予算(第20号)について
- 日程第 6 議案第 2号 令和4年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第5号)について
- 日程第 7 議案第 3号 令和4年度江差町後期高齢者医療別会計補正予算(第2号)について
- 日程第 8 議案第 4号 令和4年度江差町介護保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第 9 議案第 5号 令和4年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第10 議案第 6号 令和4年度江差町水道事業会計補正予算(第3号)について
- 日程第11 議案第27号 江差町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について
- 日程第12 議案第29号 工事請負契約の締結について  
〔町 長 ～ 令和5年度町政執行方針表明〕  
〔教育長 ～ 令和5年度教育行政執行方針表明〕
- 日程第13 一 般 質 問
- 日程第14 議案第 7号 令和5年度江差町一般会計予算について
- 日程第15 議案第 8号 令和5年度江差町国民健康保険費特別会計予算について
- 日程第16 議案第 9号 令和5年度江差町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第17 議案第10号 令和5年度江差町介護保険特別会計予算について

日程第18	議案第11号	令和5年度江差町公共下水道事業特別会計予算について
日程第19	議案第12号	令和5年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計予算について
日程第20	議案第13号	令和5年度江差町港湾整備事業特別会計予算について
日程第21	議案第14号	令和5年度江差町奨学金特別会計予算について
日程第22	議案第15号	令和5年度江差町水道事業会計予算について
日程第23	議案第16号	江差町財政調整基金の処分について
日程第24	議案第17号	江差町個人情報保護に関する法律施行条例の制定について
日程第25	議案第18号	江差町個人情報保護審査会条例の制定について
日程第26	議案第19号	江差町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第27	議案第20号	江差町議会議員及び江差町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
日程第28	議案第22号	江差町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第29	議案第23号	江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第30	議案第24号	江差町学童保育所設置条例の一部を改正する条例について
日程第31	議案第25号	江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第32	議案第26号	江差町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
日程第33	議案第28号	財産の減額貸付について
日程第34	議案第30号	指定管理者の指定について
日程第35	議案第31号	指定管理者の指定について
日程第36	議案第32号	指定管理者の指定について
日程第37	議案第7号～議案第15号、 議案第16号～議案第20号、 議案第22号～議案第26号、 議案第28号、 議案第30号～議案第32号	令和5年度江差町各会計予算並びに関連議案中

□ 議会事務局・総務課・選挙管理委員会事務局・監査委員事務局 所管分

- 議案第17号 江差町個人情報保護に関する法律施行条例の制定について
- 議案第18号 江差町個人情報保護審査会条例の制定について
- 議案第19号 江差町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第20号 江差町議会議員及び江差町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

□ まちづくり推進課 所管分

◎ 出席議員（12名）

議		長	打	越	東	亜	夫
副	議	長	萩	原			徹
議		員	薄	木	晴		午
	〃		飯	田	隆		一
	〃		室	井	正		行
	〃		塚	本			眞
	〃		西	海	谷		望
	〃		小	梅	洋		子
	〃		小	野	寺		眞
	〃		小	林	く	に	こ
	〃		出	崎	太		郎
	〃		大	門	和		幸

◎ 出席説明者

町	長	照井	誉之介
副町	長	田畑	明
教育	長	出崎	雄司
総務課	長	斉藤	敏己
まちづくり推進課	長	尾山	徹
財政課	長	岸田	礼治
税務課	長	西海	谷靖
町民福祉課	長	畑	竜哉
健康推進課	長	白鳥	智子
産業振興課	長	竹内	強
追分観光課	長	国仙	敏孝
建設水道課	長	岸田	雄治
高齢あんしん課	長	三好	泰彦
出納室	長	岸田	真由美
学校教育課	長	長尾	恵一
社会教育課	長	安田	克臣
総務課主幹		宮津	宗介

(議会事務局)

局長	梅川	年代
副局長	中澤	貴徳

※ベルが鳴る。

(議長)

おはようございます。

(議長)

ただ今の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただ今から、令和5年第1回江差町議会定例会を開会いたします。

(議長)

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりとなっております。

(議長)

日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、会議規則第129条の規定により、2番出崎議員、3番小林議員を指名いたします。

(議長)

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今定例会期の及び議会運営については、所管の議会運営委員会に付託されておりますので、委員長の報告を求めます。

室井委員長。

「室井委員長」

議長。

「室井委員長」

おはようございます。

(「おはようございます」の声)

「室井委員長」(報告)

それでは、委員会報告をいたします。

当委員会は2月10日、2月27日の2日間委員会を開催し、町理事者の出席を求

め、今定例会に提出される議案内容の説明を受けるなど、日程及び運営について協議いたしました。

今定例会の議案、一般質問などについて。今定例会には各会計補正予算など、32件の議案が提出されている他、議員発議3件、一般質問は9名の通告であります。詳細については、お手元に配布しております報告書のとおりでございます。

会期の日程について。議案審議内容などの観点から、会期日程を本日3月8日及び3月9日の2つ日間とすることといたしました。

4、一般質問などについて。これまでと同様一問一答方式とし、質問の回数は、再々質問まで認められます。質問時間については、従来どおり答弁を含め60分の時間制とし、質問答弁については、議員は1回目の質問から自席で、理事者は1回目の答弁は演壇により行い、再質問以降は自席で行うことといたします。町理事者の反問権については、従来どおりです。

以上、議会運営委員会において、協議した結果を報告といたします。よろしくご協力お願いいたします。

**(議長)**

以上で、報告が終わりました。

お諮りします。今定例会の会期及び議会運営については、委員長報告のとおりしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

**(議長)**

異議なしと認めます。よって、今定例会の会期については、本日から明日の9日までの2日間に決定いたしました。

なお、新型コロナウイルス感染症に対して、説明質疑及び審議にあたっては、可能な限り時間短縮に努め、迅速な議会運営を図りますので、ご協力をお願いいたします。

また、議場内の換気のため、出入り口のドアを開口しておりますので、ご協力をお願いいたします。

**(議長)**

次に、議長からの諸般の報告をいたします。

報告内容は、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

**(議長)**

日程第3、閉会中の継続事務調査の申し出についてを議題といたします。

(議長)

議会運営委員会、総務産業常任委員会、社会文教常任委員会、議会広報特別委員会から、会議規則第76条の規定に基づき、お手元に配布のとおり、継続調査の申し出がありました。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、決定いたしました。

(議長)

次に、町長からの行政報告の申し出がありますので、これを許可いたします。

町長。

「町長」(行政報告)

はじめに、江差風力発電所の営業運転開始についてご報告申し上げます。

令和5年2月6日、電源開発株式会社の100%出資子会社であります、株式会社ジェイウインドが出資する江差グリーンエナジー株式会社が元山地区において、江差風力発電所の営業運転を開始しました。

元山地区では、平成13年から株式会社江差ウィンドパワーが風力発電事業を行っていましたが、電源開発株式会社が事業を引継ぎ、風車の建て替えを進めてきたものです。総出力は建て替え前と同じ2万1千キロワットで、電源開発株式会社では、最大級となる出力4,200キロワットの大型風車5基を初めて稼働いたしました。町といたしましても、2050年カーボンニュートラル実現に向けた再生可能エネルギー導入の一步として、期待しているところでございます。

次に、江差町、上ノ国町、株式会社コンサドーレ及び一般社団法人コンサドーレ北海道スポーツクラブとの連携と協力に関する包括協定の締結について、ご報告申し上げます。

令和5年2月9日、北海道をホームタウンとするコンサドーレ札幌を運営する株式会社コンサドーレ及びスポーツ普及活動を行う一般社団法人コンサドーレ北海道スポーツクラブとスポーツ施設の相互利用など、自治体間連携を締結している上ノ国町との4者による連携協定を締結いたしました。本協定は、江差町及び上ノ国町のそれぞれのスポーツ施設を活かし、両町のスポーツ振興や町民の健康増進を図るほか、コンサドーレが持つノウハウを活かし、地域課題の解決や地域交流の活性化

に寄与することを目的に締結したものでございます。

今後は、スポーツ関連事業のほか、教育や観光振興など様々な分野において、連携した事業を展開してまいりたいと考えているところであり、令和5年度予算において、町民を対象とした基礎トレーニング教室や食育講座を開催するため、事業予算を上程しているところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、災害時における協力協定締結について、ご報告申し上げます。

令和5年2月16日、北清えさし株式会社と大規模災害発生時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定を締結いたしました。本協定は、災害時に発生する災害廃棄物を円滑迅速に処理するため、仮置場の運営管理、中間処理及び最終処分について同社にご協力をいただき、災害発生後の早期復旧を目指すものでございます。

また、地域防災計画の個別計画である災害廃棄物処理計画について、この協定の活用を盛り込んだ上で策定し、更なる防災行政の推進に努めて参ります。

次に、旧江差町営レストラン施設利活用事業公募型プロポーザルの結果について、ご報告いたします。

去る2月10日に開催いたしました江差町議会全員協議会において、当該プロポーザルに対し、1事業者からの申込提案がありましたことをご報告させていただきました。提案事業に関しまして、2月17日に副町長及び関係課長で構成する審査委員会におきまして、事業提案者からプレゼンテーション審査を実施した結果、当該施設貸付に伴う優先交渉権者として、江差町字尾山町146番地28、株式会社クリエイト北海道 代表取締役 松谷朝日氏に決定いたしましたので、ご報告申し上げます。

なお、利活用の事業内容といたしましては、別紙で事業概要を添付しておりますが、地元産の食材を活用した軽食ができるカフェとお土産品の販売を主としつつ、体験イベントなどを通じて町民や観光客が交流し、また、憩いの場として有効利活用が図られる内容となっており、観光振興及び地域経済の活性化等を通して人々の交流を促進し、新たな賑わいが創出されることが期待されるものでございます。そのため当該施設貸付にあたり、光熱水費は事業者負担となりますが、再公募する際の江差町議会全員協議会でご説明させていただきましたとおり、本定例会議案として財産の減額貸付について、提案させていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、江差町国民保護計画の変更について、ご報告申し上げます。

江差町国民保護計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法第35条第1項の規定に基づき、国が定める国民の保護に関する基本指針や北海道が定める北海道国民保護計画を踏まえて策定しており、国の指針や道の計画に変更が生じた場合は、整合性を図る必要があることから、当町の国民保護計画を変更するものでございます。変更については、国民保護の定める手続きにより、江差町の国民保護協議会に諮問、北海道知事と協議をしま

したが、いずれも異議がなかったことから、同法の規定に基づき議会への報告とさせていただきます。

変更概要につきましては、資料を添付させていただいておりますので、ご参照いただきたいと思います。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種状況と今後の接種についてでございます。

オミクロン対応ワクチン接種でございますが、1月21日で集団接種を終了いたしました。3月6日現在の接種率は、全体で68.9%、65歳以上の高齢者は81.0%となっております。集団接種終了後も接種希望の問い合わせがあることから、町広報3月号のチラシでお知らせいたしました。3月18日（土）に集団接種の機会を設定いたしました。詳細につきましては、資料をご参照ください。

次に、令和5年度の接種についてでございます。

マスコミ報道等でご存知かと思いますが、特例臨時接種の期間が令和6年3月31日まで延長になりました。国の予防接種ワクチン分科会において、乳幼児小児のワクチン接種は、実施期間が短かったことから、接種が継続される予定であること。重症化リスクの高い65歳以上の高齢者及び基礎疾患を有する方、医療従事者や高齢者施設等の従事者を対象に、春夏頃に1回接種機会が設けられる予定であること。12歳以上のすべての方を対象に、秋冬頃に1回接種機会が設けられる予定であることが検討されました。

最終的な結論や使用するワクチンの種類や接種間隔等の詳細が国から示され次第、町広報等でお知らせいたします。

また、5年度の接種日程につきましても、今後、町内医療機関等との調整を行い、決定次第町広報等でお知らせいたします。

最後に、寄附採納についてご報告申し上げます。

はじめに令和5年2月20日、札幌市厚別区青葉町 津村善彦様より、江差町特に伏木戸町の防災に役立てて欲しいと防災キャビン、段ボールベッド、金額にして約20万円相当のご寄附がございました。津村氏は、町内伏木戸町出身で、北海道警察の警察官として当町でも勤務され、令和4年春の叙勲等で警察功労として瑞宝双光章を受章、この度の受章について、故郷江差町に感謝したいという趣旨から、ご寄附いただいたものでございます。ご寄附いただいた防災キャビンにつきましては、寄附の目的にもあったとおり伏木戸町の防災に役立てたいと考えております。

最後に、令和5年2月24日、札幌市に事務所を置く生活協同組合 コープさっぽろ 理事長 大見英明様より、新入学児童の交通安全への願いを込めて、交通安全ランドセルカバー50枚のご寄附がございました。同組合の地域貢献活動は、平成24年度から継続されており、交通安全推進の一翼を担っているところであります。ご寄附いただいたランドセルカバーは、小学校入学式当日に配布を予定しております。

以上、ご寄附がございましたことをご報告申し上げますとともに、改めてご厚志

に厚くお礼を申し上げます。

(議長)

以上で、行政報告を終わります。

(議長)

日程第4、議案第21号、江差町職員育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

「町長」(提案説明)

議案第21号、江差町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

公務員の妊娠出産育児等と仕事の両立支援のために講じる措置に基づき、育児休業要件緩和等を図るため、江差町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

はい。次、総務課長。

「総務課長」

おはようございます。(議長：「おはようございますの声」)

私の方から、議案第21号、育児休業に関する条例一部改正について、ご説明申し上げます。

議案書ですが、106ページからとなります。それから、資料でございますけれども、53ページからの資料45の改正概要と次のページからの新旧対照表となります。53ページの改正概要でご説明申し上げます。

まず、その前に最初に大変申し上げございません。誤字がありましたので、訂正をお願いしたいと思います。

53ページ資料45の1、育児休業の取得回数制限の緩和等の回数が建物の階数となつてございました。大変申し訳ございませんが、回るの方の回、その回数に訂正をお願いしたいと思います。

それでは、説明に入らせていただきますが、改正の理由でございますけれども、国家公務員の育児休業等に関する法律が改正されたことに伴いまして、均衡の原則に基づき、地方公務員の育児休業等に関する法律も一部改正されました。そのこと

から、当町におきましても、条例を改正するものでございます。

改正の目的及び趣旨といたしましては、働きながら育児や介護がしやすい環境整備、つまり、育児または介護をおこなう職員の職業生活と家庭生活の両立、これを一層容易にすることを目指すというものでございまして、改正の内容といたしましては、大きく3点となっているものでございます。

まず、1つ目でございますが、育児休業の取得回数制限の緩和等でございます。法律におきましては、職員が同一の子について、育児休業することができる回数が原則1回となっていたものを、原則2回以内となるよう法律の方で一部改正しましたので、町条例の関係する条文を所用の整備するため、改正したものでございます。

2つ目でございますが、2、非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業の所得要件の緩和でございます。非常勤職員が出生後8週間以内に取得する場合、子が1歳8か月に達する日までに任期が満了することが明らかでないこと。

また、同じく任命権者を同じくする職に採用されないことが明らかでない、そういった要件がございましたけれども、8週間と6か月を経過する日までに緩和されましたので、同じく所用の整備をするものでございます。

3つ目といたしましては、3、非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化でございます。子が1歳となる以降において、育児休業取得する場合、1歳6か月または、2歳到達日までを上限に取得できるそれぞれの要件ございましたけれども、そのような要件につきまして、夫婦交代での取得する場合など、柔軟に取得できるよう所用の整備をするものでございます。

改正の概要は以上でございまして、改正条例につきましては、交付の日から施行し、令和4年10月1日から適用するものでございます。

説明は以上でございますので、よろしく願いいたします。

#### (議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

#### (議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

(議長)

議案第21号、江差町職員の育児教育（正：休業）等に関する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第21号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第5、議案第1号、令和4年度江差町一般会計補正予算（第20号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

「町長」（提案説明）

議案第1号、令和4年度江差町一般会計補正予算（第20号）についてでございます。

今回の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る事業、事業執行に伴う減額補正及び財源更正のほか、議場マイク設備工事など、合計54事業に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額からそれぞれ、4,336万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、63億3,196万3千円とするものでございます。

併せまして、繰越明許費、債務負担行為、地方債の補正をお願いするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

財政課長。

「財政課長」（補足説明）

それでは、議案書3ページからの補正予算構成表と各資料により、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に関する事業よりご説明いたします。

まず、農業経営持続化支援給付金事業です。昨年の第6回臨時会で補正いただいた本事業について、執行残が見込まれますことから、80万円を減額補正するもの

です。全額国庫支出金です。

次に、江差町上ノ国町学校給食組合負担金（学校給食費物価高騰対策）です。資料2をご覧ください。昨年の第2回定例会で補正をいただいた本事業ですが、その後の物価高騰による影響額を再精査した結果、不足額が生じることから、追加の補正をお願いするものです。補正額は130万4千円、財源内訳は国庫支出金80万円、一般財源50万4千円です。

以上、臨時交付金に係る補正合計額は50万4千円、財源内訳はご覧のとおりです。

続いて、減額補正財源更正の41事業です。

まず、減額補正となる事業です。事業の完了等により、執行残が見込まれる35事業を減額するものですが、地方債に関わる江差町農地流動化促進補助、町道五厘沢山崎線道路改良工事、直轄港湾整備及び公営住宅長寿命化対策（円山第3団地解体除却）の4事業については、財源とする地方債も併せて減額となります。

続いて、財源更正は6事業ありますが、旧江光ビル跡地活用実施計画策定及び行政組合分担金（指令車購入）につきましては、一般財源から地方債へ財源更正することにより、地方債が増額となるものです。

以上、減額補正財源更正の合計額は、1億924万7千円の減額となり、財源内訳はご覧のとおりとなっております。

続きまして、一般事業補正です。

まず、総務管理事務（北海道派遣職員負担金）です。道から当町に派遣されている職員の勤勉手当分に係る負担金額の通知がありましたことから、40万6千円を補正するものです。全額一般財源です。

続いて、江差町議会議場有線マイク制御設備工事です。昨年来、マイク制御装置等の不具合により、保守点検事業者からの借上げにより運営している議場内音響設備について、各席のマイクや操作席の制御ユニット等の更新を図るものです。補正額は1,537万8千円、全額一般財源です。

続いて、令和3年度風しん追加的対策事業国庫負担金返還です。本年1月24日付けで補助金の額の確定通知がありましたことから、超過交付されている補助金の返還を行うものです。補正額は35万8千円、全額一般財源です。

続いて、社会福祉法人が行う利用者負担額軽減事業補助です。特別養護老人ホームえさし荘の介護保険サービスを利用する低所得者当を対象に、当該法人が行う利用者負担金軽減事業に対し、補助するものです。補正額は589万5千円、うち道支出金442万1千円、一般財源147万4千円です。

続いて、子ども発達支援推進です。上ノ国町子ども発達支援センターを利用する江差町児童の増加により、予算化されている約600万円の負担金に不足が生じますことから、補正をお願いするものです。補正額は176万1千円、全額一般財源です。

続いて、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保（オミクロン株対応）ワクチ

ン接種です。本ワクチンの集団接種は、本年1月に終了したところですが、前回のワクチン接種からの経過機関等により、1月では集団接種を受けられない方がいたことなどから、追加の接種体制を確保するための費用を補正するものです、補正額は288万円、全額国庫支出金です。

続いて、豊かな産地づくり総合支援事業です。アスパラ等重点振興作物の栽培施設や種苗購入等に要する補助額に不足が生じますことから、補正をお願いするものです。補正額は400万円、全額その他特定財源です。

続いて、マイナポイント申込み支援事業です。本事業は、昨年第4回臨時会で補正をいただき、ポイント申込み支援を行ったところですが、ポイントの対象となるマイナンバーカードの申請期限が2月末まで延長されたことから、引き続きポイント申込み支援を行うため、会計年度任用職員人件費の補正をお願いするものです。補正額41万2千円、国庫支出金41万1千円、一般財源1千円です。

続いて、直轄港湾整備（令和4年度）補正予算分です。昨年12月に国直轄港湾整備事業計画が変更され、フェリーが接岸する北埠頭岸壁整備に関する工事負担金が決定的なことから発生するものです。補正予算は3,400万円、全額地方債です。

続いて、公債費元金の25万8千円と公債費（利子）の3万5千円です。当初見込んだ利率が想定以上に上場したことから、補正を行うものです。全額一般財源です。

一般事業補正の合計額は6,538万3千円、財源内訳はご覧のとおりです。

以上、一般会計補正第20号の合計額は4,336万円の減額、財源内訳はご覧のとおりとなっております。

続きまして、8ページ第2表繰越明許費補正をご覧下さい。記載の5事業につきましては、年度内の事業完了ができないことから、繰越明許補正をお願いするものでございます。

続きまして、9ページ第3表債務負担行為補正をご覧下さい。記載の54事業につきましては、新年度直ちに事業実施する必要がありますことから、予算の執行が可能となる4月1日以前に入札契約等の手続きをするため、債務負担行為補正をお願いするものでございます。

続きまして、12ページの第4表地方債補正をご覧下さい。追加2件と変更5件となりますが、先程の補正予算構成表でご説明しました事業に関わるもので、目的や限度額等は記載されているとおりとなっております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

### （議長）

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います  
が、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第1号、令和4年度、江差町一般会計補正予算(第20号)について、原案  
に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第6、議案第2号、令和4年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第  
5号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

「町長」(提案説明)

議案第2号、令和4年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第5号)につ  
いてでございます。

今回の補正につきましては、事業執行に伴う保健事業費等の減額をお願いするも  
のでございまして、歳入歳出予算の総額からそれぞれ、211万6千円を減額し、  
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、8億1,725万5千円とするものでござ  
います。

また、併せまして、債務負担行為の補正をお願いするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議  
決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

健康推進課課長、

「健康推進課長」（補足説明）

おはようございます。（議長：「おはようございます」の声）

議案書35ページの補正予算構成表でご説明いたします。事業名は、保健事業費及び特定健康審査等事業費でございます。特定健診及び人間ドックほか、各種健診等の委託料が予算額より、減少したことに伴う減額補正でございます。金額は21万6千円で、全額一般財源でございます。

続きまして、議案書46ページをお開き下さい。債務負担行為補正についてご説明いたします。表に記載してある2事業は、令和5年4月1日からも継続する事業でございます。支出予定額は記載のとおりでございます。

ご審議方、よろしく願いいたします。

（議長）

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

（議長）

議案第2号、令和4年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算（第5号）について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）

挙手全員であります。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

（議長）

日程第7、議案第3号、令和4年度江差町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

「町長」（提案説明）

議案第3号、令和4年度江差町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

今回の補正につきましては、広域連合への負担金に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額からそれぞれ、827万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、1億3,199万円とするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

（議長）

健康推進課長。

「健康推進課長」（補足説明）

議案書49ページの補正予算構成表でご説明いたします。

事業名は後期高齢者医療広域連合納付金の減額補正でございます。内訳は、令和3年度事務費負担金精算減額分を令和4年度へ調整したことに伴う減額46万4千円、令和4年度保険料負担金の当初予算額が決算見込み保険料額より上回っていることによる債分減額500万円、令和4年度保険基盤安定負担金交付額の確定に伴う現行予算超過分の減額280万円で、合計827万4千円の減額でございます。

財源内訳は全額その他特定財源で、特別徴収保険料が500万円、一般会計繰入金327万4千円の減額でございます。

ご審議方、よろしくお願いいたします。

（議長）

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案について、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

(議長)

議案第3号、令和4年度江差町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第8、議案第4号、令和4年度江差町介護保険特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

「町長」(提案説明)

議案第4号、令和4年度江差町介護保険特別会計補正予算(第3号)についてでございます。

今回の補正につきましては、事業執行に伴う4つの事業費の減額補正、介護保険給付準備基金への積立に係る補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額からそれぞれ、4,830万7千円を減額し、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、12億2,306万9千円とするものでございます。

これによりまして、介護保険特別会計の歳入歳出予算の総額は、サービス事業勘定と併せまして歳入歳出それぞれ、12億2,832万1千円となるものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

高齢あんしん課長。

「高齢あんしん課長」(補足説明)

私より、議案第4号、令和4年度江差町介護保険特別会計の補正予算につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書の61ページの予算構成表でご説明いたします。

まず、総務費介護認定審査会費につきましては、委員の交替に伴う新任の審査委員が道職員のため、報酬辞退されたために生じたもので、47万2千円を減額補正するものでございます。財源は審査会を構成する各町からの負担金などによるその他特定財源となっております。

次に、保険給付についてです。居宅介護サービス等給付費2,067万7千円、地域密着型介護サービス給付費2,671万1千円、特定入所者介護サービス費1,126万8千円、それぞれサービス料が見込みを下回ったことから、不用額を減額補正するものでございます。財源につきましては、国庫支出金、道支出金など記載のとおりとなっております。

次に、基金積立でございます。介護保険給付費の減額補正に伴い、第1号被保険者65歳以上の高齢者に収めていただいている介護保険料に余剰金が生じたことから、基金を積立するものでございます。財源はすべて一般財源となります。

なお、今回積立てた基金につきましては、今後、介護給付費などが計画以上の増額になった場合の補填財源となるものでございます。これにより、介護保険特別会計保険事業勘定の補正額は、合計で4,830万7千円の減となります。財源内訳は記載のとおりとなります。

以上、補正予算の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

**(議長)**

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

**(議長)**

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

**(議長)**

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

**(議長)**

議案第4号、令和4年度江差町介護保険特別会計補正予算(第3号)について、

原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第9、議案第5号、令和4年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

「町長」(提案説明)

議案第5号、令和4年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてでございます。

今回の補正につきましては、事業執行に伴う4つの事業費の減額補正及び公債費に係る補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額からそれぞれ、1,728万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、4億3,457万8千円とするものでございます。

また、併せまして、債務負担行為、地方債の補正をお願いするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

建設水道課長。

「建設水道課長」(補足説明)

はい。それでは、私の方から補足説明申し上げます。議案書の73ページ補正予算構成表でご説明申し上げます。

まず、一般管理費でございます。こちらにつきましては、消費税の大分に係る経費でございまして、当初の見込んでおりました金額から減額となったものでございます。補正額は87万、財源内訳につきましては、全額その他特定財源でございます。

次に、管渠管理費でございます。こちらにつきましては、マンホール点検など各種委託事業に係る入札執行残による減額でございまして、補正額は63万円、財源内訳につきましては、全額一般財源でございます。

次に、下水道管理センター管理費でございます。こちらにつきましては、管理セ

ンターのストマネ計画に基づきます機器類の更新経費でございまして、事業の実施精査や入札執行残に伴います減額でございまして、補正額は1,084万、財源内訳につきましては、国庫支出金が621万3千円、地方債が350万、その他特定財源が112万7千円となるものでございます。

次に、公共下水道施設費でございまして、こちらにつきましても、管渠新設工事の事業費の実施精査や、入札執行残に伴います減額でございまして、補正額は200万、財源内訳につきましては、国庫支出金が100万、地方債が100万となるものでございます。

次に、公債費の元金でございまして、こちらにつきましても、当初見込んでおりました金額から減額となったものでございまして、補正額は300万、財源内訳につきましては、全額その他特定財源でございまして、

次に、同じく公債費の利子でございまして、こちらにつきましても、利率の変更に伴いまして、増額となったものでございまして、補正額は5万5千円、財源内訳は全額その他特定財源でございまして、

以上、補正額合計が1,728万5千円の減額、財源内訳につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、76ページをお開き下さい。第2表債務負担行為補正でございまして、新年度に直ちに事業を実施する必要があるものにつきましても、予算の執行が可能となります4月1日以前に入札や見積もり合わせ、及び契約の手続きを行うため、債務負担行為の議決をお願いするものでございまして、業務つきましても、記載のとおりでございまして、期間につきましても、いずれも令和4年度から令和5年度、限度額につきましても、それぞれ記載の額となるものでございまして、

次に、77ページ第3表地方債補正でございまして、先程の補正の説明でもございましたとおり、事業費の減額に伴い、地方債の額が変更となるものについて、地方債補正をお願いするものでございまして、限度額以外の項目につきましても、変更ございませんので、説明は割愛させていただきます。

以上が補足説明となりますので、よろしくお願い申し上げます。

#### (議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

#### (議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありま

せんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

(議長)

議案第5号、令和4年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第10、議案第6号、令和4年度江差町水道事業会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

「町長」(提案説明)

議案第6号、令和4年度江差町水道事業会計補正予算(第3号)についてでございます。

今回の補正につきましては、令和4年度中に契約行為が必要な令和5年度の事業に係る債務負担行為の補正をお願いするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

建設水道課長。

「建設水道課長」(補足説明)

はい。こちらにつきましても、私の方から補足説明申し上げます。

議案書の88ページをお開き下さい。第1表債務負担行為補正でございます。こちらにつきましても、新年度直ちに事業を実施する必要があるものでございまして、予算の執行が可能となります4月1日以前に入札や見積もり合わせ、及び契約等の手続きを行うため、債務負担行為の議決をお願いするものでございます。業務

につきましては、記載のとおりでございます。期間につきましてはいずれも令和4年度から5年度、限度額につきましてもそれぞれ記載のとおりでございます。

以上が補足説明となりますので、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(なし) の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

(議長)

議案第6号、令和4年度江差町水道事業会計補正予算(第3号)について原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第6号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第11、議案第27号、江差町過疎地域持続的発展市町村計画の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

議案第27号、江差町過疎地域持続的発展市町村計画の変更についてでございます。

旧江光ビル跡地活用拠点施設整備事業の実施について、過疎対策事業債を活用するため、江差町過疎地域持続的発展市町村計画の一部を変更するものでございます。

ご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

(議長)

議案第27号、江差町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第27号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第12、議案第29号、工事請負契約の締結についてを、議題といたします。

す。

提案理由の説明を求めます。

町長。

「町長」（提案説明）

議案第29号、工事請負契約の締結についてでございます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容につきましては、契約の目的 陣屋・円山地区町有地法面崩落防止工事、工事場所 江差町字陣屋町303番地9のうち、契約の方法 指名競争入札、契約の金額 6,490万円、契約の相手方 檜山郡江差町字桧岱215番地、亀田工業株式会社 代表取締役 森下 豊一でございます。

ご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

（議長）

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

（議長）

議案第29号、工事請負契約の締結について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）

挙手全員であります。

よって、議案第29号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、町長から、令和5年度町政執行方針の表明について、また、教育長から令和5年度教育行政執行方針の表明について、それぞれ発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

まず、町長の発言を許可いたします。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」 (執行方針)

令和5年第1回江差町議会定例の開会にあたり、町政執行への私の所信を申し上げます。

混とんする世界情勢は、食糧品や原油価格の上昇を招き、加えて癒えないコロナ禍の傷跡は、私たちの日常生活や経済活動に大きなダメージを与えているうえに、まだ先行きが不透明な状況が続いています。

町民の皆様が抱く不安としっかり向き合いなら、それらを一つひとつ取除き、未来に向けた持続可能な行政サービスの提供を職員一丸となって一取り組んでいくとともに、第6次江差町総合計画に掲げる誇りある暮らしを未来へ紡ぎ、みんなでつくる自分たちごとのまちづくりを中心に据えながら、これまで8年の間、議会をはじめ町民の皆様との対話により積み上げてきた中で、鮮明となった課題の整理と、描いてき将来像を実現してまいります。

令和5年度は、昨年7月に3期目の任を受けて初の本格的な予算編成となります。

町内の子どもからお年寄りまでが、今以上に暮らしやすく、不安を感じない体制の構築や、町外方々が訪れ住みたくなるような街にするための礎を築くため、次の6項目を重点施策として、積極予算を編成したところです。

まずは、子どもへの投資は未来への投資の理念のもと、子どもたちの声を反映させた施策の展開と、子育て世帯に対する支援のさらなる充実を図ってまいります。

公約として掲げた子育て世帯の住宅新築や中古購入助成制度を令和5年度からスタートするとともに、小中学生がいる低所得世帯を対象とした子どもの未来応援事業は、これまで対象としていた学習塾、通信教育費用に加え、ピアノや習字などの習い事やクラブ活動月謝を助成対象とするとともに、教育資材や用具などの購入費用などにつきましても、一部を助成する制度の拡充を図ります。

また、学校給食に関しましては、保護者の経済的負担軽減を図るべく昨年度制度化した給食費の全額補助につきましても、引き続き実施してまいります。

子どもの遊びの場の充実につきましては、私が児童生徒から直に要望を聞きながら、その内容に沿う形で整備を進めてまいります。昨年度の南が丘小学校、江差北小学校に続き、今年度は江差小学校に大型遊具を整備するとともに、運動公園のテニスコートを改修し、中高生がバケッボールやフットサルを気軽に楽しめる環境を整備してまいります。

次に、高齢者をはじめとした車持ない町民に対する交通政策の構築は喫緊の課題であり、公共交通体系の再構築を進めなければなりません。令和5年度から運用を開始する江差町地域公共交通計画に基づき、持続可能な利便性の高い公共交通体系の構築に向けて、既存の交通施策の見直しを進めていくとともに、令和3年度から実証験を重ねている新たな交通サービス江差マースの効果検証を行い、実装化目指してまいります。

続いて、持続可能なまちづくりとして、大きく3点について取り組んでまいります。

一つ目の旧江光ビル跡地活用拠点施設につきましては、施設整備の年となります。令和5年度に着工し、令和6年春の開設を目指します。多くの町民にとって、普段使いの場として、集い、憩い交流し学べる施設となり、まち全体の賑わいに波及するよう、運営方法につきましても早急に検討してまいります。

次に、北の江島構想の推進につきましては、完成後、観光拠点として道南圏で親子連れ満足度ナンバーワンの道駅を目指すとともに、地元住民が普段から足を運びたくなるような施設となるよう、魅力付けをサポートいただける民間企業を模索しながら整備計画前進させるとともに、関係機関との調整を急いでまいります。

そして三つ目に、再生可能エネルギーに対する取り組みです。風は地域の資源です。一方で風力発電の建設が計画も含め、加速度的に進められている感がありますが、地域の景観や自然環境などとの調和が必要です。そのため、町独自で再生可能エネルギー設備の建設に対するゾーニングの設定などを目的とした条例の制定に向けて検討を進めてまいります。

未来への礎をつくる町政推進。

新型コロナウイルス感染症が発生して3年が経過し、少ずつ観光需要も回復傾向にある中、落ち込んだ地域経済や町の活性化を図るうえで、観光振興の果たす役割は重要です。

コロナ禍により三密回避、個人少人数で自然や文化体験など地域資源の魅力を楽しむ観光スタイルへ変化している中、アフターコロナに向け当町の強みである日本遺産の構成文化財に代表される歴史や文化、自然といった地域資源と日本財団の助成を受けて展開している江差マリソングや海洋体験などの新たな魅力を融合させた観光振興による地域活性化に向け、関係機関と連携し取り組んでまいります。

イベントなども各種制限が緩和されつつある中、江差追分全国大会、さらには今年で70回を迎えるかもめ島まつり、そして、3年間中止を余儀なくされた姥神大宮渡御祭につきましては、主催者の考え方を基本としつつ地域文化の伝承、保存伝承

と保存継承と町に活気が溢れるイベントとなるよう可能な支援を注いでまいります。

次に、開陽丸記念館に関してですが、管内の展示は20年、20年間リニューアルしていないことから、今の時代に即し多くの方の方々の興味を惹きつける展示の在り方につきまして、検討を始めてまいります。

北海道教育大学函館校と公立はこだて未来大学との連携協定強化に関してです。過疎化や高齢化の中でのまちづくりがどうあるべきか、それぞれの大学がもつ発想力とそれを実現させるための構想力を活かし、また、そういった過程に若手職員や地域住民が参加することでの人材育成にもつなげる事業展開をしてまいります。

#### 地域産業力の強化と経地域済の活性化

さまざまな要因により、農林水産業や商工をはじめとした地域産業の低迷が顕著であり、複合的な振興策を切れ目なく推進していくことが必要です。

農業分野では、販売価格の低迷や高齢化した販売農家戸数の減少に伴う、担て対策と稼げる農業振興が強く求められています。

水田活用の直接支払交付金、いわゆる転作助成金につきましては、令和4年度から5年以内に一度でも水稻を作付けしていなければ、令和9年度より転作助成金が交付されないなど、農家を取り巻く国の施策は大転換を迎えました。現在事業化している北海道を事業主体とした農競争力強地農地整備事業や水利施設等保全高度化事業などを通じて、将来の担い手に農地を引き継ぎしやすくするための目標地図の作成を検討してまいります。

また、農業用ドローン操作の研修経費助成を行い、農作業の省力化のために必要なスマート農業の取り組みを継続してまいります。

林業につきましては、新たな産地形成化を目指して、栗の試験栽培を町民の森で実施することや、近年被害が増加傾向にある有害鳥獣対策を強化するとともに、森林環境譲与税を活用しながら将来の森づくりや木育などの推進に向け、関係団体とも協議実践してまいります。

また、今年度は檜山の森づくり植樹祭が当町で開催されるほか、檜山古事の森が林野庁に指定されて20周年を迎える機会を活かし、町民へ山づくりの大切さを訴える取り組みを進めてまいります。

水産業につきましては、回遊性魚種の資源変動に左右されない前浜づくりが喫緊の課題となっており、エゾバフンウニやナマコの種苗放流事業を引き続実施することに加え、ブルーカーボンに取り組む先進地の視察も行いながら、藻場造成を推進し、根付資源の維持拡大の取り組みを行ってまいります。

また、本年5月には昨年11月にかもめ島前浜の生け簀で養殖しているトラウトサーモンの出荷が始まります。今後、高値で取引できるようブラド化の戦略に支援していただいている道南うみまち信用金庫と連携しながらしっかりと取組み、数年後の前浜の活性化に夢と希望をもっていただけるような漁業者の皆様と協議してまいります。

商工業では、コロナ禍の影響からの持ち直しが進まないうえ、今年に入り老舗路館の廃業報道も加わり、非常に残念で厳しい現実に向かっています。燃料費物価高騰はもとより、電気金値上げなど事業者を取巻く環境は厳しく、不透明感が増えています。国や道の政策をしっかりと把握するとともに、その内容を町としても事業者に向けてまいります。

江差商工会が実施する経営発達支援計画を通じて浮き彫りとなった商工業者の困りごとを速やかに支援できるような対策を行うとともに、継続して持続可能な商店街づくりを進めてまいります。

#### 不幸ゼロのまちの実現

地域でともに暮らす人々が、性別や年齢、障がいの有無にかかわらず、互いに支え合いながら、住み慣れた地域で安心して暮らしていける地域社会をみんなで築いていくことが不幸ゼロのまちづくりであり、SDGsの目指す誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現につながるものです。

昨年度策定した第5期江差町地域福祉計画をはじめ、第2期江差町子ども子育て支援事業計画や江差町障がい福祉計画、江差町障がい児福祉計画に掲げる各種取り組みを着実に進めてまいります。

園児や児童の環境整備として、老朽化が進む北部地域の保育所2園の統合に向けた検討を進めていくとともに、現在、父母会で運営している水堀学童保育所の町立化への移行に向け、必要となる支援員の人材確保に向け取り組んでまいります。

高齢者福祉につきましては、今年が計画の最終年度となる第8期江差町介護保険事業計画、高齢者福祉計画の3年間の成果と課題を検証し、国よりも急速に進んでいる高齢化や高齢者のみの世帯の増加といった当町の現状に寄り添った高齢者福祉サービスの提供と介護サービス基盤の充実を目指した第9期計画策定に取り組んでまいります。

具体的には、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けるために、医療、介護、介護予防、生活支援などさまざまなサービスを切れ目なく一体的に利用できる体制と高齢者が生きがいを持って元気に活躍し、地域住民が主体となって支え合う生活支援体制を定着させ、江差町らしい地域包括ケアシステムを深化推進してまいります。

そのために、医療介護連携の充実を図るべく連絡会などの開催や、高齢になってもできる限り介護を必要とせず、自立した生活を送るために地域や関係機関と連携した各種介護予防事業の展開、そして、地域の各種機関、団体、学校といった地域資源を結び付けるネクストイノベーションを開催し、地域力を活かした生活支援体制づくりを実践してまいります。

地域医療につきましては、南檜山圏域全体で持続可能な医療体制の構築に努めるとともに、民間医療機関に対する地域医療連携システム運営補助、道南ドクターヘリ及び脳血管疾患救急搬送の救急医療確保に対する支援を継続してまいります。

母子保健につきましては、令和4年度から開始した出産子育て応援ギフト事業を

継続するなど、子育て家庭に寄り添い妊娠期から切れ目のない子育て支援をより充実してまいります。

また、不妊治療につきましては、より相談しやすい環境を整備するため、メールでの相談体制を構築してまいります。

町民の健康づくりに関してです。健康に対する気運の高揚、健康寿命の延伸を目指し、国保連合会などが実施しているデータヘルス計画策定支援を受け、令和6年度からの第3期国保データヘルス計画、第2期健康増進計画の策定を行ってまいります。

連携協定を締結しているサツドラホールディングス株式会社との事業展開についてです。医療、福祉、健康、交通と多岐に渡り、地域住民の生活の質を高める連携は、行政でカバーしきれない分野で活着していることを実感しています。また、江差EZOCAカードによる地域還元金の財源を活かしながら、町民の健康づくりに向けた取り組みを柱に、今後も官民協働の公共サービス提供を進めてまいります。

#### 安全安心の地域づくり

昨年6月末の豪雨において、町として初めて高齢者等避難と避難指示を発令いたしました。それを機に防災に対する意識が高まってきていると感じておりますことから、昨年度に引き続き、各町内会、自治会における避難訓練のほか、各種研修などを精力的に実施してまいります。

また、個別避難計画の策定も各町内会、自治会や関係機関と連携を図りながら継続して取り組んでまいります。

町公式LINEは、緊急性の高い情報発信に努めながら町民の皆様に安全安心な判断材料としていただけるよう取り組んでまいります。

#### 地域未来を担う人づくり

子どもたちの誰ひとり取り残さない教育行政を推進するを方針に掲げた江差町教育大綱の施行から3年目を迎えます。引き続き大綱の着実な実践に向け、教育委員会と教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたりながら、地域の皆様の意向をより一層反映できるよう、総合教育会議とも協議調整のうえ、教育施策を総合的に推進してまいります。

学校教育につきましては、新型コロナウイルス感染症が感染症法の5類へ移行される方針が決定されました。国や道から示される学校現場における対応方針などを踏まえ、適切に対応してまいります。

次に、社会教育の推進につきましては、プロスポーツ団体である北海道コンサドーレ札幌との包括連携協定の締結を機に、隣町の上ノ国町とともにスポーツ教室や健康増進に向けた取り組みを推進するほか、社会教育施設長寿命化計画に基づき、運動公園及び文化会館の改修により施設の機能性を確保し、利用の促進を図ってまいります。

文化財につきましては、昭和50年から日本国内で初めて実施した開陽丸の本格的な水中遺跡発掘調査において、海底で現地保存することとした大型船体の現状確

認調査を引き続き実施し、開陽丸記念館などで保存展示している遺物を重要文化財へ指定していただくことを視野に入れた調査研究など、遺跡と遺物を関連させた保存活用を検討してまいります。

#### 地域を支える社会基盤の整備

道路や上下水道などの社会資本につきましては、住民生活の基盤となる重要なインフラであり、計画的な維持管理に努め長寿命化を図るとともに、国、道など関係機関とも情報の共有など連携しながら安全で安心な環境の構築に努めてまいります。

町道整備につきましては、継続事業として五厘沢山崎線と円山団地3号通りの道路改良工事を行うほか、新規路線として経年劣化の著しい新栄町稻荷通りの整備を2ヵ年計画で実施してまいります。

橋梁につきましては、引き続き第3楸川橋の架換工事を取り進め、河川につきましては、五勝手川の転落防護柵布設替工事を実施してまいります。

都市計画につきましては、いにしえ街道の歩道上にある分電盤を囲う木柵の腐朽劣化が著しいことから、本年度より3ヵ年の計画で更新工事を実施してまいります。

上水道事業の老朽管更新工事につきましては、着手済み工事を引き続き実施するとともに、新たに町道新栄町稻荷通りの改良工事と併せ2ヵ年計画で実施するほか、柳崎地区も3ヵ年計画で実施してまいります。

公共下水道事業につきましては、南が丘地区において管渠が未整備となっている区域への布設工事を実施してまいります。

港湾につきましては、港湾利用者と協議を行いながら維持保全に努め、引き続き国の江差港本港地区国内物流ターミナル整備事業として、南ふ頭物揚げ場整備とフェリー岸壁改修を実施してまいります。

続いて町民の住環境向上に関してです。個人住宅の長寿命化や省エネルギー化、住環境の向上を目指すとともに、地域経済対策としまして、引き続き住宅リフォームプレミアム商品券発行事業補助を実施してまいります。

なお、先に述べました子育て世帯への住宅建築や中古住宅の購入助成制度の創設に伴い、これまで町有地の購入促進を通じて住宅建築を支援してきた町有地購入促進奨励金は廃止することとしました。また、安全対策の面からは、陣屋円山地区町有地法面崩落防止事業を継続実施してまいります。

町営住宅につきましては、令和4年度の劣化度調査に基づき中歌町団地の外壁、屋根、窓の改修を図るほか、南が丘第2、第4団地のシロアリ駆除や円山第3団地の残り3棟の解体除却を継続実施してまいります。

#### 期待と信頼の組織づくり。

令和5年度の当初予算は、事務事業補助金などの見直しを行った財政基盤強化に向けた取組などを進めながらも、旧江光ビル跡地活用拠点施設整備や北の江の島構想拠点施設整備、子育て環境の充実などの公約の推進に加え、老朽化が進む公共施

設などの維持補修や新型コロナウイルス感染症などへの対応を図ることとしており、財政調整基金から3億円を繰入れ、前年度比6億6,490万円増額により予算編成を行いました。

これまで、新型コロナウイルス感染症に関する交付金により各種感染症対策を講じてきましたが、今後予定されている感染症の類型変更により、関連交付金によらないまちづくりが求められます。当町が抱える諸課題に対し、いかに多様なニーズに応え行政サービスを提供できるか、まちづくりを計画的に推進し町を存続させていくためには、財政を安定化させることが必要ですが、実質公債費比率などの低減や基金の留保などに留意しつつ、時には、政策の効果や時機を逸することがないよう柔軟な財政運営を図ることも必要です。

また、財源対策としてはふるさと納税と企業版ふるさと納税の増額対策も一つの柱です。

ふるさと納税につきましては、令和4年度の実績が当町初の1億円を突破しました。令和5年度においても、PR活動の推進だけでなく町内事業者との連携も図りながら、江差町の新たな製品の発掘も行い、目標である2億円を目指すため取り組みを推進してまいります。

また、企業版ふるさと納税につきましても、企業の皆様に江差町独自の地方創生の取り組みをアピールしながら、ご寄附につながる対策を強化してまいります。

その結果、予算の総額は、一般会計63億4,740万円、特別会計25億5,101万2千円、水道事業会計7億3,030万4千円、となったものでございます。むすびに。

私は、平成26年8月に町長に就任して今年で10年目に入っていきます。これまで多くの皆様に支えていただき、町政運営の舵取り役という重責を担ってきましたが、私が進めたいまちづくりはいまだ道半ばです。可能性とは、未来の能力のこと。現在の能力で、できる、できないを判断してしまつては、新しいことや困難なことはいつまでたってもやり遂げられません。これは、昨年亡くなった京セラの創業者、稲盛和夫氏の言葉です。人口減少や少子高齢化、産業の担い手の不足など、江差町の抱える課題は難題です。

しかしながら、こうした課題を解決していくため、私が町長になった30歳の時の初心を忘れることなく、そして江差の未来の能力を信じ、町民、町議会、町内外の民間企業、団体、大学などの皆様と力を合わせ、令和5年度も新しいことやどんな困難なことに対しても積極果敢に挑戦していく覚悟です。そして、町民の皆様お一人おひとりの声に真摯に耳を傾け、丁寧で温かな町政となるように心がけていきます。令和5年度も、皆様のご協力をお願い申し上げ、町政執行方針とさせていただきます。

(議長)

以上で、町長の町政執行方針の表明を終わります。

20分まで休憩いたします。

休憩 11 : 12

再開 11 : 20

(議長)

休憩を閉じて、再開いたします。

次に、教育長の発言を許可いたします。

教育長。

「教育長」(執行方針)

令和5年第1回定例会の開会にあたり、江差町教育委員会の所管する教育行政の執行に関する主要な方針を申し上げます。

人口減少やグローバル化の進展など、変化の激しい時代にあって、子どもたちが様々な困難を乗り越え豊かな人生を切り拓いていくためには、多様な人々と協働しながら、持続可能な社会の創り手として成長していくことが必要であり、江差町の子どもたちは、町民の手で育むという想いを町民の皆さまと共有し、行動することが大切です。

また、人生100年時代を見据え、町民一人一人が生きがいのある充実した人生を送ることができるよう、幼児期から成年、高齢者が参加できる多様な学習機会の拡充や、その学習成果を活かすことができる環境を整えていくことも必要であります。

さらに、本年の5月に2類から5類に変更される予定の新型コロナウイルス感染症を意識したウィズコロナ、ポストコロナにおける新たな学びの在り方や、活動についてこの間の経験を活かし、その仕組み作りを加速していかなければなりません。

このため江差町教育委員会では、学校教育と社会教育を両輪として、第6次江差町総合計画や江差町教育大綱、さらには、江差町教育推進計画などに基づき、引き続き学校教育課指導主事と生涯学習推進員を配置し、専門的な知見から課題の解決に取り組むとともに、学校、家庭、地域行政による連携をこれまで以上に深めながら学ぶことの楽しさ、分かることのうれしさを実感できる教育の実現に向け、町民総がかりで教育行政を推進します。

以下、令和5年度の学校教育、社会教育の各分野における主要な施策について、述べさせていただきます。

はじめに、学校における学びについてです。江差町の学校教育目標、ふるさと江差に心の向く教育の推進の理念のもと、次代を担う子どもたちに生涯学習の礎いし

ずえとなる知を育むため、特色ある教育活動を展開する中で新たな時代に対応できる確かな資質能力の育成を図ることが必要です。

このため、各学校において、校長がリーダーシップを発揮して学校経営にあたり、自由な裁量によって自主的でより特色ある学校づくりを進める学びのカタチづくり推進モデル事業を新たに実施します。

さらに、児童生徒の情報活用能力を育み、すべての子どもたちを取り残すことなく、令和の日本型学校教育の柱である個別最適な学びと協働的な学びを実現させ、子どもたちの自主的、主体的な学びを最大限に引き出し、資質能力を一層確実に育成できるよう、引き続き学校ICT活用環境整備事業により必要な機器を補充するほか、今年度から学校AIドリル導入事業を全校展開します。

一方で、手で書くことや言葉を声で伝え合うなど、アナログ手法の良さも融合させながら有効にデジタル化を進めていきます。

また、児童生徒に生きた英語を提供し外国の文化に対する理解を深め、英語によるコミュニケーション能力の育成を図るため、英語指導助手ALTを継続して配置します。

ALTには、英語の授業以外でも社会教育事業と連携して、地域においても英語に触れる機会の拡大を図ります。

教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実についてです。

ここ数年、特別な支援を必要とする児童生徒数が増加傾向にあります。障がいの有無にかかわらず、すべての子どもたちが夢や希望を持ち自立し、主体的に社会参加ができるよう、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導支援を提供することが強く求められています。このため、特別支援教育担当教員の専門性を向上させる取組を充実させるべく、昨年度に引き続き、北海道立特別支援教育センターの教育相談体制充実モデル事業に道内唯一の市町村として取り組み、特別な支援が必要な子どもたちとその保護者が身近に教育相談できる環境を創ります。

また、障がいのある子どもに対して、日常生活上の介助や学習活動上のサポートをよりきめ細かく提供するため、各学校に特別支援教育支援員を継続して配置します。

さらに、保育所、こども園、医療、保健、福祉及び発達支援センターなどの関係機関とは、連携と情報共有を密接に取り、早期からの教育相談や適切な就学指導につなげ継続的な教育支援にあたります。

幼保小連携、小小連携、小中連携の強化についてです。

義務教育9年間で求められる資質能力を着実に身に付けさせるためには、校種が異なる教員等が情報を共有し、子どもたち一人一人に対する理解を深めなければいけません。そのためには、保育、幼児教育施設と小学校、小学校と中学校との学びを円滑につなぎ、発達段階に応じた適切な指導を行うことが重要です。

こうしたことから、江差北小学校と江差北中学校における小中一貫教育、江差小学校、南が丘小学校、江差中学校によるトライアングルサポートの小小連携、小中

連携の取組を着実に進めるため、小中一貫教育推進中1ギャップ問題未然防止事業を継続し、江差町小中一貫教育推進委員会の活動を後押しします。

また、今年度は北海道医療大学との連携協定事業を具現化し、更なる関係強化を図り、臨床心理学と教育心理学、子どものメンタルヘルスの専門的見地から、不登校などの教育相談に指導助言をいただくほか、重点的な取組として町内の保育所、こども園と小学校との接続にあたり、保護者や教員、あるいは保育士などに対する直接研修などを行うなどして、生涯にわたる人格形成の基礎を培う学びの基盤づくりを進めます。

次に、いじめ防止対策の強化です。

いじめは、決して許される行為ではありません。当町の児童生徒の誰一人としていじめを起こさない、いじめに遭わない、不幸ゼロの社会を目指して江差町いじめ防止基本方針に基づき、いじめの未然防止、いじめの早期発見、早期対応に組織的に対処します。

とりわけ、いじめの早期発見は大変重要です。いじめかもしれないという段階からいじめの積極的な認知に取り組みます。

また、いじめ防止対策推進法に基づく、いじめの防止対策及び重大事態に係る事実関係の調査などについて、平時からの体制を備え、事案発生時に機動的に対処するため、調査委員会設置条例の制定を検討まいります。

不登校児童生徒への支援強化です。

町内の不登校児童生徒の数は、全体として低い水準にあるものの、中学校においては、出現率が高くなる傾向にあります。

不登校児童生徒の対応については、教育委員会に指導主事及びスクールアドバイザーを継続して配置し、教育相談体制を充実させるとともに、道教委のスーパーバイザーやスクールカウンセラー制度などを活用して、重層的な相談体制を構築し、個に応じた効果的な支援と対応の在り方について組織的に検討し、適切な学びの機会の確保につなげてまいります。

次に、児童生徒虐待などへの支援強化です。

児童生徒への虐待などの対応については、学校が児童生徒の様子やサインを見逃さないよう日頃から感度を高めていきます。児童生徒に何らかの兆候が窺えた場合には、町の要保護児童対策地域協議会などとの連携のもと、多方面からの情報収集と情報共有に努め、迅速かつ多角的で総合的な保護、支援にあたります。

次に、健やかな身体の育成です。

I C T教育が進展する一方で、スマホやゲームを長時間使用するなど、子どもたちの生活リズムの乱れが一定数把握されています。

児童生徒が生涯にわたり健康を保持増進するためには、体育授業の改善を図るとともに、正しい食習慣と日常的な運動習慣を定着させなければいけません。

このため全国体力運動能力、運動習慣等調査や生活リズムチェックシートの結果を活用しながら、食事、睡眠、デジタルメディアの使用時間など、望ましい生活習

慣を指導します。

また、今年度は、道教委が実施する小学校体育エキスパート教員巡回指導事業に参加し、体育、保健体育授業の改善充実はもとより、児童生徒の運動機会や運動量の確保、運動やスポーツに対する意欲の向上に向けた取り組みを推進します。

学校給食については、昨年度供用開始した江差町上ノ国町学校給食センターにおいて、運営委員会や献立委員会を通じて、児童生徒保護者などの声を伝えながら、安全安心でおいしい給食が提供されるよう努めるとともに、引き続き学校給食費完全無償化事業及び学校給食食物アレルギー等対応補助金交付事業により、保護者の経済的負担を軽減し、家庭生活環境の向上と安心して子どもを産み育てる環境づくりを支援します。

次に、学校教育における新型コロナウイルス感染症への対応です。

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大が始まってから、約3年の月日が経過しました。日常が様々な形で制限を受ける未曾有の事態におかれてきたなか、私たちは、子どもたちの学びを停滞させることなく、安全安心な教育環境を確保することに全力を尽くしてきました。

今般、政府では、新型コロナウイルス感染症に関して、感染症法上の分類を現在の2類相当から季節性インフルエンザと同じ5類感染症に位置づけるとし、本年5月8日から適用することを決定しました。

教育委員会としましては、この取扱いの移行に伴って国や道、道教委が示す対策の見直しなどを踏まえ、学校と十分に意見交換を重ねたうえ、学校教育における対応や課題を整理し、国、道に意見や要望などを伝えながら、ウィズコロナにおける新たな学びの在り方を検討します。

生涯を通じた学びです。

社会教育体制の充実。

社会教育の推進にあたっては、幅広い学習ニーズに対応するため、地域や関係機関が連携し取り組むことが重要です。このため、生涯学習推進員を配置しながら町民の学習機会の拡大に向けて体制を強化します。

町内全小中学校に設置されたコミュニティスクールは、学校、家庭、地域が一体となって地域とともにある学校づくりを展開するものであり、子どもたちの成長を地域全体で育んでいきます。

また、将来にわたり部活動の維持が困難になる中でも、子どもたちがスポーツや文化芸術に継続して親しむことができる環境の整備に向け、全国的に部活動の地域移行が進められています。当町においても円滑な移行に向け、新たに部活動地域移行対策として、地域のスポーツ団体や文化団体、学校、地域など関係者による協議会を早期に設置し、地域の現状やニーズの把握、指導者の確保など課題の解決へ向けた取組を進めます。

次に、生涯学習活動の推進です。

生涯学習は、幼児期、青少年、家庭、成人教育など各世代において豊かで充実し

た人生を送るため、生涯にわたり学習する機会を提供していくことが必要です。このため、青少年の健全な育成に向け、学校、家庭、地域、それぞれが持つ教育力を活かし、江差町青少年健全育成会議を活動の中核として子どもの見守り活動や、みんなで育てるえさしっ子運動の取組み、更には家庭教育向け講演会の開催など、学校やPTAのほか、家庭教育サポート企業とも密接に連携します。

また、文化会館に遊具などを設置して実施したわくわく子ども広場運営モデル推進事業を昨年度に引き続き実施し、子どもたちが元気に明るく過ごせる環境の充実に図ります。

成人教育では、シニアカレッジ江差学園の活動をはじめ、一人でも多くの町民が参加しやすい講座の開設など、幅広い世代における学びの機会の充実に努めます。

次に、図書館活動の推進です。

図書館は、幼児期から高齢者まですべての町民が生涯にわたり本に親しみ、豊かな心を育む重要な役割を担っています。このため、令和5年度からスタートする第2期江差町子どもの読書活動推進計画に基づき、子どもたちが本に親しむ機会として、ボランティア団体と連携したブックスタート事業や読み聞かせ会などの活動を通じ、成長に合わせた本選びや読書への関心づけを行います。

また、現在行っている週2回、午後7時までの開館時間の延長、移動図書館事業につきましても継続して実施します。

さらに、学習活動の場として図書館を活用するなど、学校図書館と連携した利用促進のほか、様々な企画展の開催など、江差町図書館協議会での意見も取り入れながら、図書館の更なる利用促進に向けた取組を積極的に展開します。

次に、生涯スポーツの推進です。

スポーツ活動は健康や生きがい、仲間づくりの機会として、また、誰もが健康で元気に生活していくため、ライフステージに応じたスポーツ環境や活動を支援していくことが必要です。

北海道のプロスポーツ団体である北海道コンサドーレ札幌との包括連携協定の締結を機に町民のスポーツ活動の推進を目指し、サッカーをはじめスポーツクラブを運営するコンサドーレの資源やノウハウを活かし、今年度はコンサドーレ札幌連携事業として、共同で協定を締結した上ノ国町と連携し、健康増進に向けたスポーツ教室や食育講座を実施します。

学校の長期休業期間に実施しているスイミングスクールやスキーレッスンと併せ、水泳授業やスキー授業など学校との連携のほか、今年度江差町において、北海道東北6県の代表が参加する北日本少年軟式野球選手権大会が開催され、大会運営をはじめ、引き続き少年団活動の支援を行い、子どもたちのスポーツ環境の充実に取り組みます。

また、町民が自主的に開設し活動しているパークゴルフ場の管理運営に対する支援を継続します。

次に、文化財保護と活用についてです。

江差町は自然や歴史の中で育まれてきた文化遺産が数多くあり、これらの貴重な資源をまちづくりに活かすとともに、しっかりと後世に保存伝承していかなければなりません。

このため、江差町歴史文化基本構想に基づき、エエ町江差宝箱会議の取組を通じて、文化遺産をまちづくりに活かすための仕組みを検討します。

昨年度、約10年ぶりに大型船体の現状確認調査を実施した海底遺跡開陽丸は、日本でも数少ない貴重な水中遺跡であり、保存状況の分析や今後の保存活用に向け、引き続き調査を実施します。

また、引揚げられた遺物が重要考古資料として選定されたことから、重要文化財への指定も視野に入れ関係機関と連携します。

さらに、博物館活動として所蔵資料の保存整理や収集を進め、郷土資料館において定期的に企画展の開催を行うほか、北海道が運営する北海道デジタルミュージアムへの資料公開を進めるとともに、江差追分の学習をはじめとした地域の人材と素材を学校教育に取り入れたふるさと江差発見学習などでの活用を図ります。

次に、文化振興の推進についてです。

町民一人一人が心豊かな生活を送るためには、芸術や文化に親しむ機会の確保や、その活動を支援していくことが必要です。江差町文化祭は、今年度第50回目の節目を迎えることから、江差町文化協会とその内容や規模などについて協議するとともに、加盟団体によるみちくさ事業など各団体の活動機会の充実に引き続き支援をしていきます。

また、子どもたちが芸術に親しむ機会として、小中学生を対象とした芸術鑑賞事業を実施します。

#### 4、教育環境の充実。

学校施設は、児童生徒が1日の大半を過ごす学習生活の場であることから、快適な環境の創出や日常的な安全性の確保が重要です。このため今年度は、子どもたちの遊び場を確保し、家族や地域の人とのふれあいの場となるよう江差小学校複合遊具設置工事を実施します。これをもって、昨年度の江差北小学校、南が丘小学校と合わせた全ての小学校の遊具整備が完了します。

また、児童生徒の衛生上の対応や災害時避難場所としての機能に役立てるため、江差小学校及び江差北小学校に保健室簡易シャワーを設置します。

さらに、町営住宅円山第3団地の解体工事に併せ、教職員住宅円山B-1解体工事を実施します。解体後の跡地については、関係課などと協議し有効活用を検討していきます。

社会教育施設は、町民が健康で文化的な生活を送るためのスポーツ活動や文化活動の拠点として、誰もが安心して利用できる施設を維持するため、江差町社会教育施設長寿命化計画に基づき改修を進めていかなければなりません。このため、今年度は、文化会館地下非常扉改修や文化会館屋上鋼製建具改修、文化会館外壁補修工事、野球場スコアボード床補修工事などを実施し、安全な施設機能の維持を図りま

す。

また、中高生が気軽にスポーツを通じ交流できる場所として、子どもたちの要望を取り入れ、運動公園テニスコート多目的改修を実施し、テニスコートの一部をバスケットボールやフットサルなど多用な活動ができる施設へ改修します。

以上、令和5年度の教育行政の執行にあたり、私の所信の一端を述べさせていただきました。

むすびです。

どの子ども子どもは星、みんなそれぞれが、それぞれの光を抱いだいて、まばたきしている。これは、南が丘小学校の校長室の壁面に飾られている詩で、日本の教育者である東井義雄さんという方が55年の教育生涯の中で、最も大切にしていた教育信条だと言われています。

江差町教育委員会では、この詩にもあるとおり、誰もが有している可能性を引き出し高めていくためにも、子どもから高齢者まですべての町民が抱く光を見逃さず、むしろ積極的に見つけ、それらに応える努力を惜しまずに続け、SDGsの理念である誰ひとり取り残さない持続可能な地域社会の実現を教育分野で実践します。

こうした考えのもと、あらゆる世代が健やかでふるさと江差に誇りと愛着を持ち、明るい家族の団欒と生きがいを実感できる地域づくりに向け、全力で教育行政を推進していきます。

町民の皆様、町議会議員の皆様のご支援とご協力を心からお願いいたします。

どうもありがとうございました。

### (議長)

以上で、教育長の教育行政執行方針の表明を終わります。

1時まで、休憩いたします。

※休憩中

休憩 11 : 43

再開 13 : 00

### (議長)

それでは、休憩を閉じて再開いたします。

日程第13、一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、お手元に配布のとおり、9名の議員から通告がありました。通告順に従って、順次これを許可いたします。

まず、室井議員の発言を許可いたします。

「室井議員」

はい。議長。

(議長)

室井議員。

「室井議員」

はい。

早速1問目から入っていきます。

令和元年第3回定例会で発議され、1年間にわたって事務調査された江差町総合計画等に関する事務調査特別委員会の中で、江差町の懸案課題として重点的に取り組むべき課題として5点を絞り、その中の1つに中心市街地活性化対策がございます。

意見とした遊休の老朽施設の解体、活用に向けた権利者との協議の中で、あえて固有施設を名指ししておりませんが、江差警察署の立地条件などから利便性が低い、老朽化しているなどの意見も寄せられておりました。檜山地域南部5町を所管する江差警察署所在地の江差町が北海道と加速的に協議され、どちらかが1人勝ちしない解決策として、早期に適地提案等を含めて行動すべきと明確に意見しております。

私は、その対象地の最有力候補地は、戦略的に考えて旧カネマツビル跡地と考えております。他人の懐に・・・と考える方もいるかと思いますが、今の時代、それでは大胆で緻密なまちづくりが進められません。江差町が必要であるという認識であるならば、多少の問題や障壁があっても誠意を尽し、その思いを伝えるべきだと考えます。

私の思いは、旧カネマツビル跡地に江差警察署に移転していただき、その跡地、代替地をモデルとして江差町体験型住宅を建設し、交流体験型促進を図る地区として整備すべきと考えます。現在の江差警察署周辺は、かもめ島、日本海を一望出来る景観最優良地であり、他町には類の少ない地区と考えます。

令和3年第1回定例会において、旧カネマツビル跡地の活用策の私の一般質問に対する答弁では、抵当権が設定、利害関係が複雑な状況であるが、今後、北海道などとの情報を共有しつつ、町が担える役割がはっきりした際には、対応を検討して参りたいと答弁されております。

私の一般質問後のあと、2ヶ年が経過しておりますが、旧カネマツビルに関し何か動きがあったら答弁願いたいと思います。

また、外壁が老朽化して落下しており、大変危険な状態にあることはご存知のことと思います。近隣には、民間所有地ではありますが大規模な空地があり、さらに大型施設の閉館が予想されている案件が発生しております。旧カネマツビルは、中心市街地の中でも重要な地点と理解しており、行政の政策力が問われるに値する課題であると認識いたしますが、町長の考えを求めるものであります。

以上。

(拍手あり)

(議長)

町長。

「町長」

室井議員からの1問目、旧カネマツビル解体促進と跡地の活用についてご答弁申し上げます。ご質問は大きく2点ございました。

まずは、旧カネマツビル関連に関しましてお答え申し上げます。同ビル跡地関連につきましても、議会からは議長を除く全議員で構成された江差町総合計画等特別委員会が、令和2年第3回定例会で行いました調査報告があり、また、令和3年第1回定例会において、室井議員からも一般質問がございました。

最初に、まちづくりという観点から、全体的なお話をさせていただきます。議員が述べられましたとおり、旧カネマツビル所在地や近隣の大規模空地は、令和2年策定の立地適正化計画においても、上町賑わい中心拠点として位置づけられておりますし、令和5年度に施設整備を行う旧江光ビル跡地とともに、中心市街地の中でも重要な地点であるという認識は、私自身、議員と意を同じくするものがございます。

一方で、令和3年第1回定例会で議員が旧カネマツビル跡地活用策に関し、一般質問されてから動きがあったのかという点についても関連しますが、その後も北海道を通し、情報共有はしており、そういった中で現時点においても、債権者が債権放棄などを行える事例には該当しないことなどから、新たな動きに移るという状況ではないと聞いております。同ビル関連につきましても、引き続き北海道などと情報共有しつつ、しっかりと対応してまいります。

また、ご質問にございました江差警察署に関して、第一義的には北海道がご判断されることとなりますが、立地場所や老朽化した建物の問題など、町としての意見については議員ご提言の内容を含め、何らかの形で伝えておきたいと考えておりますのでご理解願います。

続いて、定住対策として体験型住宅の建設を進めるべきではとのご質問でございます。人口が7千人を割り込み、今後も減少傾向が続く中、地域力を維持強化していくためには、移住定住のための取り組みが必要と考えております。ご質問の趣旨としましては、江差警察署が移転した場合における跡地の活用策ではございますが、答弁に関しましては、当該地に関しては控えさせていただき、町全体の考え方としておりますのでご理解願います。

新年度に予算をお願いしております子育て世帯の住宅新築や中古住宅購入助成制度をはじめ、現在進めている子ども達と子育て世代にスポットを当てた施策は定住対策であり、並行して北の江の島構想も地域の魅力を高めることが目的の一つです。先ずはこういった町が抱える重点施策を形にしながら、議員ご提言の体験住宅も検討の一つではございますが、この町を体験し、地域住民と交流しながら町の良さを知って

いただき、移住につながるようハード面、ソフト面での移住施策を戦略的に進める必要があると考えておりますのでご理解願いたいと思います。

(議長)

はい。いいですか。

室井議員。

「室井議員」

町長ですね、2つに分けてですね、再質問したいと思います。

まず1つ。町長、江差警察署に関する動きというのは、ご存じですか。もし、知ってもですね、ちょっとこれは行政として言えないというのなら、私はそれで理解します。何か動きご存知でしょうか。これは、どこでわかるんでしょうか。いいですか。知ってないと思って私今言いますよ。答弁は慎重にしてください。もし、出来なかったら出来ないでいいですから。

これ、今年の2月13日の業界紙、北海道建設通信新聞に載ってます。江差警察署、いいですか。これは、長寿命化改修基本計画基本設計で2,870万、予算計上されてますよ。令和5年度ですよ。ということは、令和6年度にも、あそこかかっちゃうんですよ。長寿命化改修やります。だから、私はですね、令和元年にもう、そういう提案してあるんです。だから、道にね、確かに人の懐です。でもそれ言ったら何も出来ないよ。江差町にあるものあったらですね、やっぱり、もう頼む、どうなっているんだ、こういうふうにしてもらいたい、町もこれだけ応援するとか、そういう提案をこれから役所だけでなく、民間にもしていかないとね、私は駄目だと思いますよ。基本的に。まずこれ、知っているか知らないか、もう1つね、1点。

それで、もう1点目。これは江差警察署が移転する、しないは別にして、あそこは町有地があります。すごくいい場所です。警察署よりもちょっと下がった場所なんです。海岸側に。私も何度か見たことがあります。絶景です。町長、1回見て下さい。皆さんで見てですね、私は、定住とか言ったってね、古い建物を直してね、設備が全部駄目なね、直ぐ駄目になるような、交通の便が悪い、子供たち遊ばせば、そこに来た、体験した、わー、江差町っていいとこだ、こんないいとこだって自慢できるような、どこにね、作ってやらないとですよ、誰も来ませんと思いますよ私は。それは、一時的に何かの機会で来るとは思いますけども、そういう場所、やっぱり慎重に考えて、これは誰なのかな、担当はどこなのかな。やっぱり、これは、今、副町長答弁するって胸に手をやってますけど、副町長、私は100パーセント出来なくてもいいんだ。やっぱり努力してね、近づけていくという、そういう考え方なきゃ駄目だと思いますよ。おまえらそういうこと言うなって部下に言ったら絶対駄目だよ。課長でもね、係長でもね、いい考えあったら持ってこいと、検討するというぐらいの心の太さを持って対応しないと、駄目になるとは思いますよ。

今日の道新、私見ました。私、今25年前にですね、厚沢部の町長、小さくてもき

らりと光る町を目指せ、提案しています。町議になって2期目の時です。渋田町長と同じことを今日の言って、今日の新聞に載ってますよ。だから、思いあれば通ずるんだ。そこをね、副町長、ちゃんとね、時間かかってもいいから、難しくて何も100パーセントやらなくてもいい、出来なくてもいい、いろんな事情がある。全部わかる。でも、頑張らなきゃ負けるよ、よその町に。そのことだけね、ちょっと私は釘をさして、この2点についてですね、答弁願いたいと思います。

(議長)

はい。副町長。

「副町長」

はい。

まず、江差警察署の、いわば業界紙の方に載ったお話については、知り得ませんでした。まず、それが1つです。

それから、今、室井議員から質問の中で触れていただいた内容をちょっと引用しますと、警察署の江差警察署そのものの長寿命化の改修の予算がついたという内容でございます。それと加えて、2つ目の提案と兼ね合わせて、簡潔にご答弁申し上げますが、極めて江差警察署については、55年、建設後55年経っている建物でございます。それから、室井議員おっしゃるとおり、江差のみならず、厚沢部、上ノ国、乙部、4町のいわば、行きかう場所にあるのに、あれだけ非常にわかりづらい場所に立地している。

ですから、言いたのは30年や40年の建物であれば長寿命化の改修もあり得えますけども、もう55年経ってどの程度直すかわかりませんが、室井議員のご提案の内容は江差警察署とカネマツビルとのセットの話だというふうに、セットになった話での提言でございますので、私自身も、町として、今この場では具体的に申し上げられませんけども、具体的に北海道庁含めて行動を、まず起こしていきます。可能性がどの程度あるのかどうかは、わかりませんが、そういった形で、担当課のみならず私自身も行動をして、町としての率直な考えを伝えながら行きます。

以上です。はい。

(議長)

いいですね。

「室井議員」

議長いいですか。

(議長)

はい。室井議員。

「室井議員」

副町長ね、そういうことなんだ。いい答弁。俺たちも応援するよ。そういう動きがあれば。議員なんだから。町議ですよ。報酬もらってますよ。皆さんの足だけ引っ張ることしないって。積極的に応援するんだ。だから、そういうのを惜しまないで言って下さい。副町長いいですね。惜しまないで言って下さい。まず、自分で行動しなさい。足りない部分はいくらでも応援してやるから。

議長、以上です。まず、この面、答弁あるかい、するかい、いいね。よし。

(議長)

答弁、いいですね。

「室井議員」

1 問目、終わります。

はい。

(議長)

他に、質疑希望ないですね。もう。

「室井議員」

はい。2 問目あるんだよ。駄目だって、議長。

(議長)

はい。2 問目。

「室井議員」

はい。

(議長)

室井議員、2 問目。

「室井議員」

はい。2 問目。

新地町50番地1に建設されている老朽家屋と旧江光ビルの跡地の活用、コミュニティプラザとの関連性についてご質問したいと思います。

本年1月20日に開催された全員協議会で説明を受けた旧江光ビル跡地活用拠点施設基本計画は、各議員からいくつかの点でさらに検討すべき課題が指摘されており、今後、実施設計において、どのように意見が反映されているか注視しております。外構工事を含め、坪当り、畳2枚程度ですよ。で、約270万円の工事費。かつて、今

まではこういう高い建設費はない。全員協議会である程度説明を受けているが、最近類を見ない高額単価と考えます。跡地利用の用途、高額単価の要因、施設の必要機能の在り方など、町理事者がさらに整合性を図り、町民に詳しく説明する必要があると考えますが、如何でしょうか。

また、立地場所の特性から、施設本体と外構の関連が相当無理された計画と認識いたします。これは、前に出崎議員からもある程度の質疑がありました。交差点改良がなされていない不合理の中、不特定多数が集う施設の絶対的条件は、交通安全対策であると考えますが、その認識は如何でしょうか。

さらに、コミュニティプラザから道道江差停車場線を挟んだ向かい側、今回の私の質問の趣旨です。新地町50番地の1に大型の老朽施設が長く存在しております。美しい村連合の加盟町として、どう理解しているか。さらに、コミュニティプラザの全体工事費を嵩上げしている中高生のシェアスペースと、屋上テラスから見える老朽施設の景観が子供達にどう見えるか。今度はそれに対し中高生の意見を伺うべきと考えますが、所見を求めるものであります。新地町50番地の1は、コミュニティプラザ利用促進と交通安全対策、コミュニティプラザと連動した多彩なイベント活用、地区の景観形成の向上など、その利活用は広範囲と考えます。土地所有者、建物権利者と自身を持って堂々とオープンに協議していただきたい。その重い、重い腰を上げてくれるなら、私達は議員として、その職責を果たす協力は惜しまないつもりであります。以上。

(拍手あり)

(議長)

町長。

「町長」

室井議員からの2問目、旧江光ビル跡地活用関連についてお答えいたします。

旧江光ビル跡地活用拠点施設基本計画を昨年11月に策定し、その内容について1月20日の全員協議会において説明をさせていただきました。その際に、室井議員からは、ライフサイクルコスト等の考え方について、また、他の議員からは施設の備品等についてや、貸館事業による飲食店への影響に関するご質問をいただいております。これらについては、可能な限り対応していきたいと考えております。

次に、拠点施設整備における坪当たりの工事費が高額になっていることについてでございますが、要因といたしましては、賑わいを創出するために必要な開かれた空間の確保やランニングコストを抑えるための省エネルギー対策等によるものを中心に、想定される最大費用を計算した上での工事費となっております。現在発注している実施設計業務の中で、そういった経費を低減しながらイニシャルコストを下げる努力をさせていただきますのでご理解願います。

また、町民の皆様に対する説明についてでございますが、基本構想や基本計画策定時から関係団体等と意見交換を実施してまいりましたし、広報での周知も行っています。

今後、最終的な外観や施設機能等が固まりましたら、議会への説明をはじめ、再度広報等で周知してまいりますし、関係団体等への情報共有も行っております。

交通安全対策について大きく3点のご質問に対して、ご説明をさせていただきます。

旧江光ビル跡地活用拠点施設は、道道江差停車場線の交差点や新地町バス停が隣接しておりますが、まず、施設建設場所決定にあたっては、車両や歩行者にとって視認性を確保するため、交差点から離れた配置としています。

また、付近の混雑をより緩和する方法として、新地バス停付近にバス駐車帯の設置が可能かどうか、現在、北海道へ要請しているところでございます。

3点目として、駐車場への入口を交差点から出来るだけ離れた位置に設置するなど、交通安全に配慮した計画としておりますので、ご理解を願いたいと思います。

続いて、旧江光ビル跡地活用拠点施設付近の老朽施設についてのご質問でございます。当該建物は、民間所有であることは言うまでもありませんが、この議会の場において、町として対策を述べることは控えさせていただくことをご理解願います。中高生のシェアスペースやテラスからの景観に配慮する必要性は認識しております。しかしながら、上町地区の老朽施設は複数あり、旧江光ビル跡地活用拠点施設だけの問題ではありません。町としてこれらの空き店舗、空き家対策について、全体的に考えていかなければならない問題であり、中高生から意見を徴取することは考えておりません。

最後に、室井議員からの一般質問1問目とつながりますが、旧江光ビル跡地活用拠点施設整備は、上町地区の賑わいを取り戻すための一つの施策です。上町全体をどのようにデザインしながらより有効な手立てを打ち出していくかは、様々な場面で地域や議会の皆様と意見交換し、優先順位を決めながら進めていかなければならないものと考えております。

まずは、今回の施設整備後に周辺地域への人流を創出するきっかけとなるような企画運営が必要であり、そのための準備が最優先であると考えておりますので、ご理解を願いたいと思います。

**(議長)**

いいですか。

はい。室井議員。

**「室井議員」**

まず、少し難しくなれば、行政がはまらない、考えていない。だから、後追いになっちゃう。私達、この計画の問題だって含めてね、もう20年も前からやってんだ。江差警察署がね、他の町にいつてしまうという段階からやって、川端、元々ね、助役

が動きましたよ、早速。今その質問、終わりましたから、こっちに戻りますけど、まず、今、なぜ、新地50番地の1と言いますけど、そういうタイトルにしたのかというと、土地所有者と建物所有者が、そういうあるということですね、私はこの、こういう番地で、質問のタイトルを作りました。去るですね、2月2日に議会に提出されているですよ、請願。要旨の2番目に記されている、駐車場に関する問題と、今回の私の一般質問の問題、内容とは、まったく関りございませんよ。それなのにですね、バス停、位置を変える。出来るんですか。道路改修やるのに。交差点を変える踏切を変える、できるんですか、これ。簡単に言うもんでないと思いますよ。担当課長、わかっていると思いますよ。建設課長。カーブ解消してけれって言っても出来ないですから。それが、こんなに簡単に答弁していいんですか。何にも出来なくなる、進まなくなるよ。まして、あの通り、まだ今、空き店舗が発生している可能性があります。ご存じかと思います。そうするとね、民間の家、1件になっちゃう。それで、賑わいがどうだかなるよりも、新しい物、建てなくてもいいから、少なくとも綺麗にね、してやる。そういう考え方ないんですか。

バス停で待っている間、あそこの向かいの建物の壁が落ちてきて怪我した。これ、誰の責任になりますか。誰の。ちゃんと法律的に調べて下さい。総務課長。きちっと調べてね、いいですか、そういう問題があります。

だから、私はね、意味深い、去年の第1回定例会用途地域の見直し図りなさいと。建設課長わかりましたね。これは何もね、もう建物建てれなくなっちゃう。今のままの商業地域、準防火地域ったら、建物、サッシだけで何百万ですよ。かかりますよ。だから、この今、コミュニティプラザもこういうふうになっているんでしょう。果たして、こういうものが必要なのかどうかっていう議論までなりますよ。他のところやらないで、そういうふうな考えでいますから、都市計画審議会、条例上、予算措置されています。ちゃんと1回ですね、ざっくばらんに課長のところ事務局になりますね。都市計画委員会の皆さんに、議会でどうこうでなくて町を見てもらって、やっぱり考えなきゃならないなという、そういう勉強会をしてもらいたいと思いますけど、如何ですか。

**(議長)**

はい。誰答えるの、これ。

誰、答えるの。

まちづくり推進課長。

**「まちづくり推進課長」**

室井議員からの2問目に関する中で、交差点改良の話を経々しくというお話がございました。ちょっと、その辺に関して、私の方からもう一度、こう説明させていただきたいと思います。

先程、町長答弁させていただいたのは、例えば交差点を改良するだとか、あるいは、

バス停を移動するのではなくて、バスの停車帯を、歩道を下げながら停車帯を作っていくという方向性を今、北海道に要請しているということでその辺は、ちょっとご理解、まだ要請している段階で、その可も、駄目だともいいとも、まだ、いただいてませんが、そういう部分はしっかりこう、これからも道に対して要請していきたいと思いますので、まずそこはご理解頂きたいと思います。

私の答弁は、以上です。

(議長)

はい。建設水道課長。

「建設水道課長」

はい。室井議員からの用途地域の関係につきましては、私の方からご答弁申し上げます。

前回の全員協議会なんかでも、お話をさせていただきましたけども、我々担当としてもですね、やはり長年、用途地域の見直ししておりませんので、必要なことだというふうにご理解してございます。

今後、今室井議員おっしゃったようにですね、審議会、うち事務局を持っていますね、皆さんのご意見を伺いながら、見直しに向けた動きをですね、少しずつやっていきたいなというふうに考えておりますので、ご理解願えればと思います。

(議長)

はい。室井議員。

「室井議員」

建設水道課長、ぜひ、頑張ってください。いい答弁だ。そういうね、前向きに考えなさい。それでいい。

それと、まちづくり推進課長。もう少し自身持ってさ、ね。答弁しなさい。あそこはね、やっぱりこの施設が出来るとね、賑わう場所になると思うんだ。いっぱい人来ると思います。来て欲しいです。だから、全体考えてあの、もうちょっと、範囲を拡げてね、そういうことも検討しなさい。あの建物はね、関わりたくないとか、そういう考え方で私だって駄目だと思いますよ。私はエールを送ってるっしょ。重い腰を上げれば、なんぼでも応援してやるって。腰も上げないんだもの。だから言葉では、言葉だけではまちづくり出来ない。そういう決意をもう1回頑張ってください。

(議長)

誰。副町長。

### 「副町長」

はい。担当課長、答弁なかなか難しい点あるんで、私から答弁申し上げます。

江光ビル跡地の駐車場の不足等も含めて、ある番地の建物の、言わば駐車スペース等考えた提言というふうに私は聞いております。

いずれにしましても、町長答弁と重なりますけども、所有者をご存じで質問なさっているというふうに思いますけども、民間所有の土地、そして建物でございますんで、誤解を与えるような、この本会議場で私から、ね、期待を持たせるような答弁は出来ない立場も十分知っていただいて、ただ周辺のそういう、空き店舗等も含めて、きちっと旧江光ビル跡地の、且つまちカフェのことを含めて、ちゃんと考えれよと、こういう質問だというふうに思いますんで、その辺は、改めてまた検討させていただきます。以上です。

### (議長)

はい。

以上で、室井議員の一般質問を終わります。

### (議長)

次に、西海谷議員の一般質問を許可いたします。

西海谷議員。

### 「西海谷議員」

それでは、私の方から本定例会におきまして、3問の質問をさせていただきます。

1つ目でございます。宿泊施設の整備について、ご質問させていただきます。

宿泊施設の整備については、以前より江差町の観光における大きな課題であると論じられてきました。先般、町内2軒の旅館、宿泊客数は65人が廃業し、結果、江差町の宿泊施設は8軒、宿泊客総数は279人となりました。滞在型観光を目指す当町にとって大きな打撃になったと感じております。さらに最近の宿泊状況を見ると、工事関係者の長期滞在客が多く、各施設満室に近い状態となり、一般のビジネス客や観光客の宿泊を受け入れづらくなっていると、そのように聞いております。このような状況の中、江差姥神大神宮渡御祭、江差追分全国大会、さらに観光イベント、あるいは、江差町が目指す北の江の島計画の将来を考えるうえで、宿泊施設の整備は極めて重要であると考えます。そこで1点目として、滞在型観光に向けた施策を講じるべきと考えますが、如何か。

2つ目として、民泊の活用でございます。すでに江差追分全国大会では、イベント民泊を活用していることは承知しております。2018年に規制緩和された住宅宿泊事業法、いわゆる民泊新法は、空き家などの既存の建物を活用し、宿泊施設として再生させることが出来ることから、空き家問題に対しても注目を集めております。民泊の普及拡大は宿泊施設不足を補う手段として有効と考えております。その2点について

て、質問させていただきます。

(議長)

町長。

「町長」

西海谷議員からの宿泊施設の整備に関するご質問にお答えをいたします。

まず、ご質問にもありましたように、町内2軒の旅館の廃業につきましては、執行方針でも述べさせていただきましたように、非常に残念で、商工業のみならず、観光面におきましても厳しい現実と受け止めているところでございます。

この間、町としましても商工会と連携し、関係者と現状などの確認を含め、面談をしてきたところであり、今後も引き続き相談体制を取りながら、対応してまいりたいと考えております。

このような状況の中、現在の当町の宿泊状況、また、観光客やイベント時、さらには、今後の北の江の島構想に向けた宿泊施設の整備は重要との観点から、滞在型観光に向けた施策を講じるべき、民泊の普及拡大は宿泊施設不足を補う手段として有効だという2点のご質問でございました。

まず、滞在型観光に向けた施策についてでございますが、この間、総合計画や総合戦略、観光戦略、さらには、議会総務産業常任委員会や一般質問において宿泊施設整備の必要性についてご報告やご質問をいただいた中で、平成27年度から令和元年度までの第1期総合戦略のまちづくり推進交付金において、宿泊施設整備促進事業を創設し、取り組みを推進した結果、町内1件の新規事業者の開設となったところでございます。

その後、新型コロナウイルス感染症により、観光を含めた経済活動は大きな打撃を伴い、現在は観光需要も少しずつ回復はしているものの、まだまだ厳しい状況が続いております。

滞在型観光に向けては、現在、北海道江差観光みらい機構で進めているマリリンピングの2棟目の設置に向け日本財団へ助成金を申請しており、決定となりましたらマリリンピングや手ぶらでキャンプ、さらには、北の江の島構想や日本遺産に代表される資源を活用し、町内での滞在時間延長による地域経済の活性化に努めてまいります。

また、今後の情勢を踏まえ、関係団体と懇談をしながら町としての支援等を含めた宿泊施設対策について検討してまいりたいと考えておりますのでご理解願いたいと思います。

次に2点目、民泊の普及拡大は宿泊施設不足を補う手段として有効的というご指摘でございますが、議員のご質問のとおり民泊は有効な手段の一つではありますが、民泊、いわゆる住宅宿泊事業法の制度内容が一般の方々には浸透されていない現状もあると思いますので、まずは、町として制度内容の周知や相談体制を構築しながら支援のあり方を検討し、民泊の充実に取り組んでまいりたいと考えておりますのでご理解願

いたいと思います。

なお、江差追分全国大会時に実施しているイベント民泊制度につきましては、いわゆる旅館業法や住宅宿泊事業法に該当しないため、引き続き、宿泊施設不足に対応すべく実施することで取り進めて行きたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

**(議長)**

いいですか。いいですか。(西海議員：よろしいです)

いいですか。西海谷議員。

**「西海谷議員」**

次の質問に移りたいと思います。

2問目、江差マースについて質問させていただきます。

公共交通空白地域の解消に向けた取り組みである江差マース実証実験は昨年2月に、今年度は10月から11月、さらに対象地域を拡大して令和4年の12月から令和5年の1月まで、計3度実施し、終了いたしました。令和4年2月実施の際に行った実証実験アンケート調査では、課題はあるものの回答者の8割以上が、実用化した場合に利用したいと、このように回答しておりました。この度の実証実験でも多くの利用者の方々から、地域公共交通の在り方として、ぜひ、継続実施を期待していると、このように伺っております。

そこで、改めて町政執行方針でも触れておりますが、改めてお伺いいたします。

1つ目。これまで行った実証実験の検証結果をもって実用化につなげるという考えで良いのか。それから2つ目。実用化を目指し、令和5年度のスケジュールをどのように考えているのか。

以上、2点を伺いたいと思います。

**(議長)**

町長。

**「町長」**

西海谷議員からの江差マースに関するご質問にお答えをいたします。

まず、江差マースにおきましては、バス停から離れた場所に位置する公共交通空白地域を中心に、通院やお買い物といった生活交通の充実化を図る新たな交通サービスとして、その実効性について検証する実証実験を令和3年度から2か年をかけて、実施してきたところでございます。西海谷議員からは、これまで行った実証実験の検証結果をもって、実用化につなげる考えで良いかというご質問でございます。

現在、昨年10月以降に実施した実証実験の利用実績について取りまとめを進めているとともに、ご利用された皆様を中心にアンケートなどによる課題整理や、住民へ

のパブリックコメントを実施中で、近く正式な策定を予定している江差町地域公共交通計画において、江差マースの新たな交通サービスとしての位置付けを見込んでおり、町といたしましては、令和6年度の早い時期において実用化できるよう、環境の整備を進めて行く考えです。

今後のスケジュールといたしましては、令和5年度から5か年を計画期間とする江差町地域公共交通計画の策定及び登載事業の実行に向けた協議調整を図ることを目的に設置した江差町地域公共交通活性化協議会において、既存の交通施策の最適化とともに、江差マースにおけるこれまでの実証実験の効果検証を踏まえた協議検討を進め、実用化に向け関係機関や役場内での調整を図ってまいります。

いずれにいたしましても、昨年10月以降に実施した実証実験の調査結果がまとまり次第、議会議員の皆様にも共有させていただきましますし、実用化に向けたスケジュールなどが具体的になりましたら、改めて説明の機会を設けながらご意見をいただきたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

はい。西海谷議員。

「西海谷議員」

再質問させていただきます。

今のお答えでありますとですね、実施予定につきましては令和6年の早い時期っていうふうにお伺いいたしました。このいわゆる地域の公共交通の整備というのはですね、本当に高齢化が進む中で、将来本当に重要な課題であると、私思っております。

そのためにもこの1年、2年、このような形で実証実験をしてきたと。アンケートはアンケートで今年まとめ、今年というかですね、早い時期にまとめていただけるということですがけれども、概ねですね、やっぱり私のこの聞いている範囲の中ではですね、今回、エリアをですね2つに分けました。それぞれのエリアの方々からのお話を聞きますと、南部の方については、やはり病院とか、それから柳崎方面のホームセンターだとかショッピングセンター、そこまでのやっぱりエリア拡大がなければ、なかなかあとという話も聞いていおります。

逆に北部の方の方々を聞きますと、お役所であったり、銀行であったり、そういう所まで足を運びたいと、このようなお話もされております。

私とすればですね、今後、このエリアをですね、どこまで拡大するのか。できれば、全町のエリアということで今後考えていくのか。その辺の方向性もお答え願えればと思っております。

以上でございます。

(議長)

はい。まちづくり推進課長。

### 「まちづくり推進課長」

西海谷議員から江差マースに関する2問目で、今、実証実験では2つのエリア、大澗から北側と南側でそれぞれの実証実験やってきたんですが、そのエリアを分けることなく、1本でということだというふうに、今、お話があったと思います。

今回の実証実験始まる前に、住民との意見交換の中でも、行けなければあまり意味がないという声も実際ありましたし、私達もこの実証実験期間中もそういう声を聞いていました。

ただご理解いただきたいのは、基幹になる公共交通は、あくまでも函バス、函館バス、路線バスがあります。そこには町として、あるいは他の町と連携しながら、補助金を出しながら運行しているというところがあります。このマースで、もしマースにお客さんが流れて、バスの基幹になる路線バスのお客さんが減ると、そちらに対する、今度は補助金が増えるということも想定されることもあり得ます。実際、今回の実証実験でそういう状況になるのかならないのか、その辺はしっかり検証しながら、しっかり住民の意向も踏まえながら、この1年、しっかりこう検証しながら方向性を出していきたいというふうに考えていますので、もうしばらくその辺に関してはご理解いただきたいと思います。

以上です。

### (議長)

はい。西海谷議員

### 「西海谷議員」

もう1回。いろんな課題あると思うんですよ。それぞれの交通事業者とかと。費用のことも含めてですね。

ただ私が今聞きたいのはですね、それらのハードルあるにしても、江差町とすれば、今後のね、その全町わたって、やはりその高齢者、いわゆる交通弱者、こういう意味ではですね、できるのであれば全町網羅した中でという目標を持ってですね、やれることということで検討していくという前向きな答えが欲しかったと思っておりますけれども、如何でしょうか。

### (議長)

はい。誰だや。町長。

### 「町長」

西海谷議員からは、マースの南部と北部に分けている今の実証実験のやり方を1本化してというご意見のご質問だったかなというふうに思います。

先程、担当課長からも答弁をさせていただきましたけれども、なぜ南部と北部に分けているかというのは、まさに函館バスが路線バスを抱えていて、そこを補う形で函

館バスで、バス停に遠い住民に対する公共サービスを充実させていかなきゃいけない。また、タクシーよりも安価に、利便性を高く乗れるような、気軽に乗れるような体制をとらなきゃいけないという、そういう隙間を補うために、我々はこのマースを実証実験をやっているというふうに思っています。

その一方で西海谷議員がご指摘のとおり、住民からは、もっと利便性で上げて行きたい所まで、南部の人が道立病院、あるいはホームック、イエローグローブなどに行けるようにして欲しいという声はたくさん聞いています。

もちろんその函館バスとの競合というものも1つありますけれども、もう1つは、今、2台で実証実験、2台体制で運航をしていましたけれども、例えば、南部の五勝手地区から柳崎まで行くと、かなりの距離を走ることになります。その時間、その車はこの南部から離れるというようなこともあってですね、そうすると、台数や人出を増やしていかないとですね、住民の乗りたいというニーズに答えきれないというふうな現状も出てくるのではないかなというふうに思っております。

そういうことから考えると、住民にニーズ、求めるニーズにどれだけ寄り添えるかということが一番考えなきゃいけない。それに近づけていく努力はしなければならぬですけども、じゃあ、効率的な運行はどうあるべきかという、最適化ということ考えた体制をとっていかないと、長続きしないというふうに考えております。

全町的に乗れるようなマースにして欲しいというご要望は受けつつもですね、もう1年、令和5年度しっかり検証しながら、令和6年度の早い段階で住民の要望、住民の生活の交通の足をしっかり守る、充実させる、そういう仕組みにするために、1年間しっかり努力していきたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思っております。よろしくお願いたします。

#### (議長)

いいですね。西海谷議員。

#### 「西海谷議員」

3問目に移りたいと思います。

今定例会、町長からの行政報告にもありましたけれども、コンサドーレ連携協定についてでございます。

本年2月9日、江差町と上ノ国町がコンサドーレ、コンサドーレ北海道スポーツクラブの4者で道南で初めて連携協定を結びました。目的は、緊密な相互連携のもとでスポーツ等を通じて、江差町上ノ国町が直面する課題に対応し、地域の活性化と町民生活の質の向上に寄与すること。連携項目事項につきましては、1つ目、スポーツ振興と健康増進に関すること。2つ目、教育、観光、産業の振興に関すること。3つ目、環境への取り組みに関すること。4つ目、その他、地域の課題解決と活性化に係る協力に関すること。以上、4項目が示されております。スポーツを通して地域振興に寄与されることを非常に期待するところでございます。

そこで1つ目として、連携協力により、きっかけに、より具体的な事業を考えているのか。

2つ目としまして、連携協力によってかもめ島まつり、それから姥神大神宮渡御祭等々の町内イベント等に参加協力できないのか。

以上、この2点を質問させていただきたいと思います。

(議長)

はい。誰だ。教育長。

「教育長」

西海谷議員の3問目、コンサドーレ連携協定についてのご質問にご答弁いたします。

はじめに、議員ご承知のとおり、江差町上ノ国町とプロサッカークラブコンサドーレ札幌を運営する株式会社コンサドーレ、そしてバドミントンやカーリングなど各種スポーツチームの活動運営を行っている、一般社団法人コンサドーレ北海道スポーツクラブの4者がそれぞれの資源やノウハウを活かし、まちづくりや地域課題の解決に向けて積極的に取り組むことを目的に、本年の2月9日に連携協定を締結したところでございます。

議員からのご質問の1点目、この協定をきっかけにより具体的な事業を考えているのかとの主旨でのご質問であります。令和5年度の教育行政執行方針でも述べましたが、本年の秋頃にキックオフ事業として、健康増進に向けたスポーツ教室や食育に関する講座を上ノ国町にて実施まいります。

また、今後の具体的な事業展開につきましては、サッカー教室や講演会などのスポーツ振興事業をはじめ、連携協定における連携協力事項に基づき、教育、観光、産業振興、環境活動などの各種の取り組みについても、関係者間で検討してまいります。

次に、かもめ島まつりや姥神大神宮渡御祭など町のイベントへの参加に関するご質問でございますが、コンサドーレのプロサッカー選手については、シーズンなどスケジュールの問題もあることから、実施時期や内容によってどのような形での参加が可能であるか、協議してまいりたいと思います。

また、一方で株式会社コンサドーレ、あるいは一般社団法人コンサドーレ札幌、コンサドーレ北海道スポーツクラブ、これらの皆さんが持つ資源やノウハウを有効に活用して、多くの方々がイベントに参加できる仕組みについても併せて検討してまいります。

いずれにいたしましても、今回の協定を機に、江差上ノ国両町のスポーツや教育観光振興など、幅広い観点で連携を積極的に進めてまいりますのでご理解願います。

(議長)

はい。西海谷議員。

「西海谷議員」

質問を終わらせていただきます。

はい。

(議長)

いいですか。

はい。以上で西海谷議員の一般質問を終わります。

(議長)

次に、飯田議員の発言を許可いたします。

「飯田議員」

議長。

(議長)

飯田議員。

「飯田議員」

それでは私から3項目について質問いたします。

まず初めは、北の江の島構想、子ども遊戯施設と防災拠点施設の安全性についてであります。

この点につきましては、昨年第3回定例会におきまして同様の一般質問をしております。その後、先月、北の江の島拠点施設整備基本計画が提案されました。その中で、子どもの遊戯施設については想定される自然災害に備え、ピロティ方式、つまり高床式等による対策を検討するとあります。これまでの議論の積み重ねが意義のあったものというふうに理解をしております。

さて、この地域一帯につきましては北海道が津波災害警戒区域に指定し、新しい防災ハザードマップも町民に配付されたところであります。その中で示されている緊急避難場所につきましては、江差小学校グラウンド、本町の法華寺とたいへん遠く、現実的ではなくたいへん危険であります。この点につきまして町長の所見を伺います。

2つ目でありますが、先に示されました施設整備基本計画によりますと、基本方針の2つ、函館圏住民とつながり、目的地となる施設であること。この遊戯施設につきましては、函館市も同様の施設があり、誘客施設としての目的は薄まり、日帰り客が主体となり、経済効果はあまり期待できないと考えますが、いかがでしょうか。

3点目であります。新たに示されました防災拠点施設についても、有事の際は津波浸水も想定され、指定緊急避難場所からも遠く、適地とは考えられません。町長の所見を伺います。

(議長)

はい、町長。

「町長」

飯田議員からの、北の江の島拠点施設整備に関して、子ども遊戯施設と防災拠点方針に対する安全性について3点のご質問がございましたので、ご答弁申し上げます。

先ず1点目に関してです。

北海道が公表している日本海沿岸の津波浸水想定では、質問趣旨にありますとおり、当該箇所は防災ハザードマップにおいて津波浸水予測3m～5m相当とあり、また、最大クラスの津波が発生した場合、江差港の津波影響開始時間が3分、第1波が7分で到達となっております。

しかし、北の江の島構想における拠点の柱の一つであり、子どもの遊ぶ場所として、かもめ島周辺を活かすべきと私は考えています。

国や道が示している津波シミュレーションはしっかり念頭に置いたうえで、当該施設だけではなく、例えば海水浴場や開陽丸記念館なども含め、万が一の事態にどう対応するのかをしっかりと想定し、ハード面、ソフト面を組み合わせながら津波から円滑かつ迅速に逃げるができるよう警戒避難体制の検討を進めるのでご理解願います。

次に、同様の施設が函館市内にあり誘客効果が薄いのではとのご質問でございます。

整備予定施設は、江差町内に住む子ども達や保護者の皆様の子育て支援環境の整備を目的とする一方で、函館を中心とした道南圏からの誘客を目指しています。

議員が述べられましたとおり、確かに函館に子どもを対象とした施設が存在しますが、整備にあたってはそれらの施設よりも魅力的で多くの方々に選ばれるような施設機能を取り入れ、差別化をしなければなりません。

幸い、当地の場合の優位性として、安全に遊べる海とかもめ島があります。冬を除く季節は屋内外で遊ぶ選択肢がある点は強みであり、完成後はそういった点をしっかりアピールしながら地域経済へ好循環を与えられるような施設とするよう準備を進めてまいります。

最後に、整備予定施設が防災拠点施設として適地とはならないのではとのご質問でございます。

江差町は昨年3月に防災ハザードマップを作成しています。ご承知のとおり想定される災害は津波だけではございません。土砂災害、河川洪水、地震と多岐に渡り、避難場所の指定もそれぞれの災害によって振り分けられている状況です。

現在策定中の北の江の島拠点施設整備基本計画上でも津波を除く自然災害等の発生時には道路利用者等の一時避難場所、駐車場等を活用した災害支援拠点などが想定できますし、また、国との意見交換の中では、例えば渡島方面との主要な道路の寸断が続く場合、江差港の機能を最大限に活用した海上輸送による救援や物資輸送等が必要となった場合に、施設をそういった拠点とする可能性についても意見交換している

ところであり、今後、更に協議を進めながら災害時の役割を明確にしてまいりたいのでご理解願いたいと思います。

(議長)

はい、飯田議員。

「飯田議員」

再質問。

はい、ありがとうございました。

拠点施設整備につきましては、今回提案されております基本設計費1,900万円弱の予算が計上されております。

南西沖地震でも2.7mの水深がありましたし、今回ハザードマップに示されております波の高さについても4.5m。これにつきましても、おおよそ4.5mと言いますとだいたい3階に相当する部分。安全な子どもの遊戯施設と考える場合についてはですね、高床式、相当こう嵩上げしなければ、私は安全は保てないと思うんですよ。

まず何よりも、安全第一の施設づくりをやっぱり目指すべきだと。その施設が、想定される津波に対して安全な、やっぱりここに建物作るということは、避難場所としてもやっぱり役割を果たさなければならぬと思うんですよ。

そういう場合において、この想定される津波の高さに、嵩上げ、床を上げるとしたら、3階あたりまで持っていかなきゃならない。そして何より問題なのはですね、そこから子ども達の足で避難する。時間にしたら相当かかる訳ですよ。現実的ではないですよ。

本当に安全な施設を作るのであれば、震災の、やっぱり避難タワーでも作らなければ、それは安全とは言えないと思いますが、いかがでしょうか。

(議長)

はい、産業振興課長。まちづくり推進課長。

「まちづくり推進課長」

飯田議員から2問目。拠点施設道の駅の安全性、津波の時の安全性ということでのご質問をいただきました。

4.5m。本当にその、北海道の示した最大規模のマグニチュードで起きる津波の、それも一番近いのが、おっしゃるとおり3分で届くという、津波が届くということは、道の方でも発表しております。

ピロティという感覚をちょっと一回、私たちの説明が上手くいってなかったと思いますけども、若干高くすることもあり得ますというお話を、まずさせていただいたつもりです。前回。で、今回いま、飯田議員のご質問に答えるとすれば、まあ確かに4.5m。でも、体育館で言えば、例えばアリーナ的な高さに、私はなるのかなと思

っています。

いずれにしても、例えば建物の作り方だとか安全対策、そこは今後の基本計画の最終的な策定、あるいは基本設計の中で、そういった専門家の意見をしっかり受けながら作っていきたいというふうに考えています。今の、例えば開陽丸の管理棟の2階、それをイメージしても概ね4 m、5 mはあるのかなと私は思っています。そういう高さをしっかりこう確保できるようにはしていきたいと思っていますので、ご理解いただきたいと思います。

(議長)

はい、飯田議員。

「飯田議員」

国の法律に基づいて北海道が津波災害区域に指定した訳なんです。これからいろんな補助金取り込んでいくためにもですね、やっぱりそういうような安全性を第一に考えていかなければならない。まあ、指定されたからと言って開発行為や建設に対する規制は無い訳でありますけれども、ただ、病院関係でありますとか社会福祉施設、学校等につきましてはですね、これはまずきちんと安全対策を優先させると、そういうような条文も北海道の方である訳なんです。つまり、学校等ということは、この施設も小学校低学年から幼稚園の子どもさんが遊ぶ対象施設なんです。そういう完全な安全対策を講じた建築でなければやっぱり私はダメだと思うんですよ。

これから補助申請するにあたり、やっぱりそのへんのところは結構厳しく審査されると思いますよ。私の今までの経験で、江差は結構急傾斜地がありまして、そのために、例えば社会福祉施設建設のためには、ノーとは言われませんでしたけども補助金段階では結構厳しい指摘があったと。同じようなことが私は起こると思うんですよ。いかがですか。

(議長)

はい、まちづくり、あ、副町長。

「副町長」

飯田議員のご意見、私は否定するものでは当然ございません。子どもの遊び場だけにターゲット絞ると、この江差町内では運動公園、あるいはかもめ島周辺でなければ、ある程度の駐車スペースも含めて無理かなと、一番いい、適地。ただ、津波に関して言うと、飯田議員のおっしゃる部分も十分認識してございますけども、今回、北の江の島拠点整備における、いま道の駅の登録を目指しておりますけども、道の駅の差別化にあたっては、子どもの遊び場、江差町の言わば大きな課題の一つである子どもの遊び場という町民要求をも含めて、道の駅の差別化の一つの大きな柱になるということで、この北の江の島拠点にまず持ってったというのが一つでございます。

あと、話は飛びますが、どの程度、5 m、言わば一般住宅で言うところとちょうど2階までが5 mになるとお思いますけども、当該子どもの遊び場の場所がいいのか、まだ配置は決まっておられませんけども、5 mを超える部分の高さに、10人なのか20人なのか、ちょっといま私ははっきり言えませんが、ある程度の、子ども達やら何やらが避難できるスペースの、5 m以上の部分ですね、それがハードの部分でどの程度可能なのか、それからそれぞれのスタッフの避難誘導體制やら、まあ看板を付けたからいいと、こういうことではないんでお思いますけども、一連の開陽丸の入館者も含めた中ですね、トータルとして津波に対するこの警戒避難体制っていうのはですね、しっかり、ソフト面も含めて構築していきたいと、このようにお思っています。以上です。

(議長)

はい。いいですか。はい。

以上で・・・(飯田議員より「まだあるよ」の声)

まだあるのか。

はい、飯田議員。

「飯田議員」

はい、ありがとうございました。

それでは2問目に入ります。開陽丸の修繕と青少年センターの解体についてであります。

まず初めは開陽丸の修繕であります。令和3年第1回定例会の一般質問の町長答弁に、開陽丸財団に補助を出し、劣化調査を行うとありましたが、現在、相当劣化も進み、修繕の時期と考えますが、いかがでしょうか。

2つ目であります。開陽丸青少年センターの解体であります。現在の開陽丸建造の地でありますオランダの街並み、建物をイメージした建築であり、開陽丸とツインで保存すべきであると考えます。国道から江差に入ると先ず目に入る景観はかもめ島、開陽丸、そしてオレンジ色の屋根の青少年センターであります。まさにこれが江差のランドマークであり、歴史的価値もあり大切に保存すべき建物であると考えますが町長の所見を伺います。

(議長)

町長。

「町長」

飯田議員からの2問目、開陽丸記念館修繕などに関するご質問にお答えいたします。

先ず1点目として、開陽丸船体を復元した記念館の修繕に向けた予算化についてでございます。

開陽丸記念館が建設されたのが平成2年ですから、整備後30年以上が経過いたし

ました。甲板の床材などを一部改修した経過はありますが、目視でお分かりのとおりマストや艀装のロープ、あるいは棧橋など錆や痛みが激しい状況のため、令和3年度に一般財団法人開陽丸青少年センターが主体となり、船体の劣化度調査を行ったところです。

調査結果といたしましては、躯体の構造的に今すぐに改善を要するところはありませんでしたが、観光客に与えるマイナスの影響はもとより、錆をそのまま放置しておくことは施設そのものの寿命を短くしてしまうことから、理事長を兼ねる私自身も、できる限り早い時期に対処しなければならないと理解しています。

しかし、劣化度調査時に委託業者へ工事費について概算額を依頼したところ、目視や整備した当初の資料などから推計し、億単位が想定されるとの回答を得たと報告を受けています。

この様に多額で主な工事が修繕であることから、その財源の確保としてどんな方法が想定されるのか検討を進めているところであり、そういった点の整理が見えてきましたら設計作業に進んでいきたいと考えておりますのでご理解願いたいと思います。

続いて開陽丸管理棟について、開陽丸記念館とともに残すべきではとのご質問でございます。

現在の建物について2階と屋根の痛みが激しい状況の中で、一部を利活用するのではなく解体したうえでの新築を想定しているところです。

拠点施設整備にあたっては、新しい江差のランドマークになるよう、町並みや江差らしさに配慮した外観となる、デザインについても十分熟慮し、方針が固まりましたら議会にもご相談させていただきますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

はい、飯田議員。いいですか。飯田議員。

「飯田議員」

はい、ありがとうございました。

それでは3問目に入ります。教育長の答弁を求めます。

(議長：どごいった、はい。3問目の声)

重い通学カバン、ランドセル等の学校用端末による健康問題についてであります。

重い通学カバンにつきましては、置き勉などの実施により大分改善されたようであります。これは令和元年第1回定例会の質問にも出ておりましたけれども、当時はだいたい改善されたようでありますけれども、最近また親御さんの方から、この重い通学用カバンやランドセルの問題が指摘されており、たいへん健康にも悪影響があると、そういう指摘もされておりますので、現状と改善の対策を伺います。

2つ目ではありますが、ICT教育が進展する中で、学校現場ではパソコン、タブレットの多用が広がって、一方、家庭ではスマホやゲーム機の使用により、活字離れ、思考力の低下や視力の低下がたいへん心配されております。使用状況や対策を伺いた

いと思います。

(議長)

はい、教育長。

「教育長」

飯田議員の3問目。重い通学カバンや学校用端末による健康問題についてのご質問にお答えします。

まずは、1点目。以前から指摘のあった小中学生の重すぎるカバン等がどの程度改善されたのかという点についてです。

議員ご指摘のとおり、通学カバンの重さや量につきましては、授業で使う教科書や体育用品等が過重になることで、身体の健やかな発達に影響が生じかねないことなどの懸念から、この間、保護者をはじめ議会の皆様等から配慮すべきとのご意見をいただいております。

このため、学校においては、学校に教科書等を置いて帰る、いわゆる置き勉の取組を進めてきたところであります。

通学カバンの重さにつきましては、子どもたちの健康管理という面で私自身も大きな課題として認識していたところですが、教育委員会としましては、ICT教育を推進する中で、この課題へ対処していきたいと考えております。

具体的には、学校教育課の新年度予算において、一人一台端末を活用するAIドリルの全校展開を上程させていただきましたが、これは、一人一人の習熟度に合わせてコンピューターが最適な問題を繰り返し出題する電子教材ですので、今回導入させていただければ、質の高い自宅学習環境につなげていくことができます。

また、毎月定例の校長会議において、ICT教育の推進に絡めて、現在の置き勉の取組を拡充できないかと相談してきたところであり、新学期からは、全ての児童生徒が端末を日常的に持ち帰ることに合わせて、小学校では国語算数以外、中学校では全ての教科で置き勉を認めることで検討しているところでございます。

今後におきましても、学習用具の持ち帰りには、他の学校で取り組まれている工夫の例なども参考にしながら、子どもの発達段階や学習上の必要性に考慮して、適切な配慮を講じてまいりますのでご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、2点目のICT教育が進展する中で、パソコン、タブレットなどの多用による活字離れ、思考力や視力低下の指摘に関して、使用状況やその対策はとのご質問です。

ご承知のとおり、町立小中学校における一人一台端末につきましては令和2年度に整備が完了し、昨年度から本格運用されております。

端末の活用状況については、日々の授業の中で、例えば文書作成ソフトを使って作文内容を読み直したり、あるいは体育の授業を動画で撮影し、演技の修正や自分の動きを振り返るなど、ICTならではの良さを様々な場面で取り入れ、有効に活用して

おります。

端末の使用時間については、授業時間の全ての時間で使うということではなく、思考力を高めるべき一部分に集中して使うなど、効率的な使用と視力低下にも配慮しながら学習指導を行っています。

教育委員会としましても、ICTの活用に当たっての児童生徒の健康への配慮につきましては、特に留意すべき重要なことと捉えており、昨年6月から始まった端末の持ち帰りに際してタブレット端末の利用ルールを作成し、健康のために守るべき約束等について、学校を通じて児童生徒及び保護者の皆様へ周知してきたところです。

また、学校におきましても、保健だよりを配布しながら注意喚起を行ってきております。

さらに、社会教育課が取り組む生活リズムチェックシートの今年度の結果からは、ネットゲームの1日あたり平均利用時間が、小中学生それぞれで約2時間という状況がわかっておりますが、町教委のスクールアドバイザーを通じて各学校に調査結果を共有し、規則正しい生活習慣の指導へとつなげています。

デジタル機器の利用によって子どもたちの心と身体に健康上の影響を及ぼさないよう、引き続き、定期的継続的に利用ルールの周知を図りますとともに、国や北海道教育委員会の通達なども踏まえながら、適切に指導してまいりますのでご理解願います。

**(議長)**

いいですか。

**「飯田議員」**

はい、わかりました。

**(議長)**

はい、いいですね。

以上で、飯田議員の一般質問を終わります。

**(議長)**

次に、塚本議員の発言を許可いたします。

塚本議員。

**「塚本議員」**

はい。

私から本定例会、2問の質問をさせていただきますが、まず第一に一次産業の更なる振興についてであります。

これまで、一次産業の振興に向けて継続的な支援を行っていることに対して、まず

もっては敬意を表したいと思えます。しかしながら、一次産業の経営の好転には、なかなかまだまだ程遠いという状況になっております。

農業部門では、水田活用の直接支払交付金制度の大幅な見直しにより、農業者の今後の農政に対する不安が一層増してきております。担い手を中心として、基盤整備による農地環境の改良に取り組んでおりますが、実施規模が限られており、残された水田の将来に向けた不安を払拭するような支援が必要と思われませんが、今後の対応をお伺いいたします。

また、漁業部門では、今年もかもめ島周辺に群来が出現し、放流事業の成果として今後のニシン漁に期待がもたれる一方、回遊魚、特にイカ漁の不漁は深刻な状況になっております。長期的に育てる漁業を関係機関と連携し、さらに強力で支援していくことが今後重要と考えておりますが、今後の対策についてお伺いいたします。

(議長)

はい、町長。

「町長」

塚本議員の一次産業の更なる振興策についてのご質問にお答えをいたします。

まず初めに農業分野でございますが、町政執行方針でも述べさせていただきましたが、水田活用の直接支払交付金、いわゆる転作助成金は、5年ルールとして、令和4年度から令和8年度の間には水稻の作付けや水張りをしなければ、助成対象から外れることになっております。

この間、江差町地域農業再生協議会の開催や2月6日から地域説明会を4回開催し、情報提供してきたところでございます。

助成対象外になっても、一定程度の農業所得向上のため、既存の高収益作物の拡大や新たな高収益作物の導入、農業類型の見直しなどを検討していくことはもちろんですが、長期間転作を行ってきた水田の中で、水を取り入れるための直分口、水の出口の落ち口の損傷が見受けられる水田もあることから、江差土地改良区と連携し対応策を協議してまいります。

いずれにいたしましても、令和8年度までの間、農業関係者の皆さんと継続した協議を進めてまいりますので、ご理解願います。

次に漁業分野でございます。2月18日に、折居伝説の場所として語り継がれている瓶子岩周辺の前浜でニシンの群来が確認され、大変うれしいニュースが飛び込んできましたが、塚本議員のご質問にもあるように、イカ漁に加え、秋サケ、スケソウダラの回遊性魚種の不漁が深刻であります。

現在、稚ナマコ放流、サケ稚魚の海中飼育による健苗放流、ウニ種苗の放流や移殖など、育てる漁業推進を行っております。また、令和4年度から3か年計画でトラウトサーモンの海面養殖事業もスタートし、令和4年度には、約2千尾の稚魚を昨年11月にかもめ島前浜に設置した生け簀に入れました。現時点では順調に成長しており、

今年5月下旬になると約3kgに育ったサーモンの初出荷を迎えることとなります。

今後は、令和5年度に約4千尾、令和6年度には5千尾の養殖を予定しており、その試験期間の中で、地元還元、ネーミングやブランド化についての販売戦略の構築に向けた協議を進めているところであり、浜の活気に繋がるよう継続支援を行ってまいりますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

はい、塚本議員。

「塚本議員」

養殖漁業の成果として、今年からサーモンの出荷もされる、私、勝手に言いますけれども、仮称追分サーモン、たいへん期待しておるところです。どんどんこれらの養殖事業に積極的に取組みながら、漁業者の所得補完に努めていけるように、強力に支援体制を継続的にお願いしたいと思います。

続いて2問目に入らせていただきます。民生委員の欠員補充と今後の対応についてであります。

地域福祉の担い手である民生委員の欠員が全国的に問題となっております。江差町においても現在、欠員を抱えており、現職においても一部は相当程度の高齢化が進んでいるのが現状であります。

民生委員は、独居高齢者を訪問したり、ひきこもりや児童虐待に関する相談を受けたりして、行政サービスに橋渡しするのが役割であります。これからも重要な役割と認識しており、民生委員の役割や活動内容の周知を図り人材確保にしっかり取り組んでいく必要があると思いますが、町の対応をお伺いいたします。

(議長)

はい、町長。

「町長」

塚本議員の2問目、民生委員の人材確保に関するご質問にお答えをいたします。

民生委員につきましては、町内会などが住民から候補者を選び、都道府県知事などの推薦に基づき、厚生労働大臣から委嘱されるものであり、任期は3年で、12月1日が改選基準日となっております。

令和4年12月1日が直近での全国一斉の改選期でしたが、担い手不足は全国的にも深刻な問題となっており、全国の定数約24万人に対する欠員が15,191人に上ったことが、厚生労働省から発表されたところでございます。

当町におきましても、このたびの改選期にあたり、民生委員31名、主任児童委員2名の合計33名の定数中、5名が新旧交代というかたちで選出していただき、町内会等のご協力もいただきながら、新たな人材確保への取組を進めてきているところで

ございますが、定数全体といたしましては、現在2名の欠員となっております。

少子高齢化の進行や世帯構造の変化に伴い、住民が抱える生活福祉課題が多様化するなかで、地域住民の身近な見守り役である民生委員の適正な確保と活動しやすい環境整備を進めていくことが極めて重要であると考えています。

したがって、議員のご質問にもございましたように、町広報や町内会等の会合等を通じながら、改めて民生委員の役割や活動内容を広く皆さんに知っていただけるよう周知するとともに、町内会等とも連携しながら、各地域における担い手の確保に向けた取組を推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

はい、塚本議員。

「塚本議員」

以上で質問を終わります。

(議長)

はい。塚本議員の一般質問を終わります。

(議長)

次に、萩原議員の発言を許可いたします。

萩原議員。

「萩原議員」

それでは2項目について一般質問いたします。

まず定住移住対策についてでございます。

江差町の人口は、昨年末で6,971人となり、7,000人を割りました。他の地域では移住支援センターの設置や移住支援金の支給など様々な取り組みをしていますが、定住移住対策について江差町はどのような考えがあるのか。

また、町長は転勤者にぜひとも家族を連れて住んでもらいたいと言っておりましたが、そのためにはどのような対策を考えているのか、お伺いいたします。

(議長)

はい、町長。

「町長」

萩原議員の定住移住対策について、ご答弁を申し上げます。

議員がご質問で述べられてましたとおり、住民基本台帳における人口は昨年10月に7,000人を割り込み、12月末時点での人口が6,971人となっております。

人口減少傾向は非常に厳しい現状にあると考えています。

その中で、当町の定住移住対策として、昨年第2回定例会でお示した所信表明や、今定例会での執行方針と予算案でも重点としております子ども達や子育て世代に主眼を置いた施策や、産業基盤強化による後継者育成、若者の就業環境を整えるなどの施策が、定住移住に向けた基盤の整備につながるものと考えております。

ご提案の移住支援センターの設置につきましては、多くは移住の専任コンシェルジュが常駐し、移住を検討されている方の相談から移住後の暮らしのサポートなどをワンストップ窓口として、対応しているものと認識しております。

センター設置は今後の検討課題とさせていただきながら、当面の間、移住に関する窓口を現行のまちづくり推進課で担っていきたいと考えており、行政組織規則の分掌事務にも明記したところですので、ご理解願います。

また、移住支援金につきましては、UIターン就職を促進するため、北海道と各自治体で取り組む制度です。いくつかの要件がありますが、東京圏から移住し就業又は起業しようとする方が、転居定着することで一定額を給付する制度であり、今後、取り組みを行っている自治体の情報収集をしながら江差町としても前向きに検討していきたいと考えております。

続いて、転勤で江差にいらっしゃる方々がご家族を伴って住んでいただける環境の整備に向けて、どのような対策を考えているのかというご質問でございます。

一般的な定住移住対策として、職員などが首都圏などへ出向き、イベント等で江差町をPRすることで新規に移住者を呼び込むなど、これまでの経験からそのような有効性は薄いと考えております。

当町として一番可能性があると考えているのは、転勤で町へ単身赴任される方々を家族での来町に変化していくことだと考えています。かもめ島をはじめとして、自然が豊かで身近に文化資源があるこの町は、子ども達が学びや体験、運動を通して感性を育む素地が広がっています。

また、先ほど述べました子育て世代支援策も拡充を進める一方、民間企業との連携を模索しながら、空き家を活用し若い世代のニーズに合わせたリノベーションを行い、快適な住環境をはじめとした受け入れ態勢を整備するなど、魅力ある定住移住対策をしてまいります。

今後、民間の活力を活用しながらこういった手法を取り入れるための準備を進めてまいりたいと考えておりますので、しばらくお時間をいただければというふうに思いますのでご理解願います。

**(議長)**

はい、萩原議員。

**「萩原議員」**

はい。それでは2問目に移ります。

エネルギー価格高騰についてでございます。

北海道では、道内事業者等事業継続緊急支援金（エネルギー価格高騰分）を1月より申請を開始いたしました。現状、電気料金は国に値上げの申請を行っており、石油類、ガスもコストや人件費の上昇により、値上げの可能性があります、

江差町でも新型コロナウイルス感染症に関する交付金等で、事業者等に様々な支援を行ってきましたが、エネルギー価格高騰に対してどのような考えをもっているのかお伺いいたします。

**（議長）**

町長。

**「町長」**

萩原議員の2問目、エネルギー価格の高騰について、ご答弁申し上げます。

この間、江差町では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、事業主への支援として、事業継続支援緊急給付金事業、新生活様式対応支援助成事業、農漁業者経営継続支援緊急対策事業などや、個人への支援としてエエ町江差みんなの商品券事業などを実施し、地域経済並びに家庭への支援を行ってきたところでございます。

さて、1月から申請が始まった北海道事業継続緊急支援につきましては、エネルギー価格高騰の影響を受けている道内の中小、小規模事業者への給付金につきまして、法人では10万円、個人事業主には5万円の給付金を北海道が行っており、町においても3月号広報を通じてご案内をさせていただきました。

執行方針でも述べさせていただきましたが、燃料費、物価高騰、電気料金の値上げ報道など事業者などを取り巻く状況は理解しておりますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は令和5年度の見通しは不透明であり、新たな財源確保対策も必要になってきます。

このことから、国や道の政策をしっかりと把握すること、町村会等を通じて、国や北海道に要請していくこと、国の地方創生臨時交付金等の財源対策が前提となりますが、地域経済や個人消費への支援の検討や事業主等への節電対策の周知をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解願えればと思います。

**（議長）**

いいですね。

**「萩原議員」**

はい。

(議長)

いいですね。

はい。萩原議員の一般質問を終わります。

(休憩を求める声あり)

(議長)

休憩したい？そう？うん。

したら、40分まで休憩します。

休憩 14:29

再開 14:40

(議長)

休憩を閉じて再開いたします。

次に、大門議員の発言を許可いたします。

大門議員。

「大門議員」

1問目。私からは子ども110番の家について質問いたします。

全国の小中学校に児童生徒を狙った不審FAXが届き、1月には町内の小中学校にもFAXが届いていますが、子供たちを犯罪などの被害から守るための地域活動として子ども110番の家を町内各所に設置されているが、このような時どのような連携をとっているのか伺います。

(議長)

教育長。

「教育長」

大門議員から子ども110番の家についてのご質問にご答弁いたします。

子ども110番の家については、大門議員ご承知のとおり、子どもたちを不審者から守るための対策のひとつとして、町内事業者や町内会などのご協力をいただきながら、個人の住宅などに子ども110番の家と記したステッカーを掲示し、地域ぐるみで防犯意識を高める取り組みとして、平成26年度より、江差町青少年健全育成会議で運動を展開しており、現在、171件の登録をいただいております。

議員からは、本年1月に全国の小中学校や高校に金銭要求や殺害をほのめかす犯行予告FAXが送信され、町内の小中学校にも同様のFAXが送信されたことを踏まえ、子どもたちの安全の確保と、子ども110番の取り組みがどのように機能しているの

かといった主旨でのご質問であります。

はじめに子どもの安全の確保についてでございますが、教育委員会では、各学校に対して不審FAXの内容に加え、具体的な安全対策として、集団下校や引き渡し下校の対応などを行うよう通知を行ったほか、江差警察署や檜山教育局などの関係機関とも連携を図りながら、子どもたちの安全の確保を最優先とし対応をしてきたところであり、議員ご指摘の子ども110番の家との連携については、その機能を果たしていないというのが実態であります。

一方で、現在、各学校に設置されているコミュニティスクールでは、子どもの見守りなどを含め地域と協働した取り組みが進められており、子ども110番の家運動の在り方についても改めて周知していく必要があると考えておりますし、有事の際の連絡体制についてもLINEなどの利用を含め、関係機関と十分に協議をしながら、子ども達の安全の確保に向けた議論を深めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

(議長)

はい、大門議員。

「大門議員」

はい、わかりました。

じゃあ2問目、質問いたします。(議長：はい。2問目の声)

防雪柵の必要性について質問いたします。町道田沢野線、清掃センター入口付近から江差高校までの間は、周囲が耕作地なため、吹雪の時は吹き溜まりや1m先も見通せない状況となります。高校生の登下校時には交通量も多く非常に危険であり、財政上厳しいとは思われますが、計画を立てて防雪柵を設置する考えはあるか伺います。

(議長)

はい、町長。

「町長」

大門議員の2問目、防雪柵の必要性についてのご質問にお答えをいたします。

町道田沢野線の議員ご指摘の箇所につきましては、冬期間における日々の道路パトロール時におきましても、注視をしている箇所の一つとなっております。

また、当該箇所につきましては、吹き溜まりによる交通障害などが発生しないよう委託業者とも情報共有に努めているところであり、これまでも吹き溜まりの状況に応じて、除雪回数を増やすなどの対応を行ってきたところでございます。

さて、町内における防雪柵の設置状況でございますが、現在、椴川町などをはじめ7つの地域におきまして、総延長約1.1kmにわたり防雪柵の設置を行ってきたところでございます。

しかしながら、町内には毎年のように吹き溜まりによる車両の立ち往生や通行止めが発生している路線もあり、役場関係課内におきましても防雪柵設置検討などの協議も行っているところでございます。

いずれにいたしましても議員ご案内のとおり、防雪柵設置につきましては相応の費用を要するところであり、財源の確保なども大きな課題となっております。

当面はこれまで同様にパトロールの強化や除雪回数を増やすなど、日頃の維持管理により安全対策を講じるとともに、今後の防雪柵設置個所の選定検討にあたりましては、財源確保対策も併せまして議論してまいりたいと考えておりますのでご理解願えればと思います。

(議長)

いいですね。

大門議員の一般質問を終わります。

(議長)

次に、出崎議員の発言を許可いたします。

出崎議員。

「出崎議員」

私は、江差港の整備についてお伺いいたします。

近年、北の江の島構想の具体化、サケ養殖事業の実験開始、洋上風力発電事業の計画推進と江差港を取り巻く環境が大きく変わりつつあります。

また、太平洋側では、日本千島海溝を震源とする巨大地震による津波対策が進められています。江差港の整備に関して、以下お伺いいたします。

1つ目。渡島半島全体を考えた時、函館を含む太平洋側が被災した時のバックアップのため、日本海側の復旧支援港と位置付けて防災機能の拡充を図るべく、道、国と協議する考えはありませんか。

相互支援体制を構築することで、江差が被災した場合には、太平洋側からスムーズな支援が期待できるというふうに思っています。

2つ目。洋上風力発電施設設置のために、フェリー航路、漁業施設や景観等に配慮したゾーニング計画を要することになると思っています。施設建設時の支援、例えば一時仮置き等ですね、や維持管理のための施設配置を考慮しておく必要はないでしょうか。

3つ目。令和9年度までの江差港国内物流ターミナル整備事業が進行中ですが、江差港の将来の在り方全般について再検証し、事業との調整の必要はないでしょうか。

これについてはですね、特に北の江の島構想の具体化に伴って、南埠頭の後輩地側、あそこにターミナル事業では港湾道路の舗装まで計画されてあります。で、そういう

ものですね、将来、一度公費が投入されたらなかなか変更がきかないというふうな、皆さんご存じだと思うんで、出来ればその前にですね、北の江の島構想等との整合性、それから南埠頭の後背地の土地利用の在り方についてですね、事前に検討しておいた方がいいのかなというふうに思っております。

以上、質問いたします。

(議長)

町長。

「町長」

出崎議員の江差港の整備について、3点のご質問にお答えをいたします。

まず1点目、防災機能の拡充を図るべく、道、国と協議する考えはないか、とのご質問でございます。

地震による津波はもちろんですが、近年、気候変動の影響により、これまでに経験したことのない豪雨による洪水、土砂災害等の災害が発生しており、陸路が寸断し孤立化した被災地との海上輸送の事例が増えてきております。

このため、国では命のみならずネットワークと名付け、各地域での防災訓練の実施などネットワーク形成に向けた取り組みを進めていることから、連携の基礎はできあがっているものと思っております。

また、北の江の島構想では防災支援機能を掲げており、江差港湾事務所に災害時の拠点として港湾整備することができないかや、事例も含め資料収集のお願いもしておりますので、ご理解願いたいと思います。

次に、2点目の洋上風力を見据え事前に港湾の利活用等について検討していくべきではないかとのご質問にお答えをいたします。

まず、檜山沖洋上風力につきましては、現在各種調査を進めていますが、事業化までは決まっていないことは議員もご承知のことと思います。洋上風力が事業化されることになった場合、江差港は洋上風力のメンテナンスの補完港として検討されると思っております。

いずれにいたしましても、洋上風力の事業化の動きがあった段階で、補完港としてのどのような施設や面積が必要かなど、これから協議が進むものと思っておりますので、ご理解願います。

3点目の江差港国内物流ターミナル整備事業でございますが、現在、令和3年度から令和9年度までを期間とした整備計画となっており、南埠頭物揚げ場の整備とフェリー岸壁の改修工事を令和7年度の完成の予定で進めています。

北の江の島構想における新たな拠点施設の供用開始を令和8年度としていることから、これらに合わせ港湾道路とその付帯部分の整備が必要となります。

このため、江差港湾事務所では令和4年度に、北の江の島構想における南埠頭整備の在り方について、江差町の意向を踏まえたうえで、今後数年間における港湾事業の

進め方について検討を進めていただいております。

また、かもめ島前の国道交差点改修の方針が今後、決まる状況にもありますので、全体を通じた港湾整備の在り方などについて、江差町港湾審議会の中でも審議し、事業との調整を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

はい、出崎議員。

「出崎議員」

ありがとうございます。再質問させていただきます。

今、港湾審議会のお話がありました。で、これは、どのような頻度でどのように開催されているのかというのを、まずお聞きしたいと思います。

例えば、1つ目の質問の関連で言いますと、例えばですね、ここで今回の答弁にありました、北の江の島構想の施設、道の駅の施設の中での防災支援機能というような問題じゃなくて、例えばですね、函館が被災した場合、普通で考えると日本海側の小樽とか石狩新港からの支援、運搬、支援物資の運搬がですね、考えられる。でもその時には室蘭だとか苫小牧とか、そういうところも全部被災してる可能性があります。そうしたら向こうからの港からではですね、ほとんど函館までなかなか手が回らないというようなことが起きると思っております。そこで、渡島半島全体としてみたらね、江差港がそういう支援の役割を担わざるを得ない、そんな事態が出てくるんじゃないかというふうに思っております。

で、そういう支援的な港と位置付けることによって、例えば、函館江差自動車道ですね、未施工区間の早期着工とか、そういうことのプッシュにもなると思うんですね、是非もっと広域的な、江差が渡島半島日本海側の起点としてですね、そういう防災を担えるような、そういうことを考慮したいと思っております。

また2つ目のですね、洋上風力発電施設なんですけど、洋上風力産業拠点という言葉があります。これは洋上風力、単に港からの支援だけじゃなくて、産業の立地まで含めてですね、大きな産業の展開になるというふうなイメージなんですけど、江差がどこまでいけるか、それはちょっとね、まだわからないですけど、少なくとも港湾の役割っていうのは大きくなるんだというふうに思っております。

ゾーニングをこれから進めることになると思うんですけど、ご存じのように洋上風力施設は向こう30年間の継続的な事業になります。で、一回立ててからですね、設置してから、そういうものが邪魔な施設になるということ、本来の港湾の機能、それからですね、妨げるようなことがあってはならないというふうに考えてます。従って将来の港の在り方もですね、ある程度考えておく必要があるんじゃないかと、そういう意味でですね、先ほどの港湾審議会のお話がありました。この審議会ですらそういう江差港の将来的な在り方についてですね、揉んでいただくとか、その方針的なものをですね、出来る範囲でやっていただけないかと、そういうふうに思うんですけど、そのへん

いかがでしょうか。

(議長)

はい、産業振興課長。

「産業振興課長」

出崎議員からのご質問に答弁をさせていただきます。

まず港湾審議会の開催ということで、過去、令和元年度から3年度までの開催状況でございますが、まず令和元年度については1回、令和2年度も1回、令和3年度もそれぞれ1回を審議しております。

令和元年度については、港湾管理条例改正の関係とマリーナ管理条例の改正について議論しました。これについては消費税の改正があったものですから、利用料の見直しということをメインに、まず審議をしたところでございます。

R2、2年度末に開催したんですが、こちらについてはフェリー岸壁の岸壁工事に関わる公有水面面積について議論をし、そして翌年の令和3年度の港湾の予算について情報提供を行ったところでございます。

令和3年度につきましては、令和4年度、翌年の直轄港湾の整備、それと港湾の利用状況、それと北の江の島構想について、委員さんに情報提供を行ったところです。

R4年度についてもこの3月末に予定をしましてですね、北の江の島の拠点施設の基本計画が2月に策定されましたので、それを報告したいということと、R5年度の直轄港湾の整備について報告をしていきたいというふうに思っております。

続いて、支援港の考え方とかゾーニングの関係が話されてたんですけども、こちらについてもですね、この港湾審議会の中で、今後こういう形で出てきますということで情報共有を図りながらですね、議論していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(議長)

はい、まちづくり推進課長。

(まちづくり推進課長)

出崎議員からの質問の中で、北の江の島構想の防災拠点という観点、あるいは高規格道路の推進という観点でのご質問がございましたので、私の方から答弁させていただきます。

先ほどの質問にもあったとおり、北の江の島構想の中で道の駅を作るという点において、函館開発建設部との間では、港の活用というところを強く打ち出しながら、そこをハブにして、港からこう荷物を受け入れて、それを運搬すると、それぞれに運ぶということを想定していく事も出来ますよねということでは、打ち合わせをさせていただいております。それはその、その点がまず一つあるのと、おっしゃるように高規

格道路を整備することによって、そういう物資を函館方面に、非常にこう早く運搬することが出来ると思いますんで、いま高規格道路に関する国への要望事項を出しておりますんで、そういう中でも少し強めに、そういった点も出していけたらなと思いますんで、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

(議長)

いいですね。

はい。以上で出崎議員の一般質問を終わります。

(議長)

次に、小梅議員の発言を許可いたします。

小梅議員。

「小梅議員」

通告順番8番目、小梅でございます。

学校給食についてお伺いいたします。

私は日頃より、子どもの健やかな成長には正しい食生活と日常的な運動習慣が大事だと思ってます。学校給食については新しいセンターが完成し、食育も進んで美味しい給食が提供されるうえ、給食費無償化となるなど、大変喜ばしい限りです。

が、この度、江差小学校と北中学校から出された4年度を振り返っての学校だより、保護者アンケートの結果、江差小の給食に関する評価が低く、気になりました。学校側の記述によりますと、食育については栄養教諭不在もあって厳しい評価でしたとのコメントが出てました。その他、意見や感想として、江差小学校からは、給食の時間を長くして欲しい。よく噛んで味わって欲しい。北中学校の方からは、給食が無料化されたら質が落ちたそうだ。少ない人数で準備するので、食事にかかる時間が足りない。全体的にゆとりがなく体調面で心配との声がありました。

このような観点から質問いたします。

1番目。栄養教諭不在とは、どういうことなのか。

それから2番目。給食時間はどの程度取っているのか。各学校で違うのか、小中学校ともに教えてください。

それから3番目。かなりの人手不足が窺われますが、そんな折、給食センターで働く調理補助スタッフ大募集の新聞折込を目にしました。1人や2人じゃない、大募集の記事にびっくりして、えーって、これって本当に深刻な状況なんだなと受け止めてますが、実態はどうなのかお聞きしたいと思います。

よろしくお願いします。

(議長)

はい。教育長。

「教育長」

小梅議員の学校給食についてのご質問にお答えします。

ご承知のとおり学校給食は、学校給食法に基づき、安全で栄養バランスの優れた学校給食を提供するよう定められております。

今回ご指摘のあった保護者アンケートにつきましては、今年度の学校評価の一環として行われた、外部評価としての児童生徒及び保護者へのアンケート調査であります。教育委員会としましても、この結果を真摯に受け止め、学校給食組合の運営委員会や献立委員会に参加し意見しながら、より良い学校給食へとつなげてまいりたい所存であります。

まず、ご質問の1点目でございます。栄養教諭の不在とは、どういうことなのかについて、お答します。

栄養教諭は、児童生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる職として、平成17年度に創設されました。公立小中学校には、各都道府県教育委員会が地域の状況を踏まえつつ、栄養教諭免許状取得者の中から採用し、配置しています。その職務は、教育に関する資質と栄養に関する専門性を生かして、食に関する指導と学校給食の管理を一体のものとして行うとされており、当町におきましては、江差小学校に在籍しながら、江差町上ノ国町学校給食センターの栄養士を兼ねる形で配置されておりました。

しかしながら、当該教諭につきましては、昨年9月、一身上の都合により依願退職となり、この間、学校給食組合において、任命権者である北海道教育委員会へ後任の配置について要請するとともに、教育委員会としましても学校給食組合や構成町である上ノ国町と連携し、後任の栄養教諭を探すべく、教育委員会が連携協定を締結している北海道医療大学を通じて、同学の卒業生、あるいは北海道栄養士会を介し、代替の栄養教諭を求人してきたところでありますが、年度内の配置には至らず、新年度の教職員人事にて、4月1日から新たな栄養教諭が配置される見込みでありますのでご理解願います。

次に2点目の給食時間はどの位か。各学校で違うのか。のご質問でございます。

このご質問については、以前にも議会から取り上げられているものですが、現在の喫食時間、準備じゃなくて実際に食べてる時間でございますが、江差小学校で25分、南が丘小学校が20分、江差北小学校が30分、江差中学校が15分、江差北中学校も15分という状況です。

給食時間の設定にあたっては、日課表や下校時間などとの調整を図りながら各学校の判断により決められますが、給食時間における指導は、教育課程上の学級活動と関連付けされておりますので、重要な学校教育活動と捉えております。

しかし、計画的に教育課程を遂行していく中では、給食に割り当てられる時間に一定の限界がありますので、保護者の皆様には、そのことをご理解いただきながら、ゆ

とりをもって当番活動や昼食ができる時間を確保できるよう、引き続き学校と協議をしてまいりますのでご理解願います。

最後に、3点目の人手不足が窺われる給食センターで働く調理補助スタッフの実態についてのご質問でございます。

この点に関しましては、学校給食組合に確認したところ、当初の計画ではパート調理員を含めて13人のスタッフで開始する予定でありましたが、実際には11人のスタッフで開始したとのこと。現在まで、委託業者全体の調理員で補充するなどして現場対応にあたっていますが、人員不足は否めず、早期に解消するよう指示していると聞いております。

いずれにしましても、給食の時間が楽しく食事をする場になり、健康に良い食事のとり方や望ましい食習慣の形成が図られるとともに、食事を通してよりよい人間関係の形成が図られるよう、児童生徒、保護者の声に寄り添い努めてまいりますので、ご理解いただきますよう、お願いいたします。

(議長)

小梅さん、いいですね。

はい、小梅議員。

「小梅議員」

食は命ですので、どうぞよろしく願いいたします。

(議長)

はい。小梅議員の一般質問を終わります。

(議長)

次に、小野寺議員の発言を許可いたします。

小野寺議員。端的に質問して下さい。(議長：笑いの声)

「小野寺議員」

議長、今の発言ちょっと撤回して下さいよ。

(議長)

わかりました。

「小野寺議員」

よろしいですか。

(議長)

はい。わかりました。

「小野寺議員」

はい。では。

(議長)

はい。始めてください。

「小野寺議員」

質問いたします。

5点ありますが、まず、最初1点目です。

あすなる福祉会の不妊処置問題について、お聞きしたいと思います。2つあります。

1つ目ですが、今回の問題、報道される前、2020年3月3日にあすなる福祉会の障害者就労支援施設で、知的障害がある女性がトイレで出産し、その後、子どもを死なせてしまう事件が起きておりました。このときに、北海道も国もそして江差町も、この問題の背景も含め、真剣に対処してこなかった。もちろん私も、江差町の議員としてまったく取り上げて来ませんでした。議員として、改めて深く反省しております。

実は、この問題で昨年3月12日に、女性障害者ネットワークなどの団体が、国の厚生労働大臣、北海道知事、檜山振興局長、そして江差町長に、障害のある女性に係わる0歳児遺棄事件に関する要望というものを届けております。内容は、今回2つ目に取り上げますが、新聞等でも報道され、今、北海道庁等で対応しておるこの事案と、根っここのところは、私は、大きく共通するものだと考えております。改めて、町長は、この要望にどのような対応だったのかをお聞きしたいと思います。

この問題で2つ目であります。それで、今回この問題、江差町も含めて大きく、これは国、そして関わる多くの自治体、ここが解決を図る上で、今よく言われております、障がい者のリプロダクティブ権、ちょっと難しいんですが、要は性や結婚、生み育てることを自分で決める権利にきちんと、私たち議会も自治体も国も、焦点を当てる必要があるという問題だと思っております。

残念ながら、今の日本の政治、政府は、障がいのある人が結婚や子どもを産み育てる自由を前提にはしておりません。障がい者が地域で生活できるよう、考え方だけではなくて支援策そのもの、根本的な転換が求められております。

ただ、一方、まだ国等の制度が不十分でも、関係事業所などそれぞれの努力で、障がいをもった人たちが結婚しても一緒に暮らせるグループホームをつくったり、外に一軒家を借りてそれに応援する、そういう事例もあります。昨今、テレビ、新聞でも色々紹介されております。

今後、国に対して、今言ったいろんな法制度の抜本的な見直しを求めること、そして我が江差町としても、現行、国の法律の中でそれぞれの自治体が作ります、江差町

でも作っております。江差町障がい福祉計画、江差町障がい児福祉計画、これ一本になっておりますが、これは新年度、見直しになります。この見直しの計画の中で、何が今回問題だったのかしっかり検証し、先ほど言いましたが、国の抜本的な改正がすぐ間に合わなくても、我々この地域で何ができるのか、町の総力を挙げて取り組む必要があると思います。この点について、町長にお聞きするものであります。

ところで、先ほど私、1問目の最後に、今述べた現在の問題と、根っこのところが大きく共通すると言いました。何が共通するのか、若干述べたいと思います。

一つは、あすなろ福祉会、本当に障がい者を一人の人間として尊重して、障がいの有無に関わらず誰かを好きになること、そして子どもを持ちたいと思うことは自然なんだ、そういうことを認識した上で、この間、事業所対応してきたのでしょうか。

そして2つ目ですが、その上で、障がい者の一人ひとりの願い、思い、意思にすっかり向き合って、そして障がいのそれぞれの特性、色々あります。それぞれの特性に応じて、そのことによって予測される、若しくは生じる、いろんな困難事案、問題事案、それにどのような支援が必要なのか事業所として検討してきたのだろうか。障がい者一人ひとりの意思決定、自分の思い、やりたい、しかしそこには問題がある、そういうことに対してしっかり支援をしていけば、最初の問題、遺棄事件、そして2つ目の今取り上げられている問題、もっと違った選択肢、そして議論が私は出来たと思います。

以上、補足しまして1問目の問題を終わりたい。よろしくお願いたします。

(議長)

はい。町長。

「町長」

小野寺議員からの、あすなろ福祉会における不妊処置問題に関するご質問にお答えをいたします。

まず1問目の、令和2年3月12日付けで国、道、江差町それぞれに提出のありました障害のある女性に係わる0歳児遺棄事件に関する要望にどのような対応をしたのかというご質問でございますが、団体からの要望の内容といたしましては5点ありまして、1点目は、施設の職員研修に、障害のある女性の性と生殖に関する健康と権利に関する項目を必ず入れること。2点目で、障害のある人が、性別や年齢に適した性に関する情報と、性教育を受ける機会を保障し、本人の決定に即した安全で配慮ある手段の提供を保障すること。3点目、障害のある人、特に女性たちが、性やからだのことに関わる健康や権利について相談できる場所を設け、相談しやすい環境を整えること。4番目、国及び地方自治体において、障害のある女性に関わる0歳児遺棄事件等についての調査や、それに対する取組の検証を行い、再発防止に向けた検討を行うこと。5点目、国や地方自治体に設けられている、再発防止や支援体制づくりに関わる話し合いの場に、障害女性当事者を参画させること。という内容のものでござい

まして、事件発覚から間もなくして提出のあった要望であり、回答を求められたものではございませんでしたので、一つのご意見として受け止めさせていただいたところでございます。

2問目の、このたびのあすなろ福祉会における不妊処置問題を踏まえ、障がいを持った人たちが結婚、産み育てることを自分で決める権利を保障し、地域で安心して暮らせる環境づくりのため、町の総力を挙げて取り組むべきであるとのことのご質問でございます。

初めに、新聞報道等にあるあすなろ福祉会における不妊治療（正：不妊処置）問題につきましては、現在も関係法令に基づき北海道と連携しながら調査を進めているところであり、全体的な事実確認を終えていない現段階で当該事案を確定事件として引用したご答弁は議会の場で出来ないことは、まずご理解願いたいと思います。

私は、不幸ゼロのまちを大きな柱の一つとして、まちづくりを推進しています。障がいの有無に限らず、結婚したいと思う誰もが自由に結婚できたり、子供を産み育てたいと思うすべての人が等しくそれを実現できたりする社会こそが、あるべき社会の姿だと考えております。

しかしながら、小野寺議員のご質問にもありましたように、残念ながら、障がいのある方々が結婚をしたり、子供を産み育てたりするための国の法制度やそれに基づく各種支援制度が確立していない実情にあります。

こうした実情に関する報道等を受けまして、障害者福祉サービス事業者への指導、監督権限を有している北海道におきましても、子育て等に必要な支援等に関する実態把握のため、現在、道内の共同生活援助事業所の管理者への実態調査を実施しております。

また、このたびのあすなろ福祉会に関する報道や、道内各地の施設で虐待が相次いだ状況等を踏まえ、北海道において、道が所管する施設の入所者等を対象とした不妊処置や虐待に関する実態調査を実施しており、併せて障がい者施設の職員を対象とした緊急の研修を年度内に実施することとしております。

今後は、こうした実態調査の結果を検証し、北海道障がい者施策推進審議会でも議論を進めながら、国や市町村とも情報を共有しつつ、意思決定支援の在り方も含め必要な対応等についての検討を進めていくこととなっておりますし、道として必要な制度や財政措置などを国に要望する考えであるというふうに伺っております。

こうした取組を踏まえながら、北海道並びに各市町村における障がい福祉計画並びに障がい児福祉計画も同時並行で見直し等を進めていくこととなりますので、引き続き北海道と連携を図りながら、対応を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

**（議長）**

はい、小野寺議員。

## 「小野寺議員」

ちょっと再質問させていただきますが、町長、1問目、直接回答を求められなかったので書面で答えることは無かったということ。ただ、一般的に、要望、その文書には確かに、いついつまで書面で回答をもらいたいということは書いてみましたが、丁寧にきちっとやってもらいたかったんですが、ただ、2問目の町長の思いということについては、少なくともこの団体が色々訴えていた、考えていたことに対して、議会では町長の一定の考え方は示されたのかなと、そのように私としては、ここでは受け止めていきたいなと思います。

それで、再質問なんですが、確かに町長おっしゃるとおりです。たまたまと言うか、計画の見直しの今、時期に入って、今、国の方で一定の指針、もうそろそろ出ますね。ほぼ9割方もう固まっていますので、新しい計画に向けた国の指針、今回のこの問題も、ちゃんと含まれています。一定程度。その指針を受けて、本格的に次期の計画作りに入ります。

ですから、まあ、それはそれで町長のおっしゃるとおり、そこにどこまで道と連携して、この地域での対策が取れるか、まあ一応それは答弁として受け止めました。それで、次は担当になるのでしょうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

そうであれば、今度の計画の中に、如何に、今回色々起きた事案に対して、しっかりと、単にあすなろ福祉会の事業所だけではなくて、計画も作る、それから指導等と言うと、江差町も、ただ単に北海道に付いてだけじゃなくて、北海道だけじゃなくて、江差町としても一定の事業所に対する指導、法的にあります。それから、お金の関係も全部、ここの江差の議会を通してそれぞれ、障がい関係のお金行くんですが、そういう点では江差町も今回の当事者の一つです。それでちょっとお聞きしますが、この計画作り、どうやってしっかりと行っていくかということなんですけれども、ところで、課長でしょうか、答えるとすれば。計画を進める上で、法律に基づいて江差町にも、江差町障がい者地域自立支援協議会というものがある、今現実動いてるんでしょうか、これから新たに動かすんでしょうか。その中で、例えば今の、現在の計画、そしてこれから作る計画、そこをしっかりと土俵に乗せて、例えば今の計画だったら点検する、評価する、そういうことをやります。で、まずこの支援協議会なるもの、どういう開催状況で、この間、江差町の障がい者の方々を受け入れている大きな、あすなろという事業所もありますが、それ以外も、もちろん在宅の関係で色々いらっしゃいますよね。そういう障がい者の方々の、今の計画について、どういうふうはこの会議の中で評価されてきているのか、ちょっと教えていただきたいんですよ。問題点がちゃんと浮き彫りになっているのかどうかという、私の問題意識です。

それと併せて、これは国のいろんな審議会等でも大きな問題になってるんですけども、各自治体で作る、さっき言った自立支援協議会、ここにしっかりと当事者、障がい者、特に女性で障がいを持っている方だとか、自分の考えをしっかりと、その支援協議会の構成員の中に入って、意見を言えるようになってるのか。どんなふうになってるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。以上2つです。

(議長)

町民福祉課長。

「町民福祉課長」

小野寺議員からの、江差町障がい者地域自立支援協議会の評価の状況等についてご質問をいただいたのでお答えいたします。

小野寺議員ご質問のようにですね、現行の江差町障がい福祉計画の点検評価は、江差町障がい者地域自立支援協議会で行っております。開催状況につきましては、令和4年度につきましては、昨年7月に開催いたしまして、令和3年度の実績等を踏まえた点検評価をおこなったところでございます。評価の内容といたしましては、基本的には計画に掲げる各種障がいサービス利用状況等に関する点検評価を行ったものでございまして、そうした評価を踏まえましてですね、新年度における予算ですとか各種施策に反映させているものでございます。例えば令和5年度でいきますと、たまみずきへの送迎サービスとか、移送サービスとか、そういったものは、こういった点検評価の部分で計画に反映させているというものでございます。

また、協議会の構成員に障がい者、入ってるかというご質問もございました。協議会の構成員は12名となっておりますが、江差町身体障がい者協会から2名の方々に参加していただいて、うち1名が女性という状況になってますんで、よろしく願いいたします。以上でございます。

(議長)

はい。小野寺議員。

「小野寺議員」

はい。課長、今回のこのあすなろ福祉会の問題、これはたまたま報道されただけであって、ずうっと続いてた問題ですよ。それから先ほどの0歳児の遺棄問題もそうなんですけど、こういうことについてしっかりと、当然、その事案が計画の中にこうやって改善していかなければならない、地域でどうやって受け入れなければならぬか、先ほど言いました国の、今新しい指針の中に盛り込まれるのは、例えばグループホームにいる方がそこで知り合った方と、パートナーと結婚したいので外で暮らしたいと、そういうことも今回、きちっとですね、国の方でも受け止めて、そのことについて色々対策を取ろうというような文案で、今出てこようとしてるんですけども、こういう問題こそしっかりと地域で、いま言った協議会などでも、全体の共通認識で、問題点も皆さんで論議して、じゃあ次、計画の中にこうやってやりましょうねって、そういうことを、1年に1回なんですか。もうやらないんですか、新年度以外に。この問題について、何かしっかりと論議するということが無いんでしょうか。

それからもう一つ。女性の障がい者の方が一人ですか。えっとね、私もこういう機会何回か出たことあるのでわかるんですけどもね、なかなか喋れないですよ。自分の思

い伝えられないですよ。例えば、そうですね、複数いて、ある程度知っている人が隣にいてと、だったら事前に色々色々考えて、じゃあここで言ってみようということになりますが、この自立支援協議会でどの程度、本当に生の声が、障がい者の声が出てるんでしょうかね。どうなんですか。まあ出てるなら出てるでいいんですけども、わかる範囲でちょっと教えてください。

(議長)

町民福祉課長。

「町民福祉課長」

再々質問にお答えします。

まず最初にですね、今回、報道等で出た内容の部分につきましては、報道等で今回初めて出たもので、計画策定からこれまでまず、そういう障がいをお持ちの方が結婚して子どもを持ちたい、産みたいんだってという相談はまだ、これまでに受けたことが、まだ一度も無かったということがまず一つあります。

それで、今回こういった報道等でも出まして、先ほど町長からもご答弁申し上げましたが、北海道を中心にですね、実態調査、我々も入っているんですが、実態調査の方を進めまして、そういった事実確認を検証していきながら、北海道の障がい者の施策の審議会等でもですね、色々な議論を進めながら、今後、方針ですとか、そういったものが示されてくると思いますので、それらを踏まえながら新年度の段階で、こういう協議会の中でも、そういうのを、資料を参照しながらですね、協議会の中で新計画の策定に向けて協議を進めていくってことでございますので、どうぞご理解の程をよろしくお願いいたします。

(議長)

いいですね。いいですね、小野寺議員。

はい、小野寺議員。

「小野寺議員」

あとでまた色々、ちょっと教えてもらいます。

はい、じゃあ次の質問に移ります。町営住宅の問題です。

立派な冊子で、令和3年度に江差町の公営住宅長寿命化計画が作られ、我々議員にも配られ、そして説明も受けました。今、江差町は、この町営住宅に関しては、長寿命化計画の中で色々、新年度もですが動いております。

この長寿命化計画は、10年、作られたのが令和3年の3月。10年間、今年、新年度で3年目になります。この計画は、もう建て替えは出来ないと、一応ですね、この計画では建て替えが出来ないし、現実問題としては、もう町営住宅建て替えということには中々ならないだろうっていうのも、我々も実感としては当然、受け止めなければなら

ない。

で、建て替えは出来ないので、次、全面的な改善か、個別の改善か、いずれにしても、しっかりと改善していくと。で、それからもうちょっと個別のところ、少し、計画修繕と言いますか、ちょっとやらなきゃなりませんねというようなことも含めて、新年度は、予算の中にもありますが、中歌の町営住宅、改善計画ということで1棟12戸、屋根、外壁ですか、が中心で行われます。

で、問題は、これでいいのかなというのが私の質問の背景です。残った町営住宅たくさん有るんだけど、これでいいのかという問題意識です。さっき言いました、改善、して次、計画修繕。で、それも含めて全体的な維持管理ということ。ですから、それはそれで着実にやっていかなければならないと思います。

で、まず質問なんです、なかなかこの中ではですね、実態としては中歌の町営住宅の改善をメインとしてなってるんでしょうか、あとの細かいところはですね、よくわからない部分があるんです。ただ、ここの計画の中にある、一定程度の計画修繕、少し状況を押さえて、直しましょうねというのが次の段階であるんですけども、それでも1年に8戸、1年に8戸です。まあもちろん、時々に対応は江差町、一生懸命頑張ってるんですけども、計画で言うと、中歌の、一定程度規模の大きい、比較的大きい改善以外に、ちょっとした計画修繕は1年に8戸。で、しかも、これって、入居者の要望、どんなふうになってるのかなってというのが、私、これ、見れば見るほどですね、規模が小さいのと、本当にここを直してもらいたいって部分についての要望、どうしてるのかなと、事業実施についてどうしてるのかなという気がした。それがまず1つ目の質問です。

それから、この中にもありますが、もう少し、団地ももっとしっかりと、この中にもありますが、長期修繕計画というものを作って、ここはこういうふうに計画修繕します、この団地はこの団地でしますというようなことも含めて、策定も検討しますという言葉でしたかね。ですから、それがどうしてるのか、ちょっとお聞きしたいと、いずれにしても予算との絡みで大変厳しい計画になっているというのが実感と、いま出されているものについてどのようになっているのかということをも、この1つ目としてお聞きします。

それから同じ町営住宅で、何回か前に室井議員からも確か質問あったんですが、若年、若い方の単身者を入居出来ないかということのやり取りも以前にありましたが、これは国の方の法律では、やろうと思ったら出来るんですね。前も言いましたが。あとは条例改正すればいいだけなんですけれども、国でも色々個別の対策として、若者の、単身者の住宅支援ということでやっておりますが、私は是非、江差町も条例改正して、若者の、若年の単身者も町営住宅に入居出来るというふうに、しっかりと位置付ける、もちろん一定の条件が必要かなと言う気はします。全国的には条例改正している自治体は増えているのは間違いありません。その点について町長のお考えをお聞きしたいと思えます。

この点について最後です。この何年間、老朽町営住宅の修繕の問題と併せて、風呂が

無いという問題も取り上げてまいりました。それで数は少ないんですが、風呂を付けてきている部分もありますが、まだまだ未設置、風呂の未設置のところがあります。私は、要望、本当に切実ではないのかなと思ってのんです。で、まあそこらへんの実態がどういうふうになってるかっていうのもありますが、いずれにしても、新年度、どうもこれ見れば、なかなか進まないのかなという気したんですが、改めて計画、お聞きしたいと思います。以上です。

(議長)

はい、町長。

「町長」

小野寺議員の2問目の町営住宅改善に関するご質問にお答えいたします。

前の計画の期間完了に伴い、令和3年に策定した江差町公営住宅長寿命化計画では、中長期的な管理の見通しとして17の団地を維持管理、改善、計画修繕、用途廃止の何れかに分類しており、期間中において南が丘第1から第4団地を計画修繕に位置付けしているところです。

ご質問の1点目、入居者の要望に見合った事業実施につきましては、入居者からの連絡を基に状況確認を行い、修繕に要する日数や費用負担が町なのか入居者なのかなどを踏まえ、可能な限り対処することとしております。

ご質問の2点目、長期修繕計画の策定についてでございます。長期修繕計画は、建替又は用途廃止の時期を迎えるまでの計画で、修繕の実施時期などについて30年以上の期間を計画化するものですが、本長寿命化計画において令和12年までの期間の事業プログラムを位置付けしていることから、長期修繕計画の策定は行っておりません。

続いて2問目の若年単身者の入居要件の緩和に関するご質問にお答えをいたします。公営住宅の入居者要件につきましては、公営住宅法の改正により、収入と住宅困窮をその要件とされましたが、当町においては、年齢や同居者を加えた要件の有無をもって入居者選考を行っております。近年の町営住宅への入居応募状況を見ますと、以前と違い同一住宅への複数応募が少なく、また、応募が無いなど、数か月継続して公募している状況となってきております。

これらの状況を踏まえますと、現在の入居要件を見直し、入居者の増加を図る必要があるものだと考えておりますことから、議員ご質問の若年単身者の住宅支援策として、今後、所得制限など一定の条件も必要かと考えますが、入居要件の緩和策を検討して参ります。

続いて3問目の風呂設備未設置に関するご質問です。公営住宅長寿命化計画にも示しておりますとおり、町が浴室と浴槽を備えた団地は、新豊川団地、円山第4団地、陣屋団地、新陣屋団地の他、令和3年度予算により整備した南が丘第2団地の1戸と南が丘第4団地の2戸のみで、町営住宅の3割程度の整備状況となっております。

浴槽があっても空き室となっている住宅もありますが、新たに浴槽を整備した南が丘団地の3戸につきましては、昨年未までに入居者が決定しておりますことから、浴槽の設置は入居希望要件として効果があるものと認識しているところです。

ご質問の新年度の風呂設置は予定しておりませんが、本長寿命化計画において今後、南が丘第1、第2団地を計画修繕箇所として位置付けしており、本計画の見直しに向けて浴槽の設置について検討して参ります。

(議長)

はい、小野寺議員。

「小野寺議員」

はい。ちょっと時間の関係上急ぎますが、ちょっと、課長になりますか、ちょっと確認させていただきます。

最後の風呂。当初予算では無いけれども、ちょっと検討する、新年度で検討するということなんでしょうか、ちょっと確認が1点。それから若年単身者の検討、大変ありがとうございます。

1問目、わかります。わかりますが、その希望、本人からの連絡を以て云々と言いますが、必ずしも、ちゃんと自分の状況、入ってる状況を町の方に伝えてるかったら、必ずしもそうでもない。そうでもないです。で、私、何年か前の担当者もう、いるかな、町営住宅の担当の課長とやり取りしたことあったんですが、アンケート、年に、何年かに1回でもいいから、全部の世帯にアンケート、まあ比較的新しいところはいいかも知れませんが、そういうのわかる、全部の家入って調べる訳にはなかなかいかない部分もあるでしょうから、例えば、入居者の、改めてアンケート、ある程度わかる部分とか、私、それね、必要だと思ってるんですよ。ちょっとその点について2つお聞きしたいと思います。

(議長)

はい、財政課長。

「財政課長」

ただいまの2点のご質問にお答えいたします。

まず1点目。風呂の設置に関する内容ですが、新年度での検討かというご質問でございました。私ども想定しておりますのは、新年度、5年度でそれを検討するというのではなく、まず新年度につきましては中歌団地の改善を最優先に行っていくと。更には、本長寿命化計画で位置づけしている計画修繕の箇所として南が丘第1、第2団地を位置づけしておりますことから、これらの計画修繕の中でのお風呂の設置を検討させていただきたいということでご理解をお願いいたします。

続いて2つ目のアンケート、要はその点検に関する内容でございます。本計画は10

年の計画でございまして、5年ごとに見直しを図るという内容になってございまして、今回、まさにその3年目、計画見直しに向けた中間の年となっております。

入居者の要望に関しましては、相当な頻度で私どもの方には要望をいただいている中で、可能な限り対処はさせていただいておりますが、そのアンケート調査に関しましては、この計画の見直しする段階において、改めて調査をするかどうか検討させていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

(議長)

はい、小野寺議員。

「小野寺議員」

はい。わかりましたと言うか、是非、新年度でも風呂の設置の方向で出来ないのか、ちょっと町長、よろしく、改めて思います。要望にさせてもらいます。

3問目に移ります。旧江光ビル跡地活用拠点施設についてお聞きしたいと思います。3点。

1点目。この間、全員協議会でも論議ありました。改めてこの本会議、一般質問という形で少し整理させていただきたいと思います。

1点目の、基本計画で、前に説明ありました50ページに、施設運営が軌道に載るまでの3年程度は行政として活動を支援しながら安定運営及び自立化への道筋を付けるよう計画と書いてあります。これ前にもちょっと聞きましたけれども、改めてこの場で確認したいんです。もう少しわかりやすく、つまり、事実上3年間は町が運営の主体ということになる。この計画は国のお金を引っ張ってるということもあって、これにも書いてありますけれども、民間が主体的に運営していくんだと、そういう位置付けの、国のお金の導入になってますね、確かね。まあ、そういうことも含めて、どういうことなのか、改めてお聞きします。

それから2つ目。今に関わってくるんですが、先ほどもちょっと一般質問の中でありましたけれども、企画運営にその周辺の町内商業者関係者、地区関係団体の積極的にかかわってこそ、本当に上町の賑わい、そこに積極的にこの新しい施設が関わってこれると、そのために本来の施設の期待されるような運営が展開されると、私は思います。改めて町長のお考えをお聞きしたいと思います。これはもう確認の意味もあります。

で、最後3番目。これもちょっと個別に全員協議会でも色々ありましたが、改めてちょっと確認したい。ちょっとピンポイントの質問になっちゃいますが、いわゆる交流キッチン、そこで物も作れますよという、それからイベント広場の利用について、先ほども言いました、議会でも色々意見出ました。飲食店関係者が近くにいる以上は、いろんな、この間、全員協議会でも出た、そういう意見があっても当然だと私は思っております。その時も言いました。上の方でも述べましたが、施設の企画運営に町内商業者関係者などが関わっていれば、これらのことも、私は解決できるというふうに思いますが、改めてこの点について、確認の意味でお聞きしたいと思います。以上です。

(議長)

町長。

「町長」

小野寺議員からのご質問、旧江光ビル跡地活用拠点施設に関するご質問3点について答弁申し上げます。

まず1点目として、施設運営の主体についてでございます。施設運営に関しましては、基本計画に記述している通り、民間活力の積極的な導入を考えております。特に企画運営部門につきましては、施設の賑わいを作るためのイベント誘致など町民の認知度向上や日常的に足を運んでいただける施設とするため、民間の力は欠かせません。そのため、一定の経費をかけながら民間へ委託していくことを想定していますが、基本計画に記述のとおり、安定運営及び自立化への道筋が付きましたら、民間のノウハウを受け継ぐことで企画運営部門についても直営により運営していけるものと考えております。

2点目といたしまして、企画運営に周辺の関係団体等との積極的な関わりについてということでございます。基本計画に記載している管理運営体制において、施設の利用や運営に直接関係する江差町内の商業者や活動団体などのニーズを把握するため、施設運営検討グループを設け、意見交換を活発化させ運営に反映させることを想定しています。

3点目ですけれども、施設の利用及び企画運営についてでございます。交流ホールや交流キッチンを備えた旧江光ビル跡地活用拠点施設ですが、町内外の多くの方々に利用して頂きたいと思っております。ICTや飲食を伴うものなど多彩なイベントが実施可能です。2点目の質問に答弁しました通り、このようなイベント等の企画運営につきましては、周辺商店街の商業者や各種団体などと施設運営検討グループを設け、運営へ意見反映させていくこととしておりますし、町としまして、上町の賑わいを作り上げるために地域が主体となってこの施設を活用していきたいという思いが生まれればそれが理想ですし、そういった可能性も追求していかなければいけないと考えておりますので、ご理解願えればと思います。

(議長)

はい。小野寺議員。

「小野寺議員」

はい、是非、町長、よろしくお願ひいたします。

もちろん上町には限りませんが、我々南が丘だって使う人いるでしょうけど、やはり、恒常的に、日常的に、上町の関係者が一緒になってこの施設を運営していくんだという気持ちになって、3年と言わず早くその方々が中心になって運営主体になれば、私はいいんだなと思いますので、是非よろしくお願ひしたいなと思います。

次に移ります。4番目。津波対策であります。

問題のテーマは、先ほど飯田議員が指摘したものとダブリですが、少し観点を変わしてお聞きしたいと思います。

2つあります。1つ目。先ほどもありましたが、昨年1月21日に、北海道で、警戒避難体制を特に整備すべきだという区域の指定、津波防災地域づくり法というのがあります。それに基づいて、江差町の下町、一定の地域、津波災害警戒区域、先ほど出てました。それが、指定されました。指定されると、これも先ほど出ておりましたが、いろんな取り組み、求められます。いわゆるイエローと言いつつ、色々マスコミ関係、新聞、テレビで。まあレッドではないんですね。そのイエローと言いつつありますが、改めてお聞きしますが、ちょっとまだ手元に無いんですが、今年度の当初予算で地域防災計画の改定、個別計画の作成業務ということがあって、結果的に3月31日ギリギリになるのか、我々がそれをきちっと見てですね、成果品を見て、その上でこの津波体制もどうなんだという論議できれば本当に意味のある論議になると思うんですが無いんですよ。なので聞くしかないんですが、今この津波の問題、浸水に関して言うと、先ほど論議ありましたが、あれはあれで数字出てますが、今回のこの津波災害警戒区域を指定されたことによって、より精度の高い津波の高さ、10m、あの地図でボヤッとわかるもんじゃないんですよ。10m四方で、そこで高さがわかると、これはネットで見ればもうすぐわかるんですね。だから、私は2番目で港湾センターの話してありますが、先ほどの北の江の島構想でいっても、ここはどれだけとかですね、ここはどれだけというのがもう、すぐわかる。それだけ、より明確な、詳細な津波の高さが改めて今回、明らかにされたんですけれども、そのことによって、これから、もう出来てるんでしょうか、その成果品。それがどんなふうに事業展開として出ているのか。先ほど言いました、単なる地域指定ではなくて、このことによって、警戒避難体制を整備しなさいというのが国の法律の位置付け。それがどんなふうにこの計画で、新しい見直した地域防災計画で事業展開されているのか、まずお聞きしたいと思います。

それで2つ目に、私は、本当は北の江の島のこともあったんですが飯田議員が質問するということで、ちょっと場所を変えて港湾センターについてお聞きしたいと思います。

この港湾センターについても、先ほど言った10m四方で、ここはどれだけという想定が細かくもう見れるんですけれども、本当に高いところで7mぐらいありましたか。いずれにしてもこれ、ハード、ソフトの面で、どういう対策が検討されているのか。先ほどの北の江の島構想と多少ダブルとこあるんでしょうか。まあいずれにしても、この点についてお聞きしたいと思います。

(議長)

町長。

## 「町長」

小野寺議員からの津波対策に関する2点のご質問にお答えいたします。

まず1点目の地域防災計画改訂個別計画策定業務でどのように反映しているのか。新年度でどのような事業展開があるのか。というご質問にお答えいたします。

地域防災計画の改訂と地域防災計画に付随する個別計画の策定に関しましては、内容の調整に少し時間を要しており、現時点におきましてもまだ成案に至っていない状況であります。年度内には完了し、議会へも報告する予定でございます。

計画の中で、津波災害警戒区域の取り組みをどう反映しているのかということですが、津波防災地域づくりに関する法律第54条第1項に警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、次に掲げる事項について定めるものとするとして規定されており、その大略は、津波に関する情報や予報又は警報の発令と伝達に関する事項、避難施設その他の避難場所及び避難路に関する事項、市町村長が行う津波に係る避難訓練の実施に関する事項、防災上の配慮を要する者が利用する施設であつて、円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の名称及び所在地となっております。

これらは法で規定されていることから、当然、計画に記載しなければならない事項であり、改訂後の町防災計画においても記載されるものであります。

1番目の津波情報や警報発令の伝達に関しましては、通信手段の確保伝達協力体制の確保伝達訓練の実施を記載いたします。

2番目の避難場所、避難経路に関しましては、ハザードマップで既に周知済みですが、機会を通じて広報を検討することとしております。

3番目の避難訓練の実施に関しましては、北海道防災会議が実施する伝達訓練への参加、町主体の避難訓練の企画と実施を検討することとしております。

4番目の防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称及び所在地も記載することとしてございます。

以上のように計画に反映してくこととしております。

また、新年度での事業展開についてですが、計画の改訂後には特に住民に対する広報周知と避難訓練の実施に努めてまいりたいと考えております。

具体的には、当該警戒区域を含む町内会を対象に、単独あるいは合同で警戒区域の説明や避難訓練を実施していければと考えております。区域内の事業所についても、訓練への参加あるいは事業所独自の避難訓練の実施を呼びかけていきたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

次に、2点目の港湾センターのハード面、ソフト面での対策についてでございます。

基本的には、ハード対策はかなり難しいと考えており、ソフト対策が重点となるものと考えております。

国がまとめた港湾における地震津波対策のあり方や港湾の津波避難対策に関するガイドラインを見ましても、ハード対策としては防潮堤や防波堤があげられておりますが、それらは基本的に国が整備するものであり、整備にも相当程度年数を要するも

のであることから、ハード面での対策は直ちに対応することが難しいものであり、ソフト面からの対策が重点になると認識しています。

先に挙げたガイドラインにおきましても、短期的な対応が困難な場合は、確実に避難できることを最低限確保との記述がありますし、基本的には、速やかな避難の実施を中心に据えた対策を進めていくこととなるものと考えております。

具体的には、国、北海道、港湾管理者に加え、事業所など関係機関と連携しながら、体制の整備や避難訓練の実施などについての協議を進めていきたいと考えておりますので、ご理解願えればと思います。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

はい。議長。

確かに法律では、そういうふうになってます。ただ、法律は最低限そこまでしなさいよということであって、もちろん、先ほどもちよっと論議ありましたが、避難ビル、避難タワーなども含めて、色々全国的には各自治体で財源手当も含めて本当に苦労している。今日の道新にもありましたけれども。ですから、私は、最低限これはしましよって、いま町長、話ありました。まあそれはそれで是非しっかりと進めていかなければなりませんし、し、可能なそのハードの部分、国との協議、財源的なこと含めて、元々ある施設に関してはちよっとねっていうのがあるかも知れませんが、これから整備する、まあゼロから作るのではないんですけれども、かなり、壊してまた作る場所もあるんでしょうか。いずれにしても、事実上、町としての、北の江の島構想で言えば新しいもの、ですので、これはやはり、私は、基本的に飯田議員の質疑について言うと、飯田議員の論点っていうのは、私も同感するところなんです。しっかりと、時間が、その部分でかかったにしても、あの地域でのハードの部分についてもしっかりと、全国的な事例などを取り込んで、私は是非やってもらいたいと思います。

もし課長になるんでしょうか、まあ無ければいいんですが。

はい、すいません。

(議長)

副町長。

「副町長」

はい、まあ簡潔に言いますと、この避難タワーのことであつたり、避難タワーが無理なら現施設へのそういう高い場所確保、こういった状況だというふうに思います。

先ほど来、関連した質問ございますが、まさしく渡島半島から道東の方にかけての

避難タワーの建設。先に言うと、四国やあちらの関係についてはかなりの、言わば国の予算を付けながらやっている状況にありまして、じゃあ日本海のこの部分でどうなのかという部分は、問題意識としては持っていますし、一つ言えるのは、フェリー航路の港湾センターであると、こういうところの位置付けも持っています。いずれにしても北の江の島でまた拠点、言わば津波の3 mか5 mの場所に建つ部分の関係も、開発建設部との協議の中で進めていますので、そういった状況も、今、即答は出来ませんが、問題意識としては持っているというレベルでお答えさせていただきたいと、このように思います。以上です。

(議長)

はい。今度5番目の質問。小野寺議員。

「小野寺議員」

はい、よろしくお願いします。

では最後です。教育長にお聞きしたいと思います。

学校式典でのマスク外し、いわゆるマスク外し。保護者、学校現場の判断を尊重していただきたいという件についてお聞きしたいと思います。

この点については文科省の方で通知が出されております。同じようなものが道教委からも出されております。

教育長の執行方針、先ほど、午前中に述べておりました。卒業式での対応について、明示はありませんでしたが、卒業式はもう目の前です。町教委の考え方も各学校にもう伝えたとは聞いております。どのような対応なのかお聞きしたいと思います。

で、今、かなり少なくなってます。この質問書いた時から見てもかなり減ってますね。ですから、なかなか、私としても言いづらいところはあるんですが、でも、まだ、いわゆる第8波が完全に収束したとは言えないのかも知れません。まあそういう点では、科学的根拠も示さないでマスクを外すことを基本ということになれば、式典への参加に不安を感じる子どもも当然出てくる可能性はあると思います。

教育委員会として、生徒と教職員の安全を第一に考えて、保護者、学校現場の判断を尊重した対応を求めたいと思いますが、教育長の答弁をお願いいたします。

(議長)

教育長。

「教育長」

小野寺議員の学校式典でのマスク外し、保護者、学校現場の判断尊重をのご質問にお答えします。

今般2月10日付けで文部科学省が示した、卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方につきましては、北海道教育委員会を經由し同月の13日付けで通

知を受理したところであります。

教育委員会の対応としましては、まずは直ちにこの情報を各学校へ共有し、それぞれ対応を校内で議論していただくようお願いし、並行して町教委としての方針を協議してまいりました。

その後、2月の定例校長会議において、予め示した教育委員会の方針案をもとに協議したところであり、学校現場の判断を十分に尊重した中で、決定に至ったものであります。

また、町立小中学校の卒業式におけるマスク着用の対応につきましては、国及び道教委が示した基本的な考え方を踏まえたものとし、児童生徒及び教職員については、式全体を通じて、国歌校歌斉唱以外の場面において、マスクを外すことを基本としました。

但し、感染不安などからマスクの着用を希望したり、健康上の理由によりマスクを着用できない児童生徒もいることなどから、マスクの着脱を一律に強制するようなことはせず、あくまで、個人や家庭の考えを尊重するものとしております。児童生徒の間でもマスクの着用による差別偏見などが無いよう適切に指導を行うこととしていきます。

加えて、会場につきましては、座席間に触れ合わない程度の距離を確保した上で設営し、さらに高性能空気清浄機も必要数配備し、効果的な換気対策を実施するほか、保護者と来賓などにはマスクの着用をお願いするとともに、参加者には咳エチケットの勧奨、手指消毒、手指の衛生など、必要な感染症対策の徹底を講じているところであります。

なお、国の通知によれば、今後、入学式を含め、令和5年4月1日以降の新学期におけるマスク着用の考え方につきましては、学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とするなどとされており、これらに係る留意事項などについては、改めて知らされる予定となっております。当町におきましても、それらの取扱いを踏まえながら、生徒と教職員の安全を第一に考え、学校と十分に意見交換を重ねたうえ、学校教育における新たな学びの在り方を検討し適切に対応してまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

(議長)

いいですね。

「小野寺議員」

はい。

(議長)

はい。以上で今定例会に通告がありました一般質問は、すべて終了いたしました。これで、一般質問を終結いたします。

(議長)

日程第14から日程第36、議案第7号から議案第15号及び、議案第16号から議案第20号、議案第22号から議案第26号、議案第28号、議案第30号から議案第32号まで、令和5年江差町各会計予算並びに関連議案について、これを一括議題といたします。

一括して、提案理由の説明を求めます。

町長。

「町長」(提案説明)

ただ今一括上程となりました、議案第7号、令和5年度江差町一般会計予算及び議案第8号から議案第14号までの7特別会計予算、議案第15号、令和5年度江差町水道事業会計予算並びに、議案第16号から第20号、第22号から第26号、第28号、議案第30号から第32号までの計23議案についてでございます。

令和5年度予算につきましては、町政執行方針でも申し上げましたとおり、旧江光ビル跡地活用拠点整備や北の江の島構想推進、子育て教育環境充実をはじめ、町民が暮らしやすく、また町外からも魅力を感じられるまちづくりを進めるため、積極的な予算編成を行ったところでございます。

この結果、令和5年度の予算額は、一般会計で63億4,740万円、特別会計総額で25億5,101万2千円、水道事業会計では7億303万円、となったところでございます。

各会計予算案及び関連議案の具体的内容につきましては、各担当課長より説明させていただきますので、ご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりました。

ただ今、説明がありました、令和5年度各会計予算並びに関連議案について、各所管課の単位で補足説明を求め、質疑を受けることといたします。

(議長)

説明員入れ替えのため、4時、これなんだや。4時過ぎだのが。

16時15分まで休憩いたします。

休憩 16 : 04

再開 16 : 20

(議長)

休憩を閉じて再開いたします。

議会事務局、総務課、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、所管の予算並びに関連議案について、一括補足説明を求めます。

財政課長。

「**財政課長**」（補足説明）

私から、議会費並びに監査委員費について、ご説明します。

事業番号1番から6が議会費となっております。前年比180万ほどの増となっておりますが、人件費の増が130万、加えて議員活動における委員会時の車両借上げ、こちらで約45万ほど増となったことで、今回議会費が増となっております。

続きまして、事業番号76、77監査委員事務に関する内容です。こちらにつきましては、昨年度と大きな変更はございませんので、説明は割愛させていただきます。以上です。

（**議長**）

はい。次に、総務課長。

「**総務課長**」（補足説明）

私の方からは、総務課所管の条例4本と予算の方を説明させていただきます。

まず、条例の方、先に説明させていただきます。

最初に、議案第17号、江差町個人情報保護に関する法律施行条例の制定について、ご説明申し上げます。議案書は議案その2の差し替え版の5ページからとなります。資料は43ページからの資料42となります。

議案が差し替えになった点について、ご説明申し上げたいと思います。今回、条例に罰則規定がある場合は、事前に検察庁と協議することとなっており、経過措置において罰則を定めておりますことから、検察庁と協議をしていたものでございますけれども、検察庁から指摘を受けましたことから、今回修正版ということで修正させていただきました。協議が思った以上に時間を要しましたことから、結果としてすでに配布した議案を差し替えることとなりました。大変申し訳ございませんでした。

それでは、条例の内容をご説明いたしますが、資料42の方でご説明申し上げます。国では、個人情報保護法改正し、国独立行政法人、民間事業者、各地方公共団体について、それぞれ規定されていた規律を一元化いたしました。それに伴い令和5年4月1日からは、各地方公共団体においても法が直接適用されることから、改正後の個人情報保護制度に適合するように条例を整備することとなり、現行の条例を廃止して法律の施行条例として新たに制定するものでございます。

新たに制定する施行条例の概要でございますが、44ページからの（1）、条例の概要の表、こちらが新たに制定する施行条例の内容となっております。現行制度からどういうふうに変ったのか。主な変更点でございますが、それについては、46ペ

ージ中段の（３）、改正法が適用されることによる現行制度からの主な変更点をご覧ください。

新たに施行する法施行条例は、施行日は令和５年４月１日としているものでございます。

次に、議案第１８号、江差町個人情報保護審査会条例の制定についてご説明申し上げます。議案は、同じく議案目次その２の６ページからとなります。これについても、差し替え版となっておりますが、提案理由が個人情報保護施行条例とまったく同じ文言でしたので、そちらの方を訂正させていただいたものでございまして、条文の中身は変わってございませんので、ご承知を願いたいと思います。

説明につきましては、先程の資料の続きで説明させていただきます。４６ページの５、江差町個人情報保護審査会条例の概要からでございます。今回制定する審査会条例でございますが、これまで審査会に関しましては、現行条例で規定しておりましたけれども、現行条例が廃止されることに伴い、こちらも新たに条例を制定するものでございます。条例の概要につきましては、４６ページからの（１）、条例の概要をご覧くださいと思いますが、基本的には従前と同様の内容となっております。施行日は、令和５年４月１日でございます。

続きまして、議案第１９号、江差町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。議案書は１０２ページからとなります。資料は５０ページの資料４３、新旧対照表となります。これにつきましては先程述べましたように、現行の個人情報保護条例が廃止となり、法律の施行条例を制定するということになりましたので、現行条例を参照している条例について、参照先を条例から法律に改めたものでございます。施行日は令和５年４月１日でございます。

続きまして、議案第２０号、江差町議会議員及び江差町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例でございます。議案書は１０４ページをお開き願いたいと思います。資料は５１ページからの資料４４新旧対照表とでございます。新旧対照表でご説明いたしますが、町議会議員、町長選挙におきまして、選挙運動用自動車やビラなどの経費について、公費で負担することとして条例定めてございますが、その単価について国の規定が改正となったことから、条例においても国に合わせた単価に改正するものでございます。

まず、自動車の借入れについて支払うべき金額を１万５，８００円から１万６，１００円に、燃料の代金は７，５６０円から７，７００円に、次のページになります。ビラ１枚当たりの単価が７円５１銭から７円７３銭に改めるものでございます。施行日は交付の日からとしてございます。

続きまして、予算の方ご説明申し上げたいと思います。総務課と選挙管理委員会所管の予算の内容を説明いたします。予算資料の事務事業の一覧で新規事業大きく増減した内容を中心に説明申し上げたいと思います。

予算資料の８ページをお開き願いたいと思います。７番職員研修から１６番町例規

管理となります。内容は例年どおりで大きく変更となっている点はありません。

次に、9ページでございます。45番江差町交通安全運動推進協議会運営補助から、49番消費者問題住民運動対策、1つとんで51番公平委員会負担金から55番の諸費事務までとなります。

46番交通安全対策指導員配置ですが、1名勇退されたことや指導員も高齢化してきていることから、イベントの交通誘導など一部外部委託することで委託料の部分が増となっており、全体として120万円ほど増額となっております。

また47番の交通安全指導兼災害対応公用自動車購入でございますが、新規事業となっております。現在の公用車、足回りがかなり腐食しており、車検はほぼ通らないということで指摘を受けてましたので、新たに購入することで予算計上いたしました。

また、52番石川県珠洲市交流事業でございますけれども、新型コロナウイルスも5類に移行する見込みであることから、本年から復活できるのではないかと考えており、珠洲市と再開に向けて協議をしていきたいと考えてございます。それ以外は例年どおり大きく変更となっている点はありません。

次に、10ページでございます。72番選挙管理事務から74番江差町議会議員選挙でございますが、知事道議選挙は4月9日執行、町議選挙は8月10日満了でございますので、7月下旬の執行となろうかと思えます。その経費を計上してございます。

次に、11ページでございます。132番厚沢部町簡易水道施設更新事業負担金から134番の水道事業会計上水道高料金対策でございます。内容としては、例年どおりの内容となっております。

次に、12ページでございます。153番再生可能なエネルギー推進事務から、159番狂犬病野犬対策までとなります。153番の再生可能なエネルギー推進事務でございますけれども、ゾーニングの設定というのを目指してございますけれども、そのゾーニングを設定していくための先進地視察などの旅費を計上しているものでございます。それ以外は、例年どおりの内容となっております。

次に16ページでございます。286番の行政組合分担金、常備消防費から295番空き家対策推進まででございます。287番除細動器購入については、新規事業でございます。290番の消防団3号車両更新も新規事業でございます。294番の災害備蓄品整備につきましては、整備計画の目標とした数量にほぼ充足してきたことから、新年度は残りの数量分とローリングストック等々となり、昨年度から比較して200万円ほど減額となっております。それ以外は例年どおりとなっております。

予算の説明は以上となります。総務課の説明は以上となりますので、よろしく願いいたします。

### (議長)

以上で補足説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(議長)

質疑希望、はい、はい、はい。

はい。小野寺議員。

「小野寺議員」

3点お聞きします。

まず1点目ですが、指定管理者について、ちょっと全体的なことでお聞きしたいと思います。個別なことは、取りあえず入らないつもりでいますが、私しばらく、決算予算も含めて指定管理者の全体像取り上げていなかったのので、総論的にお聞きしたいと思います。

2点あります。全国的にこの指定管理者というのは本当に増えてって、よくワーキングプアとかですね、ブラック企業とか、別にここのことを言っている訳じゃないですよ。そういう意味で改めて働く方のその賃金に絞って、お聞きしたいと思うんですが、ある所で結局コロナの関係で、収入が減っちゃったと。その契約の仕組みなんでしょうかね、結局、その働いている人のそこにしわ寄せいっちゃったというのもありましたが、まず、1点目。江差の指定管理者の部分で、そういうことってあるのかなのか。ちょっと仕組みがよくわからないので、ちょっとお聞きしたい。これが1点目。

この点で2点目。そもそも、契約によって違うのかもしれませんが、ただ、事実上、働いている方、今まで江差町の直営だった部分が民間にいったというだけの話であって、そうすると、現時点で賃金水準、いわゆる賃金水準、契約の内容によるのかも知れませんが、どうなっているのか。民間並みなのか。役場で言えば会計年度職員並みなのか。仕事によって違うのか。いずれにしても、ちょっとお聞きしたいんですよ。この間物価が上がっているということも含めて、今いろいろ管理費用、中でそこらへんが何か考慮されているのかですね、その点についてお聞きしたい。が指定管理者の問題。

2点目。今年、町議選挙があります。去年、町長選挙もありました。選挙はありませんでしたが、全国的にもこの江差町でも投票率の問題、本当に低くなってきている。要因は、いろいろあるんでしょうけれども、総務省でも度々、いろんな取扱い、取り組み事例だとか出してますし、近隣町でもあのでこの手、試行錯誤で投票率向上の対策をとっております。送り迎えするとかですね、投票所まで車で連れていくとか、いろいろありますが、江差でも何かできる対策、いろいろあると思うんですけども、その点について、何か検討しているか、もしくは、検討していただきたい。この点についてお聞きしたい。

最後です。津波問題も今日出ましたが、津波に限らず町長の執行方針では、豪雨のことも触れてましたし、何あるかわかりませんが、いずれにしても、我々今何出来るかったら、避難訓練、江差町で本当にこの間、地域に入って苦労されているのも重々わかっていますが、ぜひ、それを続けてもらいたいのと、今日のここの予算質疑では、

いつも条件がいい時の訓練なんですよ。昼間だとかですね、全部条件が十分整ってから訓練だとか。じゃなくて、今、結構あちこちで冬、雪降っている時とか、夜だとか、だから、なかなか高齢者とかできないにしても、そういう厳しい条件というの、年に1回でもいいからですね、どっか対象者が仮に少なくてもいいから、とにかく厳しい条件の中で、もし今までやったことあるのならそれも含めてなんですが、せめて身近なところでそういう訓練もやったんだなというを我々自治会の立場でも、ぜひ、声掛けしてもらえれば、積極的に自治会でも対応できるかなと思うんですが、その点についてお聞きしたい。

以上、大きく3点です。

(議長)

はい。総務課長。

「総務課長」

小野寺議員から大きく3点、指定管理者、それから投票率と避難訓練。指定管理者に関しましては、総務課、選考委員会の事務局持っているというような立場で、答弁させていただいて、全体的な部分で、個別の部分になりましたら、各課でお願いしたいなとは思ってございます。

それで、収入コロナ、コロナで収入も減、それが例えば、指定管理者の経営だったり、賃金だったりに影響があるのかということなんですが、形態それぞれありまして、例えば、利用料金制度の施設もありますけども、それ以外の施設であれば、例えば文化会館、追分会館であれば、施設の収入と関係なく、あくまで管理に必要な経費、指定管理料として支払っております。その収入の部分は、町の方に入ってきますので、利用が少なくなったからといって、それが経営に影響を与えているということは、ないのかなと思っております。

2点目の指定管理者、2点目に賃金水準、これにつきましても、それぞれ形態によって違うというところもありますし、基本的にはやはり事業がいくら支払うかということなんでしょうが、指定管理料を算定する積み上げの中では、町としては、その会計年度任用職員並みということで、民間並みというのがどのレベルなのかという部分の疑義はあるんでしょうけども、総務課としては、会計年度職員並みということでの認識はあります。

例えば、ある施設であれば、係の職員から主任だった総括責任者という部分で、段階的なその賃金設定をしておりますけども、一番下の係職員でも会計年度任用職員並みでは計算しておりますので、相対的にはそれ以上ということの認識になるかなと思っております。

それから物価上昇、物価高騰に関してでございます。指定管理料4年間あるいは5年間で、年度、毎年度同額の指定管理料ということで、協定を結んでやっている訳なんですけども、基本協定書では、物価変動、あるいは事情変更が経済動向の変更があ

る場合は、指定管理者から申し出があれば、協議するという状況でございます。実際、昨年12月定例会だったと思います。燃料高騰で指定管理料、見直ししてございますし、申し出があれば協議をしていって、また、妥当であれば見直しをしていく。そのように対応していくこととなろうかと思っております。ただ物価高騰、どの程度であったら、数パーセントでもなのかといろいろございますので、まず、協議、お互いの協議でどれだけ経営に響いているのか、そういった部分の協議になろうかとは思っています。

次に、投票率ですね。投票率。今現在、投票率、町のホームページでも公表しておりますけれども、国政選挙と道政選挙でそんなに高くなく6割、60パーセント前後、町議選挙などでは、70パーセントぐらいということになってございます。

それで、総務省でも確かに事例集出しておりまして、期日前投票所、商業施設で開設するとか、移動支援等々の取り組み載っています。管内では、今金町で昨年、参院選の移動期日前投票所を施行していますし、上ノ国町では数年前から統廃合した投票所の区域の送迎バス運行しているということで、その辺は承知していたところでございます。町といたしましても、タイミングと言いますか、そろそろうちも検討していかなければならないと思っていたところでございまして、その辺、近隣の町村、経費だったり、投票率向上への起用はどの程度なのか、そういう部分を情報収集見極めながら、選挙管理委員会の委員さんの部分の意見も踏まえながら、前向きに検討していきたいなと思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

避難訓練でございます。日中の避難訓練ということで、これまでやってきた訳なんですけど、北海道厳しい冬、その夜にとかっていう部分も十分想定されます。そういったシチュエーションで実際に体験するというのは、議員おっしゃるとおり、大いに意義があると思っておりますので、実施については、検討して行きたいと考えてございます。今考えておりますのは、例えば、冬期に文化会館やまなびっく体育館などで段ボールベット、毛布、そういったので一晩過ごしてみるような避難所運営訓練をどこか特定の町内会自治会というよりは、オープンな訓練で希望者が誰でも参加できるようなもの、そういったもの、今のところはイメージしてございます。いずれにいたしましても、実施に向けて検討していきたいと考えておりますので、ご理解願えればと思います。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

1点だけ、再質問。

指定管理者の賃金の件ですが、その確認の方法、これ、前にも何年も前に聞いたことあるんですが、総務省のいろいろ見ても、なかなかそこまで、なかったような、例えば労働条件、勤務時間だとかですね、年休だとか、そういう部分については、当然、きちっと要件としていろいろ確認とか何かできそうなものもあったけど、賃金に関して

言うと、今、課長おっしゃったとおり、積算の根拠としては、今のお話のとおり会計年度任用職員の部分でありますよ、と言っているだけであって、果たして、その現場がきちっとその部分、払っているかどうかという確認は多分、していないですよ。もし、しているんだったら、してないですね、今のうなずきだと。これって、何らかな形でやる必要があるんじゃないでしょうか。もしくは、やれないんでしょうか。その点について、お聞きしたいと思います。

(議長)

はい。総務課長。

「総務課長」

ちょっとそれは、所管の課長さんとも話をしないと、ちょっと私だけの答弁でなかなか難しいかなと思いますんで、ご検討課題ということで受け取らせていただきたいなと思いますんで、よろしく願いいたします。

(議長)

いいですね。はい。他に質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

他に質疑希望ありませんので、議会事務局、総務課、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局所管予算並びに関連議案について、質疑を終わります。

説明委員入れ替えのため、暫時休憩いたします。

休憩 16 : 39

再開 16 : 39

(議長)

いいですか。いいですか。

はい。それでは、改めて会議を再開いたします。

次に、まちづくり推進課所管の予算並びに関連議案について、一括補足説明を求めます。

(議長)

誰だ。

まちづくり推進課長。

「まちづくり推進課長」（補足説明）

それでは、まちづくり推進課所管の予算につきまして、予算資料によって説明させていただきます。

8ページをお開き下さい。まちづくりは広報と企画事務、あと、統計、この3つの事務事業になってございます。

まず、8ページの中程です。17番、18番です。広報編集、令和5年度は4,150部を作成し12か月配布、その経費でございます。あと、情報周知発信強化については、ラインの発信でございます。今現在、2,653名の登録になってございます。

主要なところだけにさせていただきます。35番、9ページをお開き下さい。すいません。8ページの33番です。北の江の島構想推進でございます。2,057万6千円計上させていただいています。これらは、まず、1,898万6千円につきましては、北の江の島拠点施設整備基本設計の業務委託費、これは、まだ、施設の大きさ決まってございません。そういう意味では、公共の単価で2千㎡を想定したものの予算ということで、ご理解いただきたいと思います。その他に、地域力創造アドバイザーの経費を想定しております。

続いてですね、35番9ページ、35番をお開き下さい。ふるさと応援寄付金に対策でございます。予算額は、3億804万2千円でございます。令和5年度の目標額、寄付金の目標額は、2億円としてございます。2億からマイナスする部分に関しましては、寄付者への返礼品の経費ということで、ご理解いただきたいと思います。

37番です。開陽丸青少年センター補助金です。例年のものに併せまして、今年は、開陽丸記念館の展示を近い将来に考えてございます。そのリニューアルに向けた検討委員会の経費として、243万円を上乗せさせていただきました。

42番です。江差町地域公共交通活性化協議会の負担金でございます。令和5年度に策定となる公共交通計画、これのランニングに関して、企業に伴走していただくということで考えてございます。281万6千円。なお、この件に関しましては、近々3月中に議会の皆様に、また、説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

44番です。旧江光ビル跡地活用拠点施設整備で、3億7,313万1千円予算計上させていただきました。建設を含めた施設整備費全般でございます。まちづくり推進課の主たる事業についての説明、補足説明については、以上で終わります。

以上です。

（議長）

以上で、補足説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望、ありませんか。

（議長）

はい。室井議員。

## 「室井議員」

2点。

まずですね、33番江の島構想、一般質問でもいろんな議論ありました。これ、この間、何年かですね、いろんなやり取りしてきました。いろんな課題とか、いろんな新しい問題もどんどん増えてくる。でもね、いいですか。今、今日ね、心配して質問されたような内容はね、クリアできるでしょ。技術的に。やり方ありますよ。アドバイスしますよ。もし、来るのであれば。一番、心配なのは、あなた方、そういうのに対して自信がなくて、うやむやする。任せて下さい。下さいって言うぐらいのね、元気持って言いなさい、尾山課長さん。ね、できるから。専門家に聞いてみなさい。できない訳、ないんです。できます。しかも、それはね、やるとによって逆に平時は何かのね、あれに使うに、そういうこと考えるんですよ。それだけ、交渉次第。何かの時は、こっちのこういうふうに使えりなというふうなことも考えてやったことが1つ。

それと2点目。これも簡潔に。江光ビル跡地ね、これ、結構高くなってるんだ。資料でも見せてもらった。んーちょっとなというところあるから、これは設計屋さんコンサル入っているんでしょう。それと役場の建設課とよく相談してね、やっぱり、あのベランダになる部分ね、構造体表し、柱、梁見える。これは、料金化する一方だよ。それをカバーするには、金が多く掛かる。もう少し検討してね、いいですか。検討してもらって下さい。どういうコンサルか知らないけども、必要であれば、私が対応してもいいですよ。こういうふうにしてどうですか。議会として対応してもいいですよ。何でもかんでもね、コンサル上げてきたもの、うんうんって言うな。ちゃんとそこで、一壇おいて、一段落おいて、ちゃんと相談してみる。そういう考えあってもいいと思う。高いんですから。とっても高いんだよ。（議長：わがった、わがった）坪、畳2枚で270万だよ。かってないよ。こういう高い単価。坪当り単価。もう、尾山さんの家であればですね、何億って金になる。270万かける今の坪数でいけば。それは、遠慮しないで設計屋さん言って、こっちからも言う。（議長：意見だべ）もう少し上げられていうことを、頑張ってもらえますか。その2点。

## （議長）

いいですか。まちづくり課長。

## 「まちづくり推進課長」

ありがとうございます。元気がないということで、先程も、言われてましたけども、しっかり、これから1年間、整理対応していきたいと思えます。

専門家のご意見を聞きなさいというお話ありました。間違いなく、私たちがこの例えば、江光ビル跡地を検討するに当たっても、事務方ではなくて、専門家と話す中で、非常に、こう、明らかになってくる部分があります。今日、前回もそうですけども、飯田議員からも、あるいは、小野寺議員からも、いただきました心配の部分、そ

ういった部分はしっかり、その専門家に相談しながらクリアしていく。あるいは、それを上手く使っていくような形をとっていきたいと思います。

実は、道庁に補助金の相談にいった際も、当然最後の最後まで、国はその津波対策に関しては、どう対応するのかというところは、確認されるということは言われています。そういう意味では、私たちもこの江の島を進める上で、これは、絶対の条件だと思っていますんで、そういった専門家のご意見聞きながら進めていきたいと思いますんで、まず、そこは、ご理解いただきたいと思います。

2つ目、跡地の経費、非常に高いということは、以前から議員からご指摘いただいていましたし、我々もいろんな施設と比べると、確かに高いというふうに考えてございます。ただ、ぜひご理解いただきたいのは、これは、マックスの一番高い最高額だというふうに理解して下さい。要は国の補助金をもらうに当たっては、1億の事業費だということのあとに、1億5千万になった時に、財源手当ては1億分しかいただけません。そういう意味では、今回、本当に窓も最高で、そういう設備をしっかり、こう、かなりグレード高くしたもので考えてございます。そういう部分に関しましては、前回の全員協議会で議員からも窓に関しては、考えるべきではないかというお話をいただいていますんで、そういったところはしっかり整理しながら、最終的に実施設計上がった時点では、皆さんにご納得いただけるような数字になるように、イニシャルコストの低減、そこをしっかりと対応していきたいと思いますんで、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

(議長)

はい。いいですね。

定刻と・・・・・・・・。

「室井議員」

議長、ちょっと待って。

あの、課長ね。(議長：質問ですか) はい。質問ですよ。(議長：はい。室井議員) 私も、行政やりましたよ。何年か。補助申請してね、あとですよ、決定して、あとで、金額増えました。補助金また下さいなんて、こんなこと出来っこないっしょ。そんなことぐらい、私、わかってんだよ。だけどね、いかにして、持ち出しをね、少なくしていくのかということを検討するね、そういう知恵を持ちなさいということをお願いなんです。いいですか、それだけで。そういうふうにやりますね。検討しますね、はい。じゃ、しっかりした答えしてください。

はい。

(議長)

何だって。まちづくり推進課長。

### 「まちづくり推進課長」

当然、その今、実施設計やっている業者とあるいは、うちの建設水道課の建築技師含めて、しっかりその辺は、対応していきたいと思いますんで、ご理解いただきたいと思います。

### （議長）

やあ、田畑、手あげでる。どうする、さぎに、田畑、あでんのが。（小野寺議員：はいはいはい。議長）（事務局長：先にこれお願いします）んだべ。（事務局長：ちょっと待って下さい）ちょっと待って下さい。（室井議員：議長、まだ終わってないよ）

### （議長）

定刻の時間が迫っておりますが、まちづくり推進課所管予算の審議に終了するまで、議会時間を延長したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

### （議長）

異議なしと求め、まちづくり推進課所管予算並びに審議が終了するまで、時間、会議時間を延長することに決定いたしました。

はい。他に、（事務局長：小野寺さん）小野寺議員。

### 「小野寺議員」

2点、お聞きします。

1点目が開陽丸記念館。先程、課長から説明ありました。町長の施行方針にもありました。その点について、最後にこの文章、町長の執行方針の中にですね、展示の在り方につきまして検討していきたいと。今年、新年度、どこまで考えているのか。ちょっとついでに言うと、内部の問題、それから、外側と言いますか、調べたら結構金掛かりますよという話もありました。それから、そもそも北の江の島構想のあの中の重要な展示物と言いますが、施設なので、3つをバラバラということには当然、ならないなと思うんでうよね。改めて、その展示物の再検討と言いますか、在り方と言いますか、どんなスケジュール考えているのかというのと、もっと、もっとですよ、中身、もう魂本的にガラッと変えるぐらいの気持ちでやらないと、私は駄目でないのかなと思ってんですよね。だから、今、どこまで、どこまで考えているのか。さっき言ったその外、外側を直さなきゃなんない、お金が掛かります。北の江の島構想全体の中で、あんまりスピード遅れる訳にもいかないんじゃないのかなとか。そこら辺の兼ね合いも含めてどのようにお考えしているのか、お聞きしたい。それが、1点。

あともう1つ、最後。ホームページの問題です。何回か言っておりますが、私今回、一般質問とか、予算質疑の準備で、町からもらった資料は別にするとですね、多分、9割9分、ホームページで調べてます。だから本当にもう、最近はあらゆる資料が行政資料、今、国会でもいろいろ問題になってますが、際どいところも含めてギリギリの行政資料は本当にちゃんと載っている。江差、よくよく見ればですね、統計的なものだったら、ね、ご存じだと思うんだけど、本当に古いまんま。それからいろんな大事なものも、なかなか載っていない。たまたま江差の議会は、良くやっていますね。江差町の議会は、事務局は、我々がもらったやつは、多少遅れはありますが、全部、PDFで入っているんですよ。だから、役場のどっかにあるかなと思って探すよりも、議会関係は、議会の江差町の議会のホームページ見たらね、全部出てくるんですよ。素晴らしい。だけど、一般の方々がですね、議会事務局にいったら、江差の議会に出た資料があるならなんて、なかなかなかなか、行かないです、そこまで。やっぱりちゃんと、一般の江差町のホームページの中にですね、しかも新しいもの載せなきゃなんないと思うんですが、ちょっと、質問。この金額、ホームページに係る金額ってこれ何なんでしょうか。どの程度まで、委託しているんでしょうか。何か上っ面だけやって、中身は担当者がやっているんですか。ちょっと、教えて下さい。そこら辺。以上です。

**(議長)**

はい。まちづくり推進課長。

**「まちづくり推進課長」**

小野寺議員から、2点ご質問ございました。まずは、開陽丸の展示、展示って言うか、展示の関係です。2つありました。中の展示と、それから外のということで。外の在り方に関しては、一昨年、その劣化度調査以降、開陽丸とも意見交換し、内部でもしやるんだったら、こういうレベルかなということは、進めていますが、先程来、言うように、財源対策の部分で今難義してて、それをどうするかというところをしっかりと詰めていきたいと思っておりますので、まず、それは、ご理解いただきたいと思っております。

展示に在り方に関してです。展示については、先程お話したように、20年、20年経ったものでして、今の時代に本当に合っているのかということなかなか厳しい部分があるんだろうなと思ってます。そういう意味では、今回道の駅の整備、拠点施設の整備に併せて、展示に関してもやっていきたいなという方向で今は考えているんですけども例えば、展示をやります、それは多分実施ですね、その前に基本設計があって、基本計画があります。今回は基本構想というレベルでお考えいただきたいと思っております。あくまでも、例えば文化財の専門家、外ですね、文化財の専門家、観光の専門家、多言語の専門家、あと、地元の開陽丸財団の理事さん、そういう皆さんで数度、今、例えば、開陽丸展示するとしたら、中の展示を改修するとしたら、どうあるべきか。というところはしっかりと意見交換しながら、その基本計画の方につなげていく。

そういうことを考えてますんで、そこはご理解いただきたいと思います。

2つ目。ホームページに関してです。まず、この金額に関しては、サーバーの利用料というふうに考えて下さい。中身に関しては、町の方が町の担当課、まず、まちづくり推進課がやる部分と、あと、各課でやる部分あります。以前から何度もご指摘いただいて、私も大変申し訳ございません。この会議が終わりましたら、少し中身見ながら、各課へのと共有し、できるだけ早い時期に整理していきたいと思います。ご理解いただきたいと思います。

以上です。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

はい。直ぐ、終わります。

1点。開陽丸、中、中身の問題。中の展示。課長、ぜひ、先程言いましたいろいろそれぞれの立場の方々、それはわかりますが、もう1点。普段日常的には、あそこに行ってもらいたい方、子どもさんだとか、お母さんだとか、おじいちゃんでもいいでしょう。そういう人達の声、ぜひ、反映できような場、やっぱりね、その人たちが行って、楽しかった、良かった、勉強になった、というような展示物にならないと、私はやっぱり駄目だと思うんですよね。だから、ぜひ、そういう声が反映できような仕掛けを作っていただきたいと思いますが、もし、ご答弁あればお願いいたします。

(議長)

まちづくり推進課長。

「まちづくり推進課長」

ご意見は、しっかり受け止めながら、検討の段階でそのご意見を皆さんで共有しながら、どう進めていくか考えていきたいと思っておりますんで、ご理解いただきたいと思っております。

(議長)

いいですね。

他に、質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

(事務局長：飯田議員) はい。飯田議員。

**「飯田議員」**

はい。それでは、手短かに1点だけ。

北の江の島構想の構想推進、2千万弱の予算を組んでおりますが、これはですね、委託先はこれまでの総務省アドバイザーの大山さんでよろしいのか。今までと同様に。私の認識で前に一度、ここで、江差で意見交換といいますが、交換やりまして、ぜひ、冬の江差を見ていただきたいということで、その後、確か、来てもらえるような返事はあったんですが、新年度において、また、こちらに来て意見交換はされるのか。もし、この方に委託するとしたら委託の内容、設計も入るのか。例えば、道の駅に入るテナントの誘致も含めての委託なのか。その辺、お答えください。

**(議長)**

はい。まちづくり推進課長。

**「まちづくり推進課長」**

北の江の島構想の基本設計の今、お話をまず、中心にいただいたと思います。北の江の島、今回の基本設計に関しては、総務省の地域力創造アドバイザーではなくて、コンサル担当の方にこれまでの議論をしっかりと、基本、実施設計につなげるような、そういった形の基本設計を作っていただくということが、まず、大前提で今考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

大山アドバイザーに関しましては、冬も来てくれてます。あれは、3月の20日にも来ることになってます。皆さんからいただいた意見を具現化したというか、盛り込んだのは、去年の構想の中で盛りこめさせていただきました。例えば、先般、お話したように、中に入る店舗だとか、そういうところの考え方だとか、在り方だとかというところを今、やっていただけてますので、その点ご理解いただきたいと思います。とのことで、来年も携わっていただくことになってます。

はい。以上です。

**(議長)**

いいですね。

他に質疑希望ありませんか。

(「なしの声」)

**(議長)**

質疑希望ありませんので、まちづくり推進課所管予算並びに関連議案について、質疑を終わります。

(議長)

以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

これで散会いたします。

皆さん、大変ご苦労さんでした。

散開 17 : 00